補足説明資料 - 5

構外の観測潮位を活用した運用に係る補足説明資料

目 次

- 1. 構外の観測潮位を活用した運用
- 2. 構内の潮位計の確認・点検

参考 社内標準(案)抜粋

1. 構外の観測潮位を活用した運用

1.1 背景

構外の観測潮位の活用については、可能な限り早期に津波に対応するための運用として、保安規定以下に記載し、高浜発電所1,2号機の再稼働までに津居山地点の既往観測潮位を活用する方針である。

また、安全性向上に係る取り組みとして、津居山地点への当社潮位計の設置や、他地点への潮位計の設置等を検討することとしている。

本章においては、津居山地点の既往観測潮位の活用に係る運用を保安規 定以下に記載するに当たり、その具体的な設備構成と、安全性向上に係る取 り組みのうち、至近に実施可能な津居山地点への当社潮位計の設置につい て説明する。

1.2 構外の観測潮位の活用に係る設備構成

津居山地点の既往観測潮位および至近に実施可能な津居山地点への当社潮位計の設置に係る設備構成のイメージを図1に示す。

具体的な設備構成は以下のとおり。

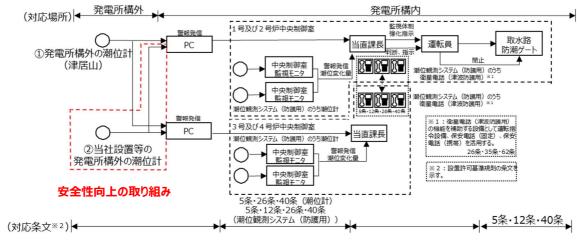


図1 安全性向上の取り組みに係る設備構成のイメージ

1.2.1 津居山地点の既往観測潮位の活用に係る設備構成

(1)設備構成

津居山地点の既往観測潮位については、津居山地点の既往潮位計、発電 所内外のデータ伝送ラインおよび中央制御室の監視モニタ(構外の観測 潮位表示用)で構成している。既往観測潮位の全体構成図を図2に示す。

高浜発電所

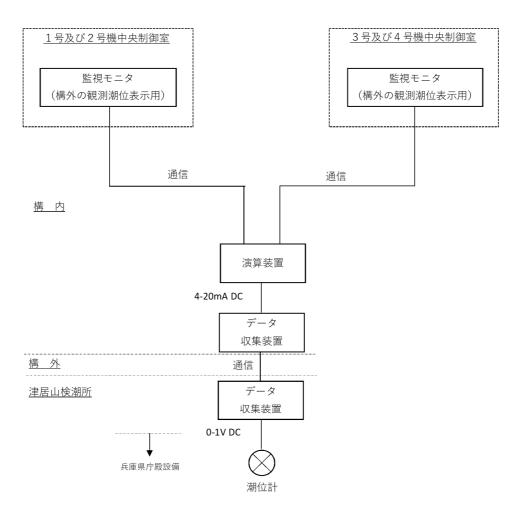


図2 既往観測潮位の全体構成図

(2) 潮位計の仕様

津居山地点の既往観測潮位では、フロート式水位計を採用しており、フロートの浮き沈みによりワイヤが上下し、歯車で水位の変動を検知する。 潮位計の概要図(イメージ)を図3に示す。

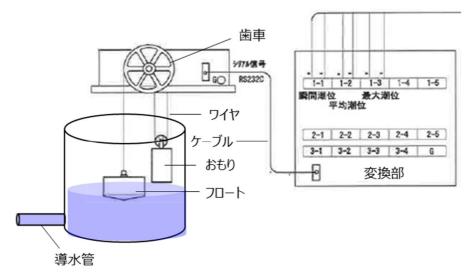


図3 潮位計の概要図(イメージ)

(3)データ伝送ラインの仕様

津居山地点の既往観測潮位データは、通信事業者の光専用回線を2回線使用して高浜発電所に伝送する。

(4) 監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の仕様

監視モニタ(構外の観測潮位表示用)は、潮位変化量およびトレンドグラフを表示するとともに、警報発信可能な設計とする。

具体的には、「発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測(10分以内に0.5mの水位が下降(上昇))」した場合、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「変化量注意」の警報が発信する。また、「発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測(10分以内に1.0mの水位が下降(上昇))」した場合、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「変化量警報」の警報が発信し、これらの警報を監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に識別して表示する。

(5)計装誤差を踏まえた情報発信基準

津居山地点での観測潮位が「10分以内に0.5mの水位が下降(上昇)した場合」を、津居山地点の潮位を計測する計装設備の情報発信基準とし、1号および2号機中央制御室並びに3号および4号機中央制御室に情報発信を行う。

なお、情報発信基準のセット値は、構内の潮位観測システム(防護用)による取水路防潮ゲートの閉止判断基準(トリガー)のセット値の考え方を踏まえ、計装誤差を考慮し「10分以内に0.45m」とする。津居山地点の観測潮位を用いた情報発信基準を図4に示す。なお、「10分以内に1.0mの水位が下降(上昇))した場合」、同様に計装誤差を考慮し、「10分以内

に 0.95m 」とする。

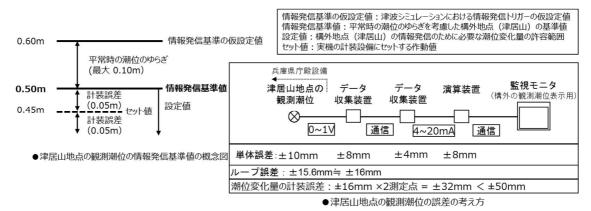


図4 津居山地点の観測潮位を用いた情報発信基準

(6)津居山地点の既往観測潮位の信頼性確保

津居山地点の既往観測潮位検出器は 1 台構成であるが、基本的に伝送ラインは 2 回線を使用しており、可能な限り多重化を図っている。

また、伝送ライン1回線故障時においても、他の1回線にて伝送を継続することができる。

さらに、構外伝送ラインの保守については、通信事業者が 24 時間 365 日の監視対応をしており、故障時において速やかな対応が可能である。

(7)津居山地点の既往観測潮位の故障検知

津居山検潮所の既往観測潮位計については、フロート式潮位計を採用しており、フロートの浮き沈みによりワイヤが上下し、歯車で水位の変動を検知することにより、想定される故障モード、故障した場合に想定される監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の指示変動および指示変動に伴う故障確認は表1のとおり。

想定される故障モードによって、監視モニタ(構外の観測潮位表示用) の指示は、指示固定、スケールダウンまたはスケールオーバーとなる。

指示固定した場合は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「信号不信頼」、スケールダウンまたはスケールオーバーした場合は、監視モニタ (構外の観測潮位表示用)に「故障」の警報が発信する設計としている。なお、指示固定とは30秒間潮位指示に変化がない場合をいう。

中央制御室において、運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称および潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。

なお、2018 年 1 月から 2019 年 10 月までの津居山の既往観測潮位データ分析結果を表 1 - 2 に示す。

当該期間の欠測 28 件のうち、計画外は 15 件、計画内は 13 件であった。計画外の欠測理由は、データ収録エラー及び現地潮位電源断によるものであり、いずれの故障についても前述の故障モードに包含されるため、中央制御室において、運転員は、監視モニタの警報音が発信したことを把握し、監視モニタの画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。また、故障により欠測が発生した場合、直ちに復旧に努めるとともに、兵庫県所管設備の故障の状況、復旧見込み等を兵庫県より速やかに連絡を受ける運用とする。

次に、計画内の欠測理由は、計画停電及び各種点検によるものであり、いずれの場合についても、兵庫県より事前連絡を受ける運用とする。なお、「1.3 構外潮位計の運用について」に示すとおり、津居山地点の既往観測潮位及び当社潮位計の2台による運用とし、それぞれの潮位計の点検時期の輻輳により、同時に2台の潮位計が欠測しない運用とする。

表1-1 フロート式潮位計の故障モード等の整理表

故障モード	監視モニタ指示変動※2	指示変動に伴う故障確認
ワイヤ断裂(おもり側)	指示固定	監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「構外潮位 信号不信頼」の警報 が発信する。運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が 発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で 警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を 確認できる。
歯車固着	指示固定	同上
導水管つまり	指示固定	同上
ケーブル地絡、電源断※1	スケールダウン	監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「構外潮位 故障」の警報が発信する。運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。
演算装置故障、データ収録エラー※1	スケールダウン又はスケール オーバー	同上

1:津居山既往観測潮位にて電源断およびデータ収録エラーによる故障実績あり

2: 各指示変動のイメージを示す。



表 1 - 2 津居山の既往潮位データ分析結果

		計	画 外				計	画内	
No	データ欠測開	始時刻	欠測時間	欠測理由	No	データ欠測開	始時刻	欠測時間	欠測理由
1	2018/11/22	11:31	10分	データ収録エラー	1	2018/2/17	8:21	9時間40分	計画停電
2	2019/1/6	0:59	2日 11時間	現地潮位電源断	2	2018/3/22	9:41	1時間20分	定期点検
3	2019/4/4	23:02	15時間4分	現地潮位電源断	3	2018/3/28	11:00	1分	風向風速計交換
4	2019/5/8	9:38	13分	現地潮位電源断	4	2018/3/28	12:11	1時間	風向風速計交換
5	2019/5/9	0:02	10時間11分	現地潮位電源断	5	2018/8/2	13:01	3時間40分	現地詳細点検
6	2019/5/31	12:41	10分	データ収録エラー	6	2018/8/3	9:01	50分	現地詳細点検
7	2019/7/12	10:01	10分	データ収録エラー	7	2018/8/31	13:31	10時間29分	計画停電
8	2019/10/4	1:21	10分	データ収録エラー	8	2018/11/2	17:51	1日 15時間30分	計画停電
9	2019/10/4	22:21	10分	データ収録エラー	9	2018/11/9	17:51	2日 2時間30分	計画停電
10	2019/10/5	0:41	10分	データ収録エラー	10	2018/11/14	9:51	50分	定期点検
11	2019/10/5	3:21	10分	データ収録エラー	11	2018/11/16	19:11	2日 14時間	計画停電
12	2019/10/5	9:11	10分	データ収録エラー	12	2019/9/5	12:21	3時間40分	現地詳細点検
13	2019/10/5	12:01	10分	データ収録エラー	13	2019/9/6	9:01	1時間40分	現地詳細点検
14	2019/10/5	15:11	10分	データ収録エラー					
15	2019/10/5	19:21	10分	データ収録エラー					
16	2019/10/12	15:41	3日 1時間20分	停電					

(8)津居山地点の既往観測潮位の点検

津居山地点の既往観測潮位は、定期的(プラント1サイクル毎)に以下の点検を実施する。

【点検内容】

- ・各機器の目視確認・清掃 各機器の目視確認・清掃を行い、致命的な損傷がないことを確認す る。
- ・ソフトウェア照合 演算装置プログラムのマスターソフトウェアとのソフトウェア照合 を行い、不整合がないことを確認する。(これにより計測範囲、警 報設定値の不整合も合わせて確認できる)
- ・入出力動作確認 津居山検潮所のデータ収集装置へ模擬入力し、発電所構内のデータ 収集装置、演算装置および監視モニタ(構外の観測潮位表示用)へ の出力を確認する。
- ・機能確認試験 演算装置に模擬入力を印加し、プログラム通りの設定値で警報が動 作をしているか確認する。

1.2.2 津居山地点の当社潮位計の設備構成

(1)設備構成

津居山地点の当社潮位計を用いた観測潮位については、津居山地点の 潮位計、発電所内外のデータ伝送ラインおよび中央制御室の監視モニタ (構外の観測潮位表示用)で構成している。当社潮位計を用いた観測潮位 の全体構成図を図5に示す。

高浜発電所

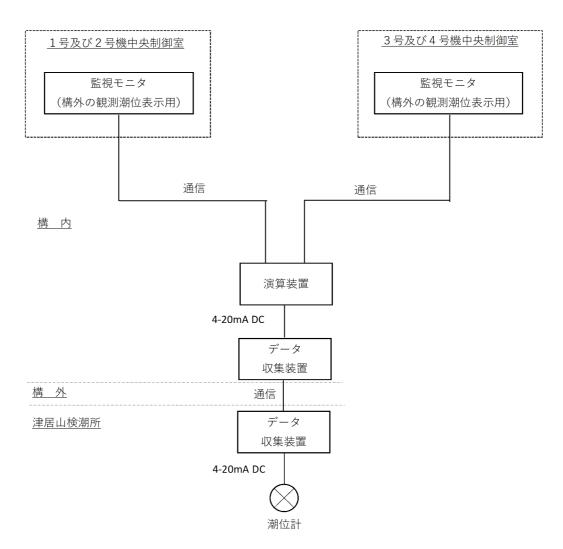


図5 当社潮位計を用いた観測潮位の全体構成図

(2)潮位計の仕様

津居山地点の当社潮位計は、差圧式の潮位計を採用する。差圧式潮位計の外形図を図6に、差圧式潮位計の取付図を図7に示す。

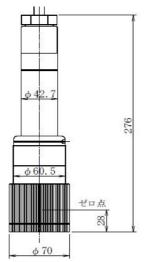


図6 差圧式潮位計の外形図

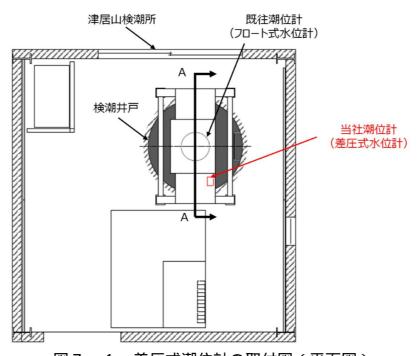


図7-1 差圧式潮位計の取付図(平面図)

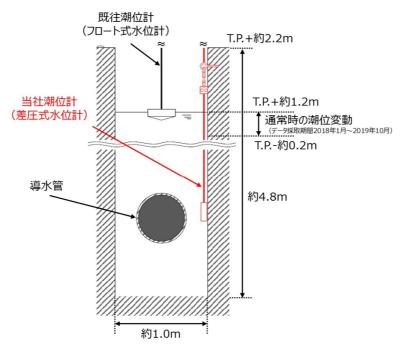


図7-2 差圧式潮位計の取付図(A-A 矢視図)

(3)データ伝送ラインの仕様

1.2.1(3)と同様。

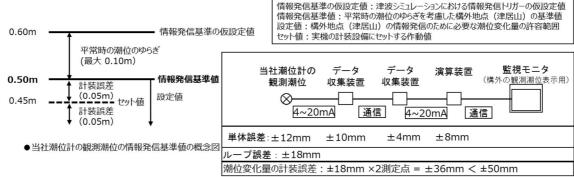
(4)監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の仕様

1.2.1(4)と同様。

(5)計装誤差を踏まえた情報発信基準

津居山地点での当社潮位計の観測潮位が「10分以内に0.5mの水位が下降(上昇)した場合」を、津居山地点の潮位を計測する計装設備の情報発信基準とし、1号および2号機中央制御室並びに3号および4号機中央制御室に情報発信を行う。

なお、情報発信基準のセット値は、構内の潮位観測システム(防護用)による取水路防潮ゲートの閉止判断基準(トリガー)のセット値の考え方を踏まえ、計装誤差を考慮し「10分以内に0.45m」とする。津居山地点の観測潮位を用いた情報発信基準を図8に示す。なお、「10分以内に1.0mの水位が下降(上昇))した場合」、同様に計装誤差を考慮し、「10分以内に0.95m」とする。



●当社潮位計の観測潮位の誤差の考え方

図8 当社潮位計の観測潮位を用いた情報発信基準

(6)津居山地点の当社潮位計の信頼性確保

1.2.1(6)と同様。

(7)津居山地点の当社潮位計の故障検知

津居山検潮所にて当社が新たに設置する潮位計については、差圧式潮位計を採用しており、水頭圧を測定することで水位の変動を検知することにより、想定される故障モード、故障した場合に想定される監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の指示変動および指示変動に伴う故障確認は下表のとおり。想定される故障モードによって、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の指示は、指示固定、スケールダウンまたはスケールオーバーとなる。

指示固定した場合は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「信号不信頼」、スケールダウンまたはスケールオーバーした場合は、監視モニタ (構外の観測潮位表示用)に「故障」の警報が発信する設計としている。なお、指示固定とは30秒間潮位指示に変化がない場合をいう。

中央制御室において、運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称および潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。

衣 Z	左	り 政
故障モード	監視モニタ指示変動	指示変動に伴う故障確認
検出器圧力導入口の詰まり	指示固定	監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「構外潮位 信号不信頼」の警報が発信する。運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。
導水管つまり	指示固定	同上
ケーブル地絡、電源断	スケールダウン	監視モニタ(構外の観測潮位表示用)に「構外潮位 故障」の警報が発信する。運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称及び潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。
演算装置故障、データ収録エラー	スケールダウン又はスケール オーバー	同上

表2 差圧式潮位計の故障モード等の整理表

(8)津居山地点の当社潮位計の点検

津居山地点の当社潮位計は、定期的(プラント1サイクル毎)に以下の点検を実施する。

【点検内容】

- ・各機器の目視確認・清掃 各機器の目視確認・清掃を行い、致命的な損傷がないことを確認す る。
- ・機器単体確認・動作検証 機器の単体検査および動作検証を行い、健全性を確認する。
- ・ソフトウェア照合 演算装置プログラムのマスターソフトウェアとのソフトウェア照合 を行い、不整合がないことを確認する。(これにより計測範囲、警 報設定値の不整合も合わせて確認できる)
- ・入出力動作確認 津居山検潮所のデータ収集装置へ模擬入力し、発電所構内のデータ 収集装置、演算装置および監視モニタ(構外の観測潮位表示用)へ の出力を確認する。
- ・機能確認試験 演算装置に模擬入力を印加し、プログラム通りの設定値で警報が動 作をしているか確認する。

1.2.3 津居山地点の観測潮位の健全性

津居山地点の既往観測潮位および当社潮位計は、1.2.1(8)および1.2.2(8)に示すとおり、定期的な点検により機能に異常がないことを確認している。

また、仮に、故障により観測潮位を欠測した場合においても、1.2.1(7)および1.2.2(7)に示すとおり、想定される故障モード、故障した場合に想定される監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の指示変動および指示変動に伴う故障確認により、中央制御室において、運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称および潮位のトレンドグラフを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。

これらを踏まえ、津居山地点の既往観測潮位および当社潮位計は、健全性を担保することが可能である。

1.3 構外潮位計の運用について

1.3.1 運用開始時期

当社設置の津居山地点の構外潮位計については、2021年1月に 運用開始できるよう対応を進めている。

1.3.2 運用方針

津居山地点の既往観測潮位及び当社潮位計の 2 台による運用を 2 0 2 1 年 1 月に開始予定であり、本運用開始を前提として保安規定・社内標準用を施行するものとする。

運用開始に当たっては、構外の観測潮位の観測データ数が増えることによって、保安規定に記載する「発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入並びに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測した場合の対応」、「発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応」及び「発電所構外の観測潮位欠測時の対応」(図9,10参照)に変更は生じない。

このため、今後検討する他地点への潮位計設置を含む更なる安全性 向上に係る取り組みの運用の詳細は社内標準以下に定めることとする。 なお、他地点への潮位計設置などの更なる安全性向上に係る取り組 みの検討状況については今後、安全性向上評価届出書等にてご確認い ただける。

安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画 を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必 要な体制および手順の整備を実施する。 (中略) 5.4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備とし て、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 (中略) h . 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応 (a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認 した場合の対応 ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止(プラント停止)する。また、A中央制御室から取 水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 「潮位観測システム (防護用)のうち、 2 台の潮位計の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5 m以上下降し、その後、最 <u>低潮位から 10 分以内に 0.5 m以上上昇すること、または 10 分以内に 0.5 m以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以</u> 内に 0.5 m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の 経路からの流入(以下、「敷地への遡上」という。)ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の 変動を観測し、その後、潮位観測システム(防護用)のうち、 2 台の潮位計の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5 m以 上下降すること、または 10 分以内に 0.5 m以上上昇すること。」を 1 号炉および 2 号炉を担当する当直課長と 3 号炉および 4 号炉を担当する当直課長の潮位観測システム (防護用)のうち衛星電話 (津波防護用)を用いた連携により確認 (この 条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。保安電話(携帯)、 指令装置のいずれかを用いた連携による確認を含む。以下、同じ。)

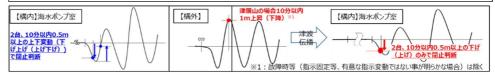


図 9 発電所構内で取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を 確認した場合の対応

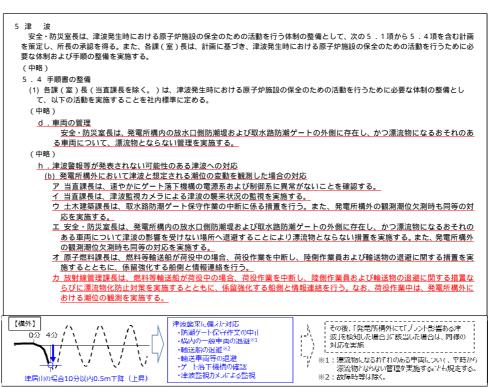


図 1 0 発電所外で津波と想定される潮位の変動を観測した場合 (発電所構外の観測潮位欠測時)の対応

1.3.3 運用方法

(1)通常時及び1台故障時の運用

津居山地点の既往観測潮位及び当社潮位計による詳細運用を表3に 示す。

通常時は、既往観測潮位計又は当社潮位計のいずれか 1 台が検知すれば判断 (1 out of 2) する。

また、1 台故障時は、故障した潮位計を除外し、故障した潮位計を復旧するまでの間、健全な1台で継続監視し、検知すれば判断(1 out of 1) する。

なお、「構外潮位 故障」又は「構外潮位 信号不信頼」の警報が発信した場合、運転員は、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称及び既往観測潮位計又は当社潮位計のいずれか 1 台の潮位データがスケールダウン、スケールオーバー又は指示固定した状態を継続していること、及び他方の潮位データが通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障を確認できる。

表3 津居山地点の既往観測潮位及び当社潮位計による詳細運用

	判断方法	イメージ
通常時	既往観測潮位計または当社潮位計のいずれか1台がプラント影響(の可能性)のある津波を検知すれば、津波襲来に備えた対応を実施する。	既往観測潮位計 当社潮位計 1/2 判断
1台故障時	故障した潮位計を除外する。 故障した潮位計を復旧するまでの間は、 健全な1台で継続監視し、プラント影響 (の可能性) のある津波を検知すれば、 津波襲来に備えた対応を実施する。	既往観測潮位計が故障した場合 既往観測潮位計 当社潮位計 1/1 判断
2台故障時		・ 的に欠測と同時に原則、津居山地点に津波が襲来したものとし、津波襲 本運用を保安規定・社内標準に定め、確実に運用する。

(2)2台故障時の運用

通常運転中、潮位計の故障により中央制御室に警報発信した場合、運転員が監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面を確認し、潮位計の故障を確認後、故障した潮位計を除外し、健全な1台で継続監視する。仮に、2台が同時に故障し、中央制御室に警報発信した場合、運転員が監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面を目視確認し、2台の故障を確認すれば、保守的に構外潮位計の全台欠測を津波襲来検知とみなして対応する。

具体的には、1号及び2号機中央制御室又は3号及び4号機中央制御室の当直課長は、構外潮位計の全台欠測を確認後、構内一斉放送にて構外潮位の全台欠測を構内全域に周知する。

表4に示すとおり、構外潮位計全台欠測時は、プラント影響の可能性がある津波(津居山で10分以内0.5m上昇(下降))を検知した場合と同様、運転員、保修課員又は作業員は、構内一斉放送にて構外潮位の検知を把握すれば、速やかに取水路防潮ゲート保守作業の中断、構内の一般車両の退避、ゲート落下機能の確認及び津波監視カメラによる監視を行う。

表 4 構外潮位計全台欠測時の対応

		イス・4 相が用	7位引生ロ人別時のスフルン	
	外で津波を検 した時の対応	構外潮位計 全台欠測時の対応	構外潮位計欠測時の対応に係る評価	
構内潮位計 2 台、10 分以内 0.5m 以上の「変 動」でゲート閉 止判断		<構外で津波を検知した時 と異なる対応> 構内潮位計2台、10分以内 0.5m以上の「上下変動」で ゲート閉止判断	構内潮位計 2 台、10 分以内 0.5m 以上の「上下変動」でのゲート閉止にて、最も時間余裕が厳しい津波に対し、約 9 分の余裕時間をもって、施設影響のある津波を防護可能	
ゲート保守作業 の中断		<構外で津波を検知した時 と同様の対応> ゲート保守作業の中断	保守的に欠測と同時に構外に津波が襲来した場合を想定して も、発電所へ津波が襲来するまでに復旧が可能であり、上段の 対応により施設影響のある津波を防護可能 なお、構外での津波検知時及び欠測時は、速やかに中央制 御室より連絡が入る体制を構築する。	
構内の一般車両 の退避		<構外で津波を検知した時 と同様の対応> 構内の一般車両の退避	保守的に欠測と同時に構外に津波が襲来した場合を想定して も、発電所へ津波が襲来するまでに退避が可能	
燃	(荷役中以 外の場合) 輸送船の 退避	<構外で津波を検知した時 と異なる対応> 対応操作なし	海底地すべり津波の最大流速、最高・最低水位に対し輸送船の 係留が維持できること、輸送船が岸壁に乗り上がらないこと、 着底や座礁等により航行不能にならないことを確認しており、 漂流物とならない。	
料等輸送	(荷役中の 場合) 輸送車両 等の退避	< 構外で津波を検知した時 と異なる対応 > (荷役中の場合) 現地における潮位監視によ り作業継続	作業は年間数日程度であり、夜間作業がないこと、欠測時の輸送車両等の退避による作業中断は、輸送工程への影響が大きいことから、作業時は構外潮位計設置箇所へ人を配置し、仮に構外潮位計の潮位伝送に異常が生じた場合には、現地にて潮位を確認し、構外潮位の監視が途切れないよう対応	
ゲーの確	·卜落下機構 記認	<構外で津波を検知した時 と同様の対応> ゲート落下機構の確認	ゲート閉止の前提条件であるため、欠測時は同等の対応を実 施。	
	『監視カメラ ○る監視	<構外で津波を検知した時 と同様の対応> 津波監視カメラによる監視	津波対応の前提条件であるため、欠測時は同等の対応を実施。	

(3)構外の観測潮位に異常がないことの確認について

予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合等において、「構外の観測 潮位に通常の潮汐とは異なる潮位変動や故障を示す指示変動がないこと」を 確認したうえで、作業を実施することとしている。

具体的には、作業責任者又は運転員は、作業実施前にA,B中央制御室に設置している潮位計の監視モニタ(構外の観測潮位表示用)を目視確認し、通常の潮汐とは異なる潮位変動及び設備故障がないことをそれぞれ以下の手順により確認し、各種点検・保修に着手する。

(a) 通常の潮汐とは異なる潮位変動の確認手順

図11に示すとおり、津居山地点における過去の潮位データを踏まえ、平常時の短時間の潮位変動は10分間で最大約0.1mであるのに対して、台風などの異常時の潮位変動は10分間で最大0.27m程度であることより、通常の潮汐とは異なる潮位変動を確認する。

(b) 設備故障の確認手順

1.2.1(7)「津居山地点の既往観測潮位の故障検知」及び1.2.2(7)「津居山地点の当社潮位計の故障検知」に示すとおり、故障が発生した場合、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の警報が発信したことを把握し、監視モニタ(構外の観測潮位表示用)の画面上で警報名称及び既往観測潮位計又は当社潮位計のいずれか1台の潮位データがスケールダウン、スケールオーバー又は指示固定した状態を継続していること、及び他方の潮位データが通常潮位を示していることを目視確認することにより、設備故障を確認する。

・平常時の潮汐による潮位変動

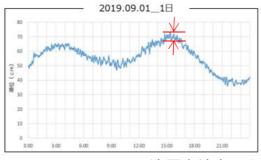
兵庫県の津居山地点において、兵庫県が潮位を計測しているが、観測潮位の瞬時値としてデータ提供を受けた2018年1月から2019年10月までの値で、平常時の潮汐の変動は最大で10分間において約0.10m程度である。

●通常時の潮汐の変動 2019年9月 瞬時値 (60秒間隔採取)

・台風などの異常時の潮位変動

台風などの異常時の潮汐変動について、代表として若狭湾 周辺の潮汐の変動が大きいと想定される2018年の台風21 号(中心気圧950hPa)の潮汐変動を確認した。 潮汐の変動は大きいところで10分間で0.27m程度である。

●2018年の台風21号の潮位データ 瞬時値 (60秒間隔採取)



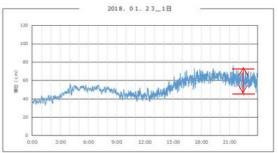


図11 津居山地点における過去の潮位データ

(4) LLW 輸送荷役作業中における構外潮位計全台欠測時の対応について

(a)背景

作業は、年間数日程度であり、夜間作業がないこと、構外潮位計全台欠 測時の輸送車両等の退避による作業中断は、輸送工程への影響が大きい ことから、荷役作業中は構外潮位計設置箇所へ人を配置し、仮に構外潮位 計の潮位伝送に異常が生じた場合には、現地にて潮位を確認し、構外潮位 の観測を行う。以下に具体的な資機材及び運用方法について説明する。

(b) 現地における潮位観測のための資機材について

潮位観測のための資機材として、レーザー距離計を採用し、海水面に浮かせたフロートにレーザーを照射することにより、潮位の変動を観測する。レーザー距離計を含む資機材(以下、仮設潮位計という)の設置イメージを図12、仕様等を表5に示す。潮位の変動データについては、レーザー距離計から、現地設置のパソコンに伝送し、現地監視人が測定結果を確認する。確認イメージについては図13に示す。

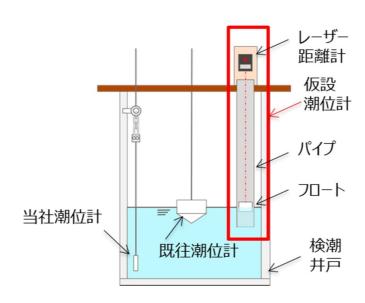


図12 仮設潮位計の全体構成図

表 5 仮設潮位計の仕様等

レーザー距離計	項目	仕様
1000 2501 2501 11005 1-112	測定精度	± 2mm
	電源	単 4 アルカリ乾電池 × 2 本

日付	時刻	測定値	10分変位(上昇)	10分変位(下降)
Ц ТУ	时刻	[m]	[m]	[m]
2020年12月1日	6時31分50秒	0.76	_	-
2020年12月1日	6時32分00秒	0.77	+ 0.00	- 0.01
2020年12月1日	6時33分10秒	0.78	+ 0.00	- 0.02
2020年12月1日	6時33分20秒	0.77	+ 0.01	- 0.01
2020年12月1日	6時33分30秒	0.77	+ 0.01	- 0.01
2020年12月1日	6時33分40秒	0.77	+ 0.01	- 0.00
LULU-T	0		9.00	0.2
2020年12月1日	6時42分30秒	1.10	+ 0.00	- 0.34
2020年12月1日	6時42分40秒	1.13	+ 0.00	- 0.37
2020年12月1日	6時42分50秒	1.15	+ 0.00	- 0.39
2020年12月1日	6時43分00秒	1.21	+ 0.00	0.45
2020年12月1日	6時43分10秒	1.25	+ 0.00	0.48

10 分間の最大(最小)値と現時点での測定値を比較して、10 分変位(下降)及び(上昇)を確認する。情報発信基準値(10 分以内に 0.45m)を超過した場合は警告として赤色表示される。

図13 測定結果の確認画面イメージ

(c) 監視体制

構外潮位計が全台欠測した場合、津居山地点に現地監視人(2人)にて、 仮設潮位計で潮位観測を開始し、津波監視を行う。

(d)情報発信基準と通報連絡フロー

津居山地点での観測潮位が「10分以内に0.5mの水位が下降(上昇)した場合」を、津居山地点の潮位を計測する計装設備の情報発信基準とし、情報発信を行う。

なお、情報発信基準のセット値は、構内の潮位観測システム(防護用)による取水路防潮ゲートの閉止判断基準(トリガー)のセット値の考え方、津居山地点の既往観測潮位計及び当社潮位計のセット値を踏まえ、「10分以内に0.45m」とする。

また、構外潮位計全台欠測時及び情報発信基準超過時の通報連絡フローを図14に示す。

構外潮位計全台欠測時には、当社責任者である放射線管理課長から作業責任者に、作業責任者は現地監視人に仮設潮位計による潮位観測を開始し、津波監視を行うよう指示を行う。情報発信基準超過時には、現地監視人から作業責任者に、作業責任者は放射線管理課長に情報発信基準超過を連絡する。

連絡手段については、携帯電話 (2台(予備1台を含む)) にて、構外 潮位計全台欠測時点から、常時通話状態とし、通話ができないことを確認 した時点で、保守的に「(e)構外潮位が観測できない場合の対応」を行 うこととする。

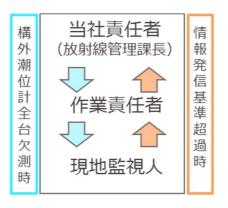


図14 構外潮位計全台欠測時及び情報発信基準超過時の通報連絡フロー

(e) 構外潮位が観測できない場合の対応について

構外潮位計及び仮設潮位計のいずれによっても、潮位が観測できない場合は、保守的に、津居山地点に津波襲来を判断した際と同様に、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避ならびに漂流物化防止対策を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。

2. 構内の潮位計の確認・点検

2.1 日常確認

構内の潮位計が動作可能 ¹であることを確認するために、1日に1回、以下の項目を確認する。

1:中央制御室にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動を確認できること

【確認内容】

- ・目視確認
 - ・監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)及び監視モニタ(3号 及び4号機中央制御室)の潮位表示値並びにトレンドグラフを目 視確認し、指示が正常であることを確認する。
 - ・監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)及び監視モニタ(3号 及び4号機中央制御室)の警報表示窓を目視確認し、警報が発信 されていないことを確認する。

2.2 定期点検

構内の潮位計は、定期的(プラント1サイクル毎)に以下の点検を実施する。

【点検内容】

- ・各機器の目視確認・清掃 各機器の目視確認・清掃を行い、致命的な損傷がないことを確認す る。
- ・機器単体確認・動作検証 機器の単体検査および動作検証を行い、健全性を確認する。
- ・ソフトウェア照合 ² 演算装置プログラムのマスターソフトウェアとのソフトウェア照合 を行い、不整合がないことを確認する。(これにより計測範囲、警報設定値の不整合も合わせて確認できる)
- ・入出力動作確認 電源箱および演算装置へ模擬入力し、監視モニタ表示への出力を確 認する。
- ・機能確認試験 演算装置に模擬入力を印加し、プログラム通りの設定値で警報が動 作をしているか確認する。

2:構内の潮位計について論理回路はないが、取水路防潮ゲート の閉止判断基準に係る潮位変動が発生した際に発信する警報 はプログラムにより構成されているため、そのプログラムが 正常であることを確認する。

2.3 故障検知

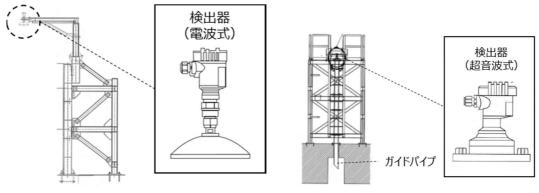
高浜発電所の構内潮位計は、非接触式潮位計を採用しており、超音波 や電波が、液面から反射して戻ってくるまでの時間を測定することによ り水位の変動を検知する。今回申請の潮位計の構造図を図15に示す。

想定される故障モード、故障した場合に想定される監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)及び監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)の指示変動並びに指示変動に伴う判断方法は表6のとおり。想定される故障モードによって、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)の指示は、スケールダウン又はスケールオーバーとなる。

スケールダウン又はスケールオーバーした場合は、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)に「故障」の警報が発信する設計としている。監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)に「故障」の警報が発信した場合、運転員は、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)の画面上で警報名称及び潮位データがスケールダウン又はスケールオーバーした状態が継続していること、及びそれ以外の3台の潮位データが通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障した潮位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。

なお、スケールダウン又はスケールオーバーに至らない指示突変により、「変化量注意」・「変化量警報」が同時に監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)に発信した場合、運転員は、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)の画面上で警報名称及び潮位データの指示突変が発生していること、及びそれ以外の3台の潮位データと同様に通常潮位

を示していることを目視確認することにより、即座に故障した潮位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。



2号機潮位計

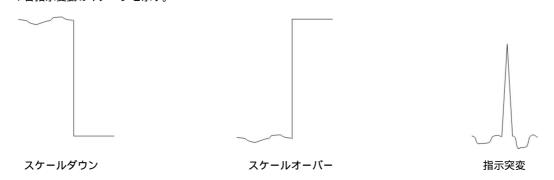
3号機潮位計

図15 今回申請の潮位計の構造図

表 6 非接触式水位計の故障モード等の整理表

故障モード	監視モニタ指示変動※	指示変動に伴う故障確認
検出器前面への 水滴等の付着	スケールダウン、スケール オーバー又はこれらに至 らない指示突変	スケールダウン又はスケールオーバーした場合は、「故障」の警報が監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)に発信する。運転員は、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(1号及び4号機中央制御室)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)の画面上で警報名称及び潮位データがスケールダウン又はスケールオーバーした状態を継続していること、及びそれ以外の3台の潮位データが通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障した謝位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。なお、スケールダウン又はスケールオーバーに至らない指示突変により、「変化量注意」・「変化量警報」が同時に監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)で発信した場合、運転員は、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)の画面上で警報名称及び潮位データの指示突変が発生していること、及びそれ以外の3台の潮位データと同様に通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障した潮位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。
ガイドパイプ内へ の水滴等の付着	同上	同上
ケーブル地絡、電源断	スケールダウン	「故障」の警報が監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)に発信する。運転員は、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)の警報音が発信したことを把握し、監視モニタ(1号及び2号機中央制御室)又は監視モニタ(3号及び4号機中央制御室)の画面上で警報名称及び潮位データがスケールダウンした状態を継続していること、及びそれ以外の3台の潮位データが通常潮位を示していることを目視確認することにより、即座に故障した潮位計を除外するとともに、健全な3台で潮位監視を継続し、2台が津波を検知すれば取水路防潮ゲートを閉止判断できる。
変換器故障、 データ収録エラー	スケールダウン又はス ケールオーバー	同上

: 各指示変動のイメージを示す。



3. 構外・構内潮位計の運用

3.1 動作可能及び動作不能の定義

既認可の保安規定第34条(計測及び制御設備)では、動作可能及び 動作不能を「動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機 能が達成される場合をいう。また、動作不能とは、特に定めのある場合 を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパ スする場合又は不動作の場合をいう。」と定義している。

構外・構内潮位計の機能を踏まえると、「動作可能とは、監視モニタにて潮位変化量の表示及び警報の発信ができる場合をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルを除外する場合又は演算装置のハードウェア又はソフトウェアの故障等により、監視モニタにて潮位変化量を表示又は警報を発信できない場合をいう。」と定義する。

3.2 演算装置の故障モード

構外及び構内潮位計の演算装置については、ハードウェア又はソフトウェアいずれの故障モードに対しても速やかに異常を検知する機能を有する設計としており、判断基準に影響を与えない設計となっていることを確認している。以下にハードウェアに起因する異常及びソフトウェアに起因する異常への対応を説明する。

3.2.1 ハードウェアに起因する異常への対応

ハードウェアに起因する異常については、中央制御室の監視モニタに警報が発報され、速やかに異常を検知可能である。表7にハードウェアの故障モード及び異常検知機能を示す。

3.2.2 ソフトウェアに起因する異常への対応

ソフトウェアに起因する異常についても、ソフトウェアライフサイクルプロセスの各段階において異常を検知可能である。表8にソフトウェアライフサイクルプロセスにおける不具合の発生要因、動作不能状態及びソフトウェア管理活動を示す。

開発段階においては、ベンダーの品質保証によりソフトウェアの不 具合が混入しない対策を講じており、ソフトウェア故障の可能性は十 分低く抑えられている。

しかし、特定できない不具合がソフトウェアに内在することを想定 した場合、実機供用段階におけるソフトウェア故障を否定できない。 このため、より一層の信頼性向上の観点で、運転・変更・廃止段階においては、事業者の定期点検、設備保全等によりソフトウェアの不具合が発生していないことを確認するとともに、不具合を確認した場合は、ソフトウェアのバージョンアップ等により正しいソフトウェアへ更新することが可能である。

なお、演算装置は、4台のうち固定しない予備を設けること、各チャンネルが独立していることから、1台ずつソフトウェアの更新ができる設計としている。このため、1台のソフトウェアが更新中の場合においても、3台による潮位監視が可能であり、判断基準に影響を与えない設計としている。

これらの開発・運用上の多層的な配慮により、ソフトウェアの高い信頼性を確保している。

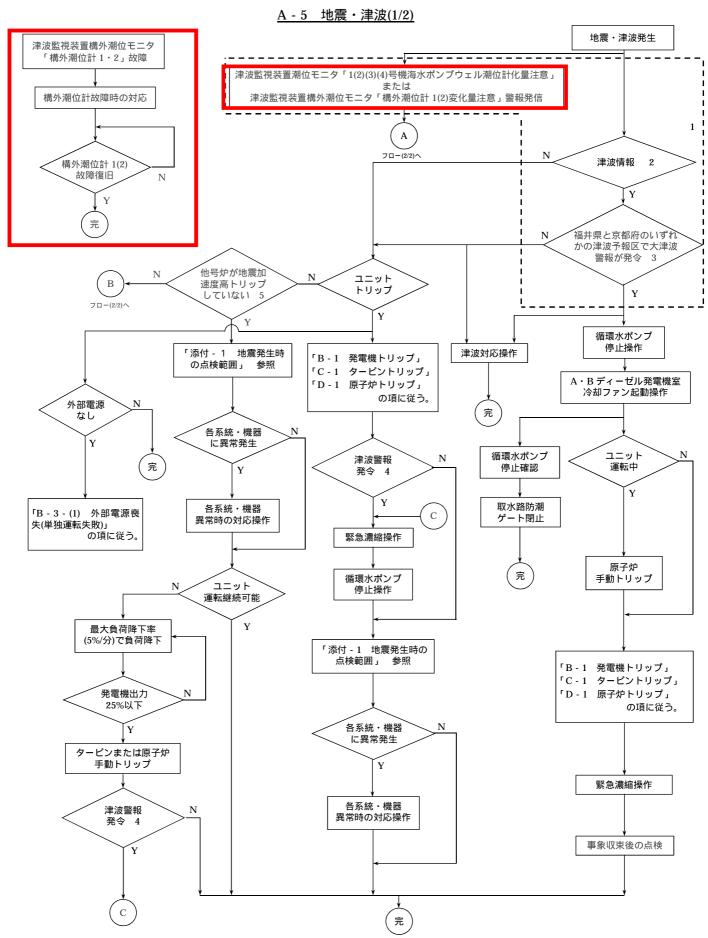
表7 ハードウェアの故障モード及び異常検知機能

	なった。フェンジは存在して大シャロコスを担合
故障モード	故障モードに対する異常検知機能
電源ユニットの経年劣化	電源ユニットが故障した場合、電源断となることにより監視モニタが演算装置にアクセスできなくなり、電源断後、10 秒程度で監視モニタに通 信エラーの警報が発報される。また、演算装置の表示ランプは全て消灯する。
C P Uユニットの経年劣化	CPU が故障した場合、監視モニタが演算装置にアクセスできなくなり、故障後、10 秒程度で監視モニタに通信エラーの警報が発報される。また、演算装置の表示ランプは異常ランプが点灯する。
入力モジュールの経年劣化	人力モジュールが故障した場合、監視モニタへ即座に故障警報が発報される。また、演算装置の表示ランプは異常ランプが点灯する。
10 モジュール読込エラー	IO モジュールに入力される潮位データを読み書きできない場合、監視モニタへ即座に故障警報が発報される。また、演算装置の表示ランプは異 常ランプが点灯する。
アクセス異常	検出器から演算装置への入力が正常に行われない場合、10 秒程度で故障警報を監視モニタに発信するとともに、電源箱に警報ランプが点灯する。また、演算装置から監視モニタへの出力が正常に行われない場合、10 秒程度で故障警報を監視モニタに発信するとともに、演算装置に警報ランプが点灯する。
プロセッサ動作異常	プロセッサが異常動作を行った場合、監視モニタへ即座に故障警報が発報される。また、演算装置の表示ランプは異常ランプが点灯する。
不正命令の検出	存在しない命令コードを検出した場合、監視モニタへ即座に故障警報が発報される。また、演算装置の表示ランプは異常ランブが点灯する。
命令エラー	演算対象データに異常な値が設定された場合 0 での割り算など)、監視モニタへ即座に故障警報が発報される。また、演算装置の表示ランプは異 常ランプが点灯する。
データ処理遅延	サンプリング周期以内にプログラムを実行できない場合、監視モニタへ即座に故障警報が発報される。また、演算装置の表示ランプは異常ランプ が点灯する。

表8 ソフトウェアライフサイクルプロセスにおける不具合の発生要因、動作不能状態及びソフトウェア管理活動

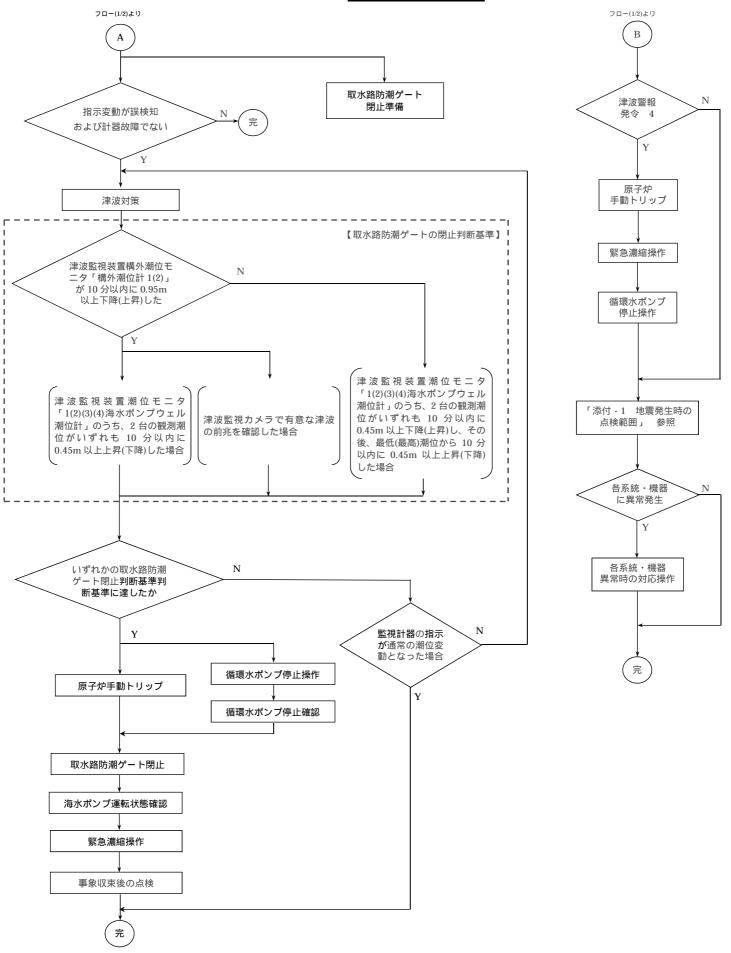
ソフトウェアラ イフサイクルブ ロセス	不具合の発生要因	動作不能状態	ソフトウェア管理活動
開発プロセス	設計段階でプログラムや コンパイラにパグやエラ ーが残った状態が維持	システム設計要求仕様が正しくソフトウェア設計要求仕様に反映されず相違がある状態	定周期処理、シングルタスク構成、割り込み処理なしの簡素なソフトウェア処理構造にするとともに、可視化言語(ラダープログラム)を適用し、エラーやバグの確認を容易としている。
	ソフトウェアの製作段階 でパグやエラーが混入	ソフトウェア設計要求仕様通りに正しくソフト ウェアが製作されず相違がある状態	工場出荷前段階における健全性確認試験(メモリ検査、プログラム実行検査、通信検査、リアルタイムクロック検査等)により、バグやエラーが混入していないことを確認している。
運転プロセス	実機供用期間中にプログラムエラーやパグが発生	ソフトウェアの不具合により、監視モニタにて潮位変化量を表示又は警報を発信できない状態	・定期点検(マスターソフトウェアと実機に装荷したソフトウェアの照合及び演算 装置に模擬入力を印加しプログラム通りの設定値で警報が動作をしていることを 確認する)により、双方のソフトウェアの設定値等の位一致を確認する。 ・設備保全(監視モニタや演算装置の巡視点検)により、システム異常有無を定期 的に確認する。
変更プロセス	ソフトウェアの変更ミス	丁旦	・「ソフトウェア等変更承認票」により、変更箇所、変更原本となる実機ソフトウェアのバージョンおよびマスターソフトウェアのバージョン、変更予定日、変更予定者、変更の要求元、変更内容、変更理由、変更による影響評価結果を記した帳票を確認する。 ・新たな設計・開発となる場合、変更作業計画が要求事項を満たしていることを確実にするために対比して検証するとともに、試運転、現地または工場性能試験、検査を実施し、変更内容の妥当性を確認する。 ・装荷段階における機能確認試験により、正しいソフトウェアが装荷されたことを確認する。 ・なお、演算装置は、4台のうち固定しない予備を設けること、各チャンネルが独立していることから、1台ずつソフトウェアの更新ができる設計としているため、1台ずつソフトウェアの更新ができる設計としているため、1台のシフトウェアの更新ができる設計としているため、1台のソフトウェアの更新ができる設計としているため、1台のシフトウェアの更新ができる設計としているだめ、1台が基準に影響を与えない設計としている。
廃止プロセス	旧ソフトウェアの誤用		マスターソフトウェア及び実機に装荷したソフトウェアを完全に破壊し、記録内容 が読み取られ再使用されないような措置を行う。

津波警報等が発表されない可能性のある 津波への対応に係る社内標準(案) 【事故時操作所則】



- 1 ____ 内はフローが完了するまでの間、津波情報の有無を常時監視し、情報に応じた対応に移行することを意味している。
- 2 津波情報とは、遠方で発生した地震等で、(一財)日本気象協会の地震情報が ない場合でも、津波注意報または津波警報が発令している場合を含む。
- 3日本海を震源とする地震により、福井県と京都府のいずれかの津波予報区で大津波警報が発令された場合
- 4 日本海を震源とする地震により、福井県と京都府のいずれかの津波予報区で津波警報が発令された場合
- 5 他号炉とは 2・3・4 号炉のことをいう。

A-5 地震・津波(2/2)



順序	担当	操作	確認および注意	関連画面
		【海底地すべりによる津波剤	 巻生を検知した場合】	
1	課長	海底地すべりによる津波発生の徴候を検知 すれば、海底地すべりによる津波発生時の 対応操作を行うよう全員に指示する。		
2	課長 抵制 主機		津波監視装置潮位モニタ「1(2)号海水ポンプウェル潮位計」、津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計1(2)」の指示変動が誤検知および計器故障でないことを次により確認する。 (計器の故障と判断した場合は、計装保修課長に連絡する。 運転操作、作業に伴う潮位変動でない。 明らかな計器故障でない。 複数の監視計器のうち、1 つの監視計器が単独で指示変動していない。	
3	課長	1号機または2号機津波監視装置潮位モニタで警報が 発信した場合は、B中央制御室当直課長に衛星電話(津 波防護用)を使用して警報が発信したことを連絡する。		
4	課長	所内一斉ページングにより避難指示を行う。 (1)海岸付近から全員避難するよう所内一 斉ページングを行う。	ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併する。	
	課長	(2) 放水口付近の作業員に対し車両に乗車 し高所に避難するよう所内一斉ページ ングにより指示する	ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併し、B中央制御室にて1・2号 - 3・4号を合併した後、B中央制御室、A中央制御室の順で所内一斉ページングを実施する。	
	全員	(3) 海岸付近から全員避難する。		
5	課長	津波と想定される潮位を観測したことを、 関連各課長に連絡する。	○ 安全・防災室課長○ 土木建築課長○ 原子燃料課長○ 放射線管理課長② 取引線管理課長② 取引線管理課長	
6	補機	取水路防潮ゲートに移動する。		
7	主機補機		取水路防潮ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。 (○ 現場操作者は、確認後高台で待機する。) (○ 遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止操作を行う。	

順序	担当	操作	確認および注意	関連 画面
8	班長	津波情報の収集に努め、結果を当直課長に報告する。		
9	班長	海底地すべり津波発生に伴い、関連パラメ ータの監視を強化する。		
	主機	(1) 津波監視設備	次の各パラメータ等を確認する。	
			a. 津波監視カメラ(放水口側)	
			b. 津波監視カメラ(取水口側)	
			c. 津波監視装置潮位モニタ「1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計」	
			各潮位計の指示および津波監視装置潮位モニタ で発信した警報は、A中央制御室当直課長とB中 央制御室当直課長が連携し、衛星電話(津波防護 用)を使用して情報共有を行う。	
			d. 津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計	
			1 • 2 」	
	主機	(2) 取水口潮位	次の各パラメータを汎用トレンド等で確認する。	
			~。 a. ロータリースクリーン下流側水位	JW-1
			b. 取水口潮位	JW-1
	主機	(3) ロータリスクリーン下流側水位が低い	a. 津波による人身災害を防止するため、中央	JW-1
		場合は、循環水ポンプ出口圧力および海水ヘッダ圧力の監視を強化する。	制御室計器により監視する。 b. ロータリスクリーン下流側水位が海水ポンプ、循環水ポンプの許容量最低水位以下に低下する場合は、【添付 - 5】「潮位異常低下時の処置」の処置を並行して行う。	SW-1
	主機	(4) タービン建屋等の窓、扉、シャッタの	【屋外操作は実施しない。	
	補機	点検・閉鎖を行う。	,	
	班長		(5) 水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態を確認する。	
			開放されている場合は、所内一斉ページン グ等により扉開放者に閉止するよう連絡 する。	

順序	担当	操作	確認および注意	関連 画面
10	課長	津波監視装置潮位計が次のいずれかの状態となり、海底地すべり津波によるプラント停止を判断すれば、対応操作を行うよう全員に指示する。 (1) 津波監視装置潮位モニタ「1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計」のうち、2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.45m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.45m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.45m以上下降することを観測した場合	B中央制御室当直課長と衛星電話(津波防護用)を使用して情報共有を行う。 指示変動が誤検知および計器故障でないことを次により確認する。 ○ 運転操作、作業に伴う潮位変動ではない。 ○ 明らかな計器故障ではない。 ○ 複数の監視計器のうち、1つの監視計器が単独で指示変動していない。	
		(2) 津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計1(2)」において10分以内に0.95m以上の下降もしくは上昇を観測し、その後、1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計において2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.45m以上下降した、または10分以内に0.45m以上上昇した場合 (3) 津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計計1(2)」において10分以内に0.95m以上の下降もしくは上昇を観測し、その後、津波監視カメラで有意な津波の前兆を観測した場合		
11	班長	ユニット停止することを需給運用グループ に連絡する。		
12	主機	運転している循環水ポンプの操作器を「停止」とし、停止操作を開始する。	運転操作所則(タービン関係)	JW-1

順序	担当			関連
13	制御			画面
10	班長	(2) ユニットトリップ時の処置を行う。		
	制御	(4)ユニットークック時の処量を11フ。	D-1 光电版ドラック] 「C-1 タービントリップ」	
			「D-1 原子炉トリップ」	
	主機		の項に従う。	
14	主機	A/Bディーゼル発電機室冷却ファン中央制		
		御室操作盤で次の操作を行う。		
		(1) 切替スイッチを「通常」から「切替」に する。	a. 切替表示灯「白」点灯	
			b. 表示灯「緑」点灯	
			c. 津波が到達するまでに「切替」にし、ディ	
			ーゼル発電機制御盤を切り離す。	
		(2) A・Bディーゼル発電機室冷却ファン	表示灯「緑」 「赤」	
		(VS - 37A・B)を起動する。		
15	主機		循環水ポンプの停止を確認する。	JW-1
16	課長	B中央制御室から3・4号機のユニット停止		
		および循環水ポンプ停止完了の連絡があれ		
		ば、取水路防潮ゲートを閉止するよう指示		
4.77	1616	する。	(*************************************	
17		中央制御至遠隔操作盤(機械式)または中央 制御室遠隔操作盤(電磁式)で全ての取水路	遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止する。	
	쇎機	防潮ゲートを閉止する。 <(1) ~ (2)>	保守作業等にて遠隔閉止できない場合は作業責任表へ関連体語する	
		(1) 中央制御室遠隔操作盤(機械式)で閉止	【任者へ閉止依頼する。	
		(1) 中天町岬至遠門採作盛(機械工) で閉止する場合		
		a. A(B)ゲート電源CSを「電源入」位置	(a) A1・A2(B1・B2)ゲート自重降下モータ電	
		にする。	源表示灯「電源」点灯	
			(b) A(B)ゲート自重降下モータ操作可表示灯	
			「操作可」点灯	
		b. A(B)ゲート自重降下CSを「自重降	(a) A1・A2(B1・B2)ゲート電動復帰LS ON表	
		下」位置にする。	示灯「LS ON」消灯	
			(b) A1・A2(B1・B2)ゲート自重降下LS ON表	
			示灯「LS ON」点灯	
			(c) A(B)ゲート中間開度表示灯	
			(d) A(B)ゲート全閉表示灯 「全閉」点灯	

順序	担当	操作	確認および注意	関連 画面
		(2) 中央制御室遠隔操作盤(電磁式)で閉止 する場合		
		a. A(B)ゲート電源CSを「電源入」位置 にする。	A1・A2(B1・B2)ゲート電磁クラッチ電源表示灯 「電源」点灯	
		b. A(B)ゲート電磁クラッチCSを「電磁 クラッチ入」位置にする。	(a) A1・A2(B1・B2)ゲート電磁クラッチ表示 灯	
18		取水路防潮ゲートが閉止したことをB中央 制御室に連絡する。		
19	班長		水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態を確認する。 開放されている場合は、所内一斉ページング等	
20	制御補機		[により扉開放者に閉止するよう連絡する。] 潮位低下による海水ポンプの運転状態に異常がないことを確認する。	SW-1
			運転操作所則(タービン関係) 「 - 31 海水ポンプ」の項に従う。	
21	全員	モード3(高温停止状態)への移行操作を開始する。	運転操作所則(原子炉関係 上) 「 -3-(1) 原子炉停止(モード1からモード 3)」の項に従う。	
22	制御	緊急濃縮を行う。	【「D - 15 緊急濃縮」の項に従う。	CS-2
		[点 検]		
23	課長	事象収束後の点検を指示する。	事象収束後の点検は次のとおり行う。 (1) 中央制御室点検(添付 - 2) (2) 巡回点検表	
24	全員	事象収束後の点検を実施し、点検結果を当 直課長に報告する。		
25	課長	(1) 点検結果により機器等に異常が発生していれば、その処置を行うよう全員に指示する。(2) プラント各パラメータの監視を続けるよう全員に指示する。		
		(3) 系統・機器の点検結果等を第一発電室 長に報告する。	第一発電室長より所長および原子炉主任技術者 に報告する。	

順序	担当	操作	確認および注意	関連画面
		【構外潮位計欠測時の処置】		
1	課長	津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計 1・2」が欠測した場合、海底地すべりによ る津波発生時と同様の対応操作を行うよう 全員に指示する。		
2	課長	構外潮位計が欠測したことを関連各課長に 連絡する。	○ 安全・防災室課長○ 土木建築課長(平日夜間・休日は、現場調整当番者に連絡する。)	
3	補機	取水路防潮ゲートに移動する。		
4	主機補機		取水路防潮ゲート落下機構の電源系および制御 系に異常がないことを確認する。	
			[○ 現場操作者は、確認後高台で待機する。] (○ 遠隔操作で閉止できなければ現地で閉止 操作を行う。	
5	班長	関連パラメータの監視を強化する。		
	主機	(1) 津波監視設備	次の各パラメータ等を確認する。 a. 津波監視カメラ(放水口側)	
l			b. 津波監視カメラ(取水口側)	
			c. 津波監視装置潮位モニタ「1(2)(3)(4)号海水 ポンプウェル潮位計」	
			各潮位計の指示および津波監視装置で発信した 警報は、A中央制御室当直課長とB中央制御室当 直課長が連携し、情報共有を行う。	
	主機	(2) 取水口潮位	次の各パラメータを汎用トレンド等で確認する。	
			a. ロータリースクリーン下流側水位	JW-1
			b. 取水口潮位	JW-1
6	課長	所内一斉ページングにより避難指示を行 う。		
		(1) 海岸付近から全員避難するよう所内一 斉ページングを行う。	ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固 化を合併する。	
		(2) 放水口付近の作業員に対し車両に乗車 し高所に避難するよう所内一斉ページ ングにより指示する	ページングは、A中央制御室にて1・2号 - アス固化を合併し、B中央制御室にて1・2号 - 3・4号を合併した後、B中央制御室、A中央制御室の順で所内一斉ページングを実施する。	

順序	担当	操作	確認および注意	関連 画面
7	全員	構外潮位計欠測時において、次の徴候を検知した場合、【海底地すべりによる津波発生を検知した場合】に移行する。 (1)1(2)号機津波監視装置潮位モニタの「海水ポンプウェル潮位計変化量注意(引き波)」もしくは「海水ポンプウェル潮位計変化量注意する。	指示変動が誤検知および計器故障でないことを次により確認する。 運転操作、作業に伴う潮位変動ではない。明らかな計器故障ではない。複数の監視計器のうち、1つの監視計器が単独で指示変動していない。	
		「海水ポンプウェル潮位計変化量注意	(3(4)号機津波監視装置潮位モニタの警報発信)は、B中央制御室当直課長より衛星電話(津波防 (護用)を使用して連絡される。	
8	課長	構外潮位計1(2)の故障が復旧すれば【構外 潮位計欠測時の処置】を解除する。		

【参考資料】

地震・津波による事故の特徴と収束

1. 事故の特徴

- (1) 地震が発生した場合は、配管・タンク等の破断による漏えいの可能性があり、特に2次系での油類または薬品等の流出および1次系での放射性物質の環境への放出に注意する必要がある。
- (2) 地震の規模が大きく振動レベルが原子炉トリップ設定値に達すれば、原子炉が自動トリップする。
- (3) 海底地すべりによる津波が発生した場合は、津波警報等が発信される可能性は低いが発電所構内に設置されている海水ポンプウェル潮位計および、構外に設置されている潮位計の挙動を監視することで検知が可能である。

2. 事故の収束

(1) 地震が発生すれば、ユニット各パラメータの中央監視を強化するとともに、震度3以上で所内各所を巡回点検し、漏えい等の異常がないことを確認する。

また、地震の規模に応じて制御棒作動試験、格納容器内点検等を「添付-3 健全性確認-1」「添付-4 健全性確認-2」に従い実施する。

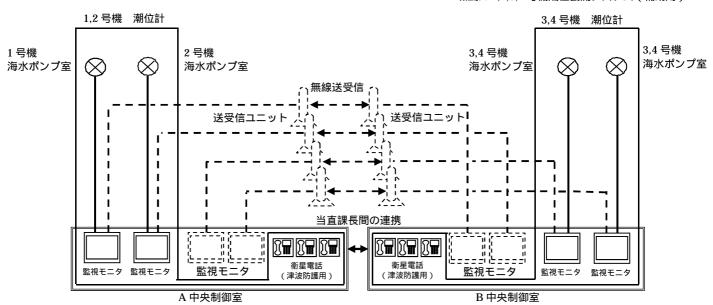
- (2) 原子炉が自動トリップすれば、ユニットトリップ時の処置を行うとともに、各系統・機器に異常がないことを確認する。
- (3) 地震が発生した場合に、廃棄物処理建屋(固体廃棄物処理建屋および固体廃棄物固型化処理建屋)内でサンプ検知による警報が発信した場合は、溢水と判断し漏えいによる影響が大きい消火水系統を優先した隔離を行う。
- (4) 海底地すべりによる津波が発生し、構外潮位、1号海水ポンプウェル潮位、2号海水ポンプウェル潮位、3 号海水ポンプウェル潮位、4号海水ポンプウェル潮位の急な変化を検知すれば、その監視計器等の監視を 強化するとともに、取水路防潮ゲート閉止判断基準に到達すれば、次の操作を速やかに実施する。
 - a. 運転中のすべての循環水ポンプ停止
 - b. 原子炉手動トリップ
 - c. 取水路防潮ゲート閉止(a.およびb.完了後)

なお、A中央制御室に設置されている潮位観測システム(補助用)の3号海水ポンプウェル潮位および4号海水ポンプウェル潮位は潮位監視として活用し、取水路防潮ゲート閉止判断はB中央制御室に設置されている潮位観測システム(防護用)の3号海水ポンプウェル潮位および4号海水ポンプウェル潮位を使用する。潮位監視システムの概念図を図 - 1に示す。

- (5) 津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計1・2」が欠測すれば、海底地すべりによる津波発生時と同様の初期対応を行い、津波監視装置潮位モニタ「1(2)(3)(4)号海水ポンプウェル潮位計」等の監視計器による監視を強化する。
- (6) 衛星電話(津波防護用)の補助設備として運転指令設備、保安電話(固定)、保安電話(携帯)を活用する。
- (7) 津波監視装置構外潮位モニタ「構外潮位計1(2)変化量注意」警報発信後、約30分間は監視強化体制を継続し、その後、構外の観測潮位と海水ポンプ室潮位計にて通常の潮位変動となったことを確認すれば体制を解除する。

- (8) 津波監視装置潮位モニタ「1(2)(3)(4)海水ポンプウェル潮位計変化量注意(引き波)(押し波)」警報発信後、監視強化体制を確立し、最低(最高)潮位到達後、構外の観測潮位と海水ポンプウェル潮位計にて通常の潮位変動となったことを確認すれば体制を解除する。
- 3. 弾性設計用地震動Sd以上の地震により自動停止した場合は、安全確保上重要な設備において機能確認試験が必要となる。
 - (1) 非常用炉心冷却系機能検査
 - (2) 非常用予備発電装置機能検査
 - (3) 淡水タンク水位確認およびディーゼル消火ポンプ・電動消火ポンプ起動試験

実線:1,2,3,4 号機潮位観測システム(防護用) 点線:1,2,3,4 号機潮位観測システム(補助用)



1 号機海水ポンプ室潮位 3,4 号機海水ポンプ室潮位 2 号機海水ポンプ室潮位 3,4 号機海水ポンプ室潮位

図 - 1 潮位観測システム(防護用)、潮位計および潮位観測システム(補助用)概念図

補足説明資料 - 6

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応にかかる 保安規定の施行期日について

1.施行期日の規定方針

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る附則について、施行期日の設定内容に関する説明を行う。

2.施行期日の記載

新規制基準適合のための1、2号保安規定申請(=取水路防潮ゲート3門以上を開状態とすることにつながる申請)の附則5項において、警報なし津波に係る内容を以下の、の記載方針に基づき規定する。(附則の記載は参考資料1、取水路防潮ゲート3門以上開の条件については参考資料2参照)

< 附則 5 項 >

本規定施行の際、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関連する規定(構外の観測潮位を用いた運用を含む)については、

1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日(構外の観測潮位を用いた運用を含む)、

または、3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等)に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日

のいずれか遅い日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

上記の附則を適用する保安規定条文は、潮位観測システム(防護用)[潮位計、衛星電話]等の使用前確認が必要な設備の運用を記載している、以下の津波警報等が発表されない可能性のある津波に係る変更条文全でを対象としている。(詳細は参考資料3参照)

- ・第68条の2 (津波防護施設) 運転上の制限等を規定
- ・第89条 (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合) 予防保全を目的とした点検・保修作業を規定
- ・添付2(火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施 基準) 津波に係る運用を規定
- ・添付3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準) 津波に係る運用を規定

附則には本件申請の認可・施行から津波警報等が発表されない可能性のある津波の設工認に対する使用前確認完了までの間は、「従前の例による」と規定しており、既認可の保安規定添付2に以下のとおり記載していることから、取水路防潮ゲート2門常時閉止状態が担保される。また、以下の規定については、従前の例として認可後の保安規定完本の附則に明記のうえ周知することとしている。

<保安規定 添付2(抜粋)【既認可】>

- 5 津 波
- 5.4 手順書の整備
- d. 取水路防潮ゲートの管理
- (a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。

3. その他

- (1)1号炉、2号炉の警報なし津波に係る規定が新規制基準適合プラントに適用される ことは、附則2項の「原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各 原子炉施設に係る使用前検査終了以降に適用」の記載により明確化されていると考 える。
- (2)現在審査中の高浜3,4号機の設計及び工事計画認可申請(中央制御室居住性評価への1~4号機の同時被災の反映)(以下、「本設工認」という。)は、居住性評価における被災の想定を1号機、2号機、3号機及び4号機の同時被災を想定することを明確にした上で、技術基準への適合性を確認するものであり、1,2号機の燃料装荷までに対応が必要である。

なお、本設工認の内容は運用の変更を伴わず、保安規定変更を伴わないため、技術基準への適合性の確認を1,2号機の燃料装荷までに対応する旨を設工認の補足説明資料に反映することとする。

(3)新規制基準適合のための1、2号保安規定申請(=取水路防潮ゲート3門以上を開 状態とすることにつながる申請)の附則第2項において、3、4号SA高度化(消 防ポンプから送水車への切り替え)の適用時期について、以下の記載方針に基づき 記載する。

これにより、1 1月26日の審査会合でお約束した「ゲート2門開状態の間は(ゲート3門以上を開状態とする条件が整うまでは)既工認で認可を得た消防ポンプをSA時の給水手段として用いる(送水車へは切り替えない)」(参考資料4参照)ことを明確にする。

本件は、保安規定変更認可申請の補正申請にて対応する。

< 附則 2 項 >

本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定(第3項を除く。)については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(ただし、3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等)に係る使用前検査の対象となる規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日、かつ1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日(構外の観測潮位を用いた運用を含む)以降に適用することとし、それまでの間、なお、従前の例による。

(4)保安規定の審査結果については、社内標準(参考資料5)に基づく以下の仕組み を整備しており、社内標準等へ反映することとしている。

保安規定附則に規定する各条文の適用時期や対象の条文についても、この仕組み に従い社内標準の附則等に反映され管理される。

- ○申請時の対応
 - ・保安規定変更認可申請時、その内容を必要箇所に通知するとともに、関係標準 類の制改廃を社内関係箇所へ依頼する。
- ○審査中の対応
 - ・社内関係箇所は審査に関与するとともに、保安規定変更認可申請の審査を踏ま えて最終的に整理された約束事項について、保安規定及び保安規定審査資料と あわせて社内関係箇所へ共有される。
- ○社内標準の制定
 - ・社内関係箇所において、約束事項も踏まえた社内標準の制改廃案が作成され、 委員長(所長)と委員(炉主任、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技 術者、各課(室)長および委員長が指名したもの)で構成された発電安全運営 委員会にて、審議のうえ制定される。

以上

参考資料

- 1.使用前検査等に係る附則
- 2.津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応手続きと取水路防潮ゲート3 門以上開の条件(11/26審査会合資料(抜粋))
- 3.津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関連する規定の整理
- 4. 取水路防潮ゲート 3 門以上開が可能となる対応について (11/26 審査会合資料 (抜粋))
- 5. 社内標準(抜粋)

使用前検査等に係る附則

・高浜3、4号炉の特重施設に係る附則の記載

<保安規定 附則(抜粋)【認可済み】>

附 則(2020年10月7日 平成26原安管通達第3号-26) (施行期日)

2.本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設に関連する規定および特重施設要員の確保に関連する規定(特重施設要員の有毒ガス防護に関連する規定を含む)については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

なお、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づく使用の 承認を受ける場合は当該の承認日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

3.本規定施行の際、使用前検査対象の蓄電池(3系統目)に関連する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

・高浜1,2号炉新規制基準適合に係る附則の記載

<保安規定 附則(抜粋)【申請中】>

附 則(平成 年 月 日 平成 2 6 原安管通達第 3 号 -) (施行期日)

第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。

- 2.本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定(第3項を除く。)については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(ただし、3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等)に係る使用前検査の対象となる規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日、かつ1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日(構外の観測潮位を用いた運用を含む)以降に適用することとし、それまでの間、なお、従前の例による。ただし、上記検査がない設備については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。なお、第13条(運転員等の確保)については、2号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間のうち、1号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用するた時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日までは従前の例により、それ以降は別紙・1による。
- 3.第85条(重大事故等対処設備)のうち、原子炉下部キャビティ水位計に係る規定について は、原子炉の運転モード5の期間における使用前検査終了日以降に適用する。 (中略)
- 5.本規定施行の際、使用前事業者検査対象の津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応に関連する規定については、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日(構外の観測潮位を用いた運用を含む)または3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等)に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日のいずれか遅い日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

(11/26 審査会合資料(抜粋))

添付

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応手続きと取水路防潮ゲート3門以上開の条件

高浜発電所

3.4号機の等額な2.東で表現の自己は 防水ンの即水性影響評価を含まないため、本使用 耐検電光丁(消防水ンフルウ法水車への変更)が イトトアリンは関の条件 異準津波3・4を考慮した送水車の取水性に係る 検査は、審査の結果、必要があれば実施 (検査完了までは、既工認で認可を得た消防ポン 以降、ゲート3門以上開放が可能となる ※3,4号機の送水車の運用は、1号機の予備送水車を3,4号機の予備としても用いるため、これに係る検査の完了も必要 / (検査完了までは、既工認で認可を得た消防ポ / プをSA時の給水手段として用い運転) 潮位観測システム(防護用)の機能・性能検査、 再稼働に必要なSA設備等 が技術基準に適合している ことを確認 4B~ 潮位観測システム(防護用)の機能・性能検査、等の実施状況を確認 72/5(予定) 送水車 使用前検査 (消防ボンブから送水車への変更) 3.A 2021年 【以降検討中】 2.H 第4年 2 (日本別代記 第4年 2 (日本別代記 1 (日本別代記 1 (日本別代記 1 (日本の 1) 【以降検討中 十.蒸化油がり ・ ・ は他 自他 使用前確認 (警報なし津波) (警報なし津波) 使用前確認 使用前検查(SA高度化)※ 2 号機 使用前検査(SA高度化含む一括工認) 1,1 ▽認可(希望) 計画を審査 普報なし津波を考慮した入力津波に対する施設影響を評価 入力津波の変更に対する送水車などの取水性の影響を評価 十悪化消がつ弁論とい数自信を自信 回避免策系编铁参加 (機能・性能検査) 認可(希望)♡ 警報な心津放後知に必要な湖位觀測システム(防護用)の設 計工厂事計画を審合 警報ない津抜本者處した人力津波に対する施設影響を評価 入力津放の変更に対する送水車などの取水性の影響を評価 入力津放の変更に対する送水車などの取水性の影響を評価 に対する送水車などの取水性の影響を評価 (3・4号機の運転に警報なし津波の影響がないことを確認済み) 用前検査 12A (概能 性能検査) 1号機 使用前検査(SA高度化含む一括工認) 個別設工認(警報なし津波) 一括工認(警報なし津波) ~12/11 検査▼ 12/20 検査 ※水車 伸用 補正 (一本化) 蒸気タードン種放養部 光海龍 11.A ▼10/16申請 計學制御來點建聯 10A 10/16申請▼ 4 号機 使用前検査(特重) 3号機 使用前検査(特重) 2020年 1次系数気空調設備 核四色 發及無心存 全體核和表 無選択 特重・SA高度化の警報なし津波に よる審査は、警報なし津波の設工 認に反映 日6 容認 11/10検査申請 岩桃田 沙雞洛側內面霧 筋液白色 実装無 2/26 検査申請 自頭電源系機能検査他 8.F 2/19認可 2/19認可 ゲート2門開 **非常用少能常過數圖數** 發熱效差 2019/8/13検査申 個別工認 (SA高度化) 一括工認 1次系ポン/機能検答 他 SA高度化 ~7A ▼2019/8/7 SA車両の燃料を重油に統一し、 補給作業を合理化 1,2号機の送水車の燃料を、 軽油から重油に変更 予備送水車を全共用に変更 特定重大事故等の対応 に用いる施設の設計と工 事計画を審査 炎器 個別工認 (特重) SFPや炉心等へ海水注水する消粉ポンプ (ガソル)を送水車(重油)に変更 送水車の適合性も審査 要員、所要時間の見直しの実施 ~2019年 一括工認 (新規制) 1号機 2号機 3号機 4号機 6/6/10認可 特重設備に係る材料・寸法検査、 機能・性能検査等を実施 定期事業者検査 定期事業者検査 基準津波3,4含め審査・検査 新規制基準への対応に必要な DB設備及びSA設備の設計と 工事計画を審査 送水車の適合性も審査 基準津波1,2で審査・検査 使用前検査 使用前検査 設工题: 影工認. ゲート3門以上開の条件 1.2 記機 3.4

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に関連する規定の整理

		保安規定	条文(一部略)	必要な設備、手順等
第68条の2(津波	防護施設)	運転上の制限 (サーベイランス、要求	(2) 潮位計3台が動作可能であること	社内標準 潮位計
		される措置等を含む)	(3) 衛星電話(津波防護用)4台が動作可能であること	社内標準
		+ 0 0 4	bio a let an est tra i con na ven est	衛星電話(津波防護用)
- 第89条(予防保全を 場合)	E目的とした点検・保修を実施する	表 8 9 - 1	・ 点検対象設備: 取水路防潮ゲート ・ 点検時の措置: 発電所構外の観測潮位に通常の潮汐とは異なる潮位変動や故障を	社内標準 取水路防潮ゲート
~_,			示す指示変動がないこと、現地の手動操作に必要な資機材が確保されていること、 および現地の手動操作によりゲートを落下できる体制が確立されていることを確認する。	発電所構外の観測潮位
添付2 5 津波 5.2 教育訓練の実 施	(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理および津波発生時における車両退避に関する教育訓練を定期的に実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、津波発生時における車両退避等の訓練を定期的に実施する。		5 .	社内標準
添付2 5 津波 5.4 手順書の整備	(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施するこ	b. 取水路防潮ゲート の管理	(a) 駅水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、3号がおよび4号炉の循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。	社内標準
	とを社内標準に定める。	d . 車両の管理	安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならない管理を実施する。	社内標準
		e . 発電所を含む地域に 大津波警報が発表され た場合の対応	(c) 放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置ならびに漂流物化防止対策を実施する。	社内標準
		h.津波警報等が発表されない可能性のある津 波への対応	(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認 した場合の対応 ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止(プラント停止)する。また、A 中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社内標準 津波監視カメラ 潮位計 衛星電話(津波防護用)
			(b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応 (b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応 ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認	社内標準
			する。 イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。 ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中断に係る措置を行う。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。 エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。 オ 原子燃料課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。カ 放射線管理課長は、燃料等輸送船が高役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置ならびに漂流物化防止対策を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。なお、荷役作業中は、発電所構外における潮位の観測を実施する。 東子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。	発電所構外の観測潮位 取水路防潮ゲート 津波監視カメラ
		i . 津波発生時の原子炉 施設への影響確認	各課(室)長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合または取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。	社内標準
		j.施設管理、点検	各課(室)長は、津波防護施設、漫水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、ならびに特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、法検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への遡上および水位の低下による海水ボンブへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できるよう、発電所構外の観測潮位に通常の潮汐とは異なる潮位変動や故障を示す指示変動がないことを確認し、資機材を確保するとともに体制を確保し、維持する。	社内標準
添付2 6 竜巻 6.4 手順書の整備	(1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、竜巻発生時における原 子炉施設の保全のための活動を	f . 竜巻により原子炉施 設等が損傷した場合の 処置	(e) 電気保修課長および計装保修課長は、潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合は、安全機能回復の応急処置を行う。	社内標準
	行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。	· ~=	(f) 当直課長は、取水路防潮ゲートまたは潮位観測システム(防護用)の安全機能回復が 困難な場合、プラント停止操作を行う。	社内標準
添付3 1重大事 故等対策	(1) 各課(室)長(当直課長を除 く。)は、重大事故等発生時にお いて、事象の種類および事象の進	ク 各課(室)長は、前 兆事象として把握がで きるか、重大事故を引	(ア) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発表された場合、原則として循環 水ボンブを停止(ブラント停止)し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を 行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび	社内標準 取水路防潮ゲート 水密扉

	保安規定	条文(一部略)	必要な設備、手順等
て柔軟に対処するための内容を 社内標準に定める。	かを考慮して、設備の安全機能の維持ならび		潮位計
また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に 用いる特重施設に係る内容を社	に事故の未然防止対策 をあらかじめ検討して おき、前兆事象を確認 した時点で事前の対応	場合、循環水ボンブを停止(ブラント停止) し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の 冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カ	社内標準 取水路防潮ゲート 水密扉
用いる特重施設に係る内谷を社 内標準に定める。	ができる体制および手順を社内標準に定める	メラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。	津波監視カメラ潮位計

取水路防潮ゲート3門以上開が可能となる対応について 参考1)

[11/26審査会合資料(抜粋)]

10/29審査会合にて、事業者から、取水路防潮ゲート(以下、ゲート)3門以上開の条件と、各号機の再稼動の条件を明確に区別せずにご説明した部分があるため、改めてゲート3門以上開に必要な条件を整理 するとともに、事業者の考えを以下の通りお示しする。

- ①ゲート3門以上開の条件は、以下の通り。
- ▶ 津波警報等が発表されない可能性のある津波 (以下、警報なし津波)に係る使用前確認完了
- 3・4号機SA高度化(SA時の給水手段としての送水車導入)に係る使用前検査完了
- 基準適合にあたり、SA時の給水手段としての消防ポンプの取水性影響評価を含めておらず、本使用前 3・4号機SA高度化対応の完了をゲート3門以上開の条件とする理由は、3・4号機の警報なし津波の 検査を完了し、送水車へ変更が必要なためである。
- なお、3・4号機の予備送水車として1号機登録の予備送水車を用いるため、当該送水車の3・4号機と しての一部使用承認が必要である。
- ②3・4号機の運転は、ゲート2門開の状態で警報なし津波の影響がないことを確認済みであり、ゲート2 門開の状態で運転可能となる。
 - この間は、既工認で認可を得た消防ポンプをSA時の給水手段として用い運転する。
- ③3・4号機の特重施設の使用前検査の完了は、ゲート3門以上開の条件ではなく、各号機の使用前検 査完了が、3号機、4号機の運転再開条件になる。

添付:高浜発電所 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応手続きと取水路防潮ゲート3門以上開の条件

The Kansai Electric Power Co., Inc.

安全管理業務要綱(抜粋)

第3章 保安規定の制定・変更

1. 総則

(1)目的

「保安規定」の制定・変更認可申請(以下、本章において「申請」という。)の申請 手続き業務を適切に行うことを目的とする。

(2) 適用範囲

本章は、「原子炉等規制法」第43条の3の24第1項に基づく「保安規定」の申請に 関する業務に適用する。

(中略)

(g) 補正申請が必要となった場合は、安全管理グループチーフマネジャーは、安全・防災室長と調整のうえ、(3) a で定める事項のうち必要なものを含む補正申請に係る実施計画を策定し、補正申請手続きを実施する。なお、補正申請のうち、改正後の保安規定記載に影響がない場合は、(e) によらず、安全管理グループチーフマネジャーの承認により申請することができる。

(5) 申請後の対応

- a. 安全管理グループチーフマネジャーは申請後、その内容を安全・防災室長に通知するとともに、関係箇所に関係標準類の制定改廃を依頼する。安全・防災室長は、発電所内の関係箇所に関係標準類の制定改廃を依頼する。補正申請を行った場合も同様とする。ただし、補正申請のうち、改正後の保安規定記載に影響がない場合は、関係標準類の制定改廃の依頼は省略することができる。
- b. 主担当グループの長(原子力事業本部案件の場合)または主担当課(室)長(発電所個別案件の場合)は、保安規定変更認可申請の審査を踏まえて整理された約束事項について様式3を用いて明確化し、安全管理グループチーフマネジャー(原子力事業本部案件の場合)または安全・防災室長(発電所個別案件の場合)の確認を得る。また、安全管理グループチーフマネジャーまたは安全・防災室長は明確化した様式3を保安規定担当箇所間で共有する。

(6) 認可後の対応

- a. 安全管理グループチーフマネジャーは、保安規定制定(変更)認可書の受領後、施行日を決定のうえ、「保安規定」制定(改正)の公布手続きを行う。
- b. 安全管理グループチーフマネジャーおよび安全・防災室長は、「原子力発電業務要綱」に基づき基本規定変更連絡書を作成し、制定(変更)認可された日から10日以内に、安全管理グループチーフマネジャーは福井県、安全・防災室長は立地町等に提出する。また、安全管理グループチーフマネジャーは、福井県に提出した基本規定変更連絡書の写しを、「原子力発電業務要綱」に基づき文部科学省敦賀原子力事務所に提出する(提出不要と調整された場合を除く)。
- c. 安全管理グループチーフマネジャーおよび安全・防災室長は、制定(改正)した「保安規定」を原子力事業本部および発電所の関係箇所ならびに社外の関係箇所に配布する。

(7) 審査運用上の留意事項

安全管理グループチーフマネジャーは、保安規定変更認可申請の審査等を踏まえて審査運用上の留意事項がある場合は、様式4を用いて明確化するとともに、安全・防災室長に通知する。

(2) LCO、AOT及びサーベイランスの設定

- (2) 1 保安規定第68条の2 津波防護施設の運転上の制限等について
 - a 保安規定記載内容の説明

別添1:潮位計のLCO逸脱時の対応について

別添2:衛星電話(津波防護用)のLCO逸脱時の対応について

b 添付資料

添付-1 運転上の制限に関する所要数、必要容量

- (1) 設置変更許可申請書 添付八(所要数、必要容量、設備仕樣)
- (2) 設計及び工事計画認可申請書(設備仕様、設備リスト、配置図)

c 参考資料

「保安規定変更に係る基本方針」との整合について

a 保安規定記載内容の説明

津波防護施設のうち、潮位計および衛星電話(津波防護用)については設置変更許可申請書並びに設計及び工事計画認可申請書上の設計要求事項を踏まえて、表1の左欄の 赤文字記載のとおりLCO等を追加で設定する。また、設定の考え方については表1の右欄に従前の防潮ゲートの設定の考え方に加え、青文字のとおり追加で記載する。

AOT及びサーベイランス設定の考え方 津波防護施設に係るLCO、 表

保安規定記載方針	
决的詩 施註 (4)	運転上の制限、適用モード
8条の2 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間におい	・津波防護施設は、炉心、使用済燃料ピット内の燃料
て、津波防護施設は、表68の2-1で定める事項を運転上の制限とする。	施設を防護するため、それらの設備の機能が要
津波防護施設が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。	・津波防護施設のうち、動的設備であり、MS
1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間に	監視モニタ(モニタ、電源箱、演算装置)を含む。

- おいて、1日に1回、ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないこと、<mark>ならびに潮位観測シス</mark> 電源箱、演算装置)を含む。以下、 「潮位計」という。)が動作可能であることを確認する。 ム(防護用)のうち潮位計(潮位検出器、監視モニタ
 - (2) 土木建築課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、開放している取水路防潮ゲートの外観点検を行い、動作可能であることを
- (3) 電気保修課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期 間において、1ヶ月に1回、潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)(以下、本条
- 気保修課長は、津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと 判断した場合、当直課長に通知する。当直課長は、通知を受けた場合、または津波防護施設が第1項で定 める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68の2-2の措置を講じるとともに照射済燃料 の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措 m

取水路防潮ゲートが2系統 1のゲート落下機構により動作可能 運転上の制限 潮位計3台が動作可能 3であること (2) 津波防護施設 Ш 表68の2-1 洒

را

1:2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。2:動作可能とは、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう(外部電源喪

(3) 衛星電話(津波防護用) 4台 45が動作可能であること

- 失時も含む)
- 4 3:動作可能とは、監視モニタにて潮位変化量の表示および警報の発信ができることをいう(以下、 なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす(以下、本条において同じ)。 において同じ)。

4:衛星電話(津波防護用)4台とは、A中央制御室およびB中央制御室の各々2台をいう。また、

衛星で 5:衛星電話(津波防護用)と兼用する衛星電話(固定)が動作不能時は、第85条(表85-20)の 話(津波防護用)には、衛星電話(固定)と兼用するものをA中央制御室およびB中央制御室・ 各々1台含めることができる。

運転上の制限も確認する。

			J.	F	巾		
運転上の制限、	適用モ	<u>"</u> 					
事波防護施設は、	から	使用済燃料ピット	- 内の燃料に3	付する安全	津波防護施設は、炉心、使用済燃料ピット内の燃料に対する安全機能を有する設計基準対象施設、	準対象施設、	重大事
施設を防護する 1	こめ、	それらの設備の機 能	もが要求され、	5全モー	も設を防護するため、それらの設備の機能が要求される全モードにおいて機能を要求する。	4 8°.	

冒故等対処

- 津波防護用)について新たに運転上の制限 防潮ゲートに加え、潮位計(潮位検出器、
- ・取水路防潮ゲートは、防潮壁およびゲート落下機構等で構成され、設置変更許可申請書において期待される機能に ついて、運転上の制限として設定する。
 - ・動的機器であるゲート落下機構のクラッチおよびゲート落下機構(電源系および制御系を含む。)については、 重性または多様性および独立性を確保した設計としており、2系統を運転上の制限とする。
- ・潮位計のチャンネル数及び停止ロジックである 2 out of 3の論理構成である点を踏まえ、 3 チャンネルを運転上の ・潮位計の動作可能とは、設置変更許可申請書並びに設計及び工事計画認可申請書に示されている、取水路防潮ゲ トの閉止判断基準を確認できる場合をいい、その設計の条件を運転上の制限として設定する。
 - ・衛星電話(津波防護用)は、多重性を確保した設計としており、1号炉および2号炉の中央制御室で2台、3号炉 および4号炉の中央制御室で2台の合計4台を運転上の制限とする。 制限とする。(参考1参照)
 - なお、中央制御室間の連携の容易性の観点から、既許可の設計基準事故対処設備である補助設備(保安電話(携 帯)、保安電話(固定)及び運転指令設備)を活用する旨を社内標準に記載する。

運転上の制限の確認

- 取水路防潮ゲートは、フェイルセーフの設計として、遠隔操作機能が2系統(機械式クラッチ、電磁式クラッチ) とも喪失した場合、自動閉止機能を有してあり、遠隔操作機能に1系統以上の異常が発生すれば、中央制御室にお いて警報が発信する。
- 本設計を踏まえ、遠隔操作機能に異常がないことを1日に1回、警報の確認により、ゲート落下機構の電源系お 1日に1回の確認頻度は、異常の有無を常時監視している設備のサーベランス頻度として、既存の第34条(計 よび制御系に異常がないことを確認する。
 - 測および制御設備)の「動作不能でないことを指示値により確認する。(1日に1回)」を参考として設定する。 取水路防潮ゲートはフェイルセーフの設計として、自重落下により閉止できるが、定期的な現地の外観点検によ
 - 1ヶ月に1回の点検頻度は、既存の常設設備のサーベランス頻度を参考して設定する り、自重落下により閉止できる機能を阻害するような異常がないことを確認する。
- ・潮位計が動作可能であることを1日に1回、確認する。
- 1日に1回の確認頻度は、異常の有無を常時監視している設備のサーベランス頻度として、既存の第34条(計 測および制御設備)の「動作不能でないことを指示値により確認する。(1日に1回)」を参考として設定する。 ・衛星電話(津波防護用)の通話確認を1ヶ月に1回実施する。
- 1ヶ月に1回の確認頻度は、事故時監視計器及び既存の第85条(表85-20 通信連絡を行うために必要な 設備)を参考として設定する。

運転上の制限を逸脱した場合の措置

- 第2頃によりサーベランスを実施する者である、土木建築課長が取水路防潮ゲートの機能喪失を判断する。当直課 長及び原子燃料課長は、表68の2-2に定める必要な措置を講じる。
 - ・第2頃によりサーベランスを実施する者である当直課長が潮位計の機能喪失を判断する。当直課長及び原子燃料課 長は、表68の2-2に定める必要な措置を講じる。
- 計画 課長に通知する。当直課長、原子燃料課長及び電気保修課長は、表68の2-2に定める必要な措置を講じる。 第2項によりサーベランスを実施する者である電気保修課長が衛星電話(津波防護用)の機能喪失を判断し、

	保安規定記載方針				41111	説 明	亲
表68の2-2							
条件	要求される措置	完了時間	条件、3	要求される措置および完了時間	完了時間		
A. 取水路防潮ゲー しがっを 体主業	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構によりまれた可能がは能に発しまる	10日	A.取水路	. 取水路防潮ゲートの運転上の制限が、		統のゲート	「2系統のゲート落下機構により動作可能であること」であることから、
- グ・イグ 別 子道 ライー - が 一 が 一 本一 - が 一 新	「トランガニトリ語・キケンジト・ダニッシー・オープ	7 時間	î I	ンート治ト機伸の割作り占、一一 ・ ・ 井上神一 ・ ・	こって年行の出	TFリゴの組	ソート年体の割作り台の組み引わらにより、次のCもり金柱96
構により動作可	9.3.8.7 A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構の電源系および	子 55 B B B B B B B B B B B B B B B B B B	条	ンート治ト統制(遠隔時代対対)	ゲート扉体	LCO 1	- 第2000
能である場合	4nP	に1回	-	2系統動作可能	動作可能		異常なし。
B. モード1、2、 3および4にお	ሕ 1	1 2 時間	2	2系統動作可能	動作不能	×	ゲート扉体の異常(変形等)により、落下できないと 判断した場合、LCO逸脱
いて条件 A の措 置を完了時間内 に達成できない	B.2 当直課長は、モード5にする。	5 6 時間	ю	1系統動作可能	動作可能	×	ゲート落下機構(遠隔操作合む)が1系統故障した場合、残り1系統により開止可能であるが、2系統要求を満たさないことから、LCO逸脱
場合 C. モード5、6お	0.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料	速やかに	4	1系統動作可能	動作不能	×	ゲート扉体の異常(変形等)により、落下できないと 判断した場合、LCO逸脱
よび使用済燃料パットに燃料体を貯蔵している	の移動を中止する。 および C.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を	速やかに	5	全系統動作不能	動作可能	×	ゲート落下機構(遠隔操作含む)が全系統故障した場合、LCO逸脱。 なお、フェイルセーフ設計により、自動閉止する。
期間において条件 A の措置を完	全て中止する。 および		9	全系統動作不能	動作不能	×	ゲート扉体の異常(変形等)により、落下できないと 判断した場合、LCO逸脱
了時間内に達成 できない場合	C.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	この整理のつち、	うち、 育っ一子 描いすち	十二 (土)	±	1 : L C O 逸脱ではない x : L C O 逸脱の ない y : L C O 逸脱の はない x : L C O 逸脱の x : L : A : A : A : A : A : A : A : A : A
			・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	陣C して、ぶたられる障および現地のゲー!障および現地のゲー! 存条文の L C O 逸脱明 3 時間以内にモード 3	5条件 3 について ト扉体の動作不能 5の措置(2 系統 で、3 7 時間以内	la、次6。 3(条件2、 故障時の措 にモード4	・
ш	既認可部分 取水路防潮ゲート:変更		1 I H H · ·	1、2、3および4L 5,6および使用済 きない場合は、停止 中の場合は速やかに	こおいて条件Aの 然料ピットに燃料 時 PRA において 水抜きを中止し、)措置を完了 体を貯蔵し 最もリスクの 1 次系の(・モード1、2、3および4において条件Aの指置を完了時間内に達成できない場合は、原子炉を停止する。 ・モード5,6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において条件Aの措置を完了時間内に達成で きない場合は、停止時 PRA において最もリスクの高いミッドルーブ運転を避ける必要があるため、水抜き 中の場合は速やかに水抜きを中止し、1次系の保有水を回復する措置を行う。

(+ 11)	保安規定記載方針		第 田 第 中 に これをはたがにから、これをは、 これをはない。 これをはないる。 これをはない。 これをはない。 これをはない。 これをはない。 これをはない。 これをはない。 これをはない。 これをはない。 これ
			D.~F. 潮位計の連転上の制限か、「潮位計3ナヤノネルにより動作り能であること」より、動作り能な台数から次の
条件		完了時間	とおい整理する。
D.2台の潮位計が動作可能 である場合	D.1 当直課長は、3台のうち動作不能となっている潮位 計1台にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る	速やかに	【動作可能及び動作不能の定義】 既認可の保安規定第34条(計測及び制御設備)では、「動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待
	潮位変動 6を確認したとみなす。		されている機能が達成される場合をいう。また、動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理
	መት መ		のために当終チャンネルもしくは論理回路をバイバスする場合又は不動作の場合をいう。」と定義してい
	D.2 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可 能な状能に復旧する措置を閉始する	速やかに	る。(詳細は、備に説明資料5~3.11参照) ・D.1~D.2 遡位計について、下表の整理のとおり2台が動作可能な場合は、3台のつち動作不能となっている避价
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12.6 1/20	海やかに	- ボニニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
び4において2	こう 当当旅送(8、301円) 能ごのラング・304円に到了了 能な状態に復旧する措置を開始する。	1	能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。
の潮位計が動作可能で	<u> </u>		に
ある場合	E.2 当直課長は、モード3にする。	1.2時間	
	<u>あよび</u> こ 3 光本調管 1 エード 5 レオ 3	C C 1488	・ E.1~E.3 モート1~4元の11 C、朔江司が下衣の治理のCのり割作引能な可数が2 日本画Cなりに参回は対明状態で発展を開発します。 化本油 デオガニナタ 画作不能 アカップころ 強分計を動作可能が決能 行復日本 3 荘留本盟統の こう 原子や
		o o rate	を停止し、モード3到達後速やかに取水路防潮ない。大名間ようる。(別添1参照)
	E.4 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを	速やかに	また、取水路防潮ゲート閉止までのモード移行中は津波防護機能が喪失した状況であることを踏まえる
	開止する。		と、「動作可能な潮位計が2台未満」という状況でも構外の観測潮位を活用することとし、発電所構外によっては、14の十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
	<u>85.0</u>	! :	ひっし 不達のがあんり でかかし おばしの 歌田 大い おおま にゅう はい かいしょう はんしゅう はんしゅう はんしん 非子 さいほう 十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
	E.5 当自課長は、E.2から E.4の指責を実施中におい - ※モグ誰も一味は、おのようもができます	強やかに	四辺強く 一下名 ガンコンココータの アンコー 一番地 オンコード 単語 はまれて 単一 イン・コード はいまま 一 一 一 一 コン・コード はいまま アンコー 単語 はまれて 単一 一 一 一 コー
	て、発電所構外で津波と想定される潮位の変動を観覧します。またエキュニを主に乗りています。		・「・ ひのものが打用浴浴をして「洗水中を打磨している制度」のよって、「水が上でしては、地上につ、 ひのものが打用浴浴をしか「一次水中を打磨している」。 地位手大値口 イヌ 神樂 クローン・フェージ・コージ・コージ・コージ・コージ・コージ・コージ・コージ・コージ・コージ・コ
	<u> 測した場合または発電所構外の観測潮位か次測した</u>		CO7.7到11-9118の口交2.7.1 ロイ通Cるした多口で2211米円で通たのないたの、治力11-07は口を2011目の形成の2111、11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-
単い 日子 ここ 日子 100		油やかに	44.(クラセチュアニア) - 1534 ・ 1034
「・モート3、9840.区 用海燃料パットに燃料		A PUNC	こののである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
体を貯蔵している期間			能な 閉L
において 2 台末浦の潮	F.2 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射	速やかに	日数 U/RAI 翻鎖た 1 3会 〇 翻鎖なし
位計が動作可能である	済燃料の移動を中止する。)
場合	<u>###</u>	:	製作が影になっているのでは、「ロドトな小母があっ」、90万工が到着手にありが引き事態 したとみなし、残りの動作可能な2台のうち1台にて取水路防潮ケートの閉止判断基準に係る
	F.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する	速やかに	
	<u>操作を全て中止する。</u> および		動作可能な潮位計が1台であり、設計条件を満たさないため、原子炉を停止し、モード5到達 3 1台 × 後速やかに取水路防潮ゲートを閉止する。
	F4 当首課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている	凍せかに	
	場合は、水抜きを中止する。	1	4 0台 × 上し、モード5到達後速やかに取水路防瀬ゲートを閉止する。
	* 5		<参考1:取水路防潮ゲート閉止判断方法とイメージ(潮位計3台が動作可能な場合)>
	F.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに	判断方法 3台の3ち、いずれか2台 (赤点線) が判断基準に至うた時点でグート 関止を判断
			登画
			2/3 —— 防湖ゲート閉止
			<参考2:取水路防潮ゲート閉止判断方法とイメージ(潮位計2台が動作可能な場合)>
			判断方法 2台のうち、いずれか1台(赤点線)が判断基準に至うた時点でゲート開止を判断(仏障した1台(青点線)は動作とみなす)
			判所 (メージ 動作
			1/2 →

	6.~1. 衛星電話(津波防護用)の運転上の制限が、「衛星電話(津波防護用)4台が動作可能であること」から、	動作可能と動作不能を以下の通り定義のうえ、6.~1.のとおり整理する。	【動作可能及び動作不能の定義】 「動作可能な状態とは、原子炉施設の安全機能を維持するうえで、各系統・設備に期待されている機能を達成できる状態」と定義している。【原子炉施設保安規定に係る技術資料(抜粋)】 今回の衛星電話(津波防護用)に期待されている機能を踏まえると、動作可能な状態とは、「当該電		- 6.1~6.2 4台未満の衛星電話(津波防護用)が動作可能な場合は、速やかに動作不能となっている設備を動作可能な北後に復旧する措置を開始するとともに、代替手段を速やか(10分以内)に確保(詳細は、別添2参照)する。	・H.1~H.5 条件Gの措置を完了時間内に達成できない場合は、速やか(10分以内)に代替手段以外の通信手段を 確保(詳細は、別添2参照)のうえ原子炉を停止し、モード5到達後速やかに取水路防潮ゲートを閉止	する。 また、取水路防潮ゲート閉止までのモード移行中において、衛星電話(津波防護用)、代替手段および代替手段以外の通信手段を用いた連携ができない場合は、取水路防潮ゲートを速やかに閉止する。 ・1.1~1.6 モード5,6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、4台末満の衛星電話	(津波防護用)が動作可能な場合は、速やかに動作不能となっている設備を動作可能な状態に復旧する 措置を開始するとともに、代替手段を速やかに確保(詳細は、別添2参照)のうえ、停止時 PRA におい に最もリスクの高いミッドループ運転を避ける必要があるため、水抜き中の場合は速やかに水抜きを中	は、1次系の保有水を回復する措置を行うとともに取水路防潮ゲートを閉止する。 【 潮位観測システム(津波防護用)のLCO/要求される措置(AOT)の考え方】 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応として、監視機能(瀬位計)と連携機能(衛星電話)のど	────────────────────────────────────	・動作可能な潮位計が2台未満 ・動作可能な衛星電話(津波防護用)が4台未満、かつ、当直課長が他方の当直課長と衛星電話(津波防護 用)、代替手段および代替手段以外の通信手段を用いた連携ができない場合		<u> </u>	明	4112
		完了時間	速やかに 湿やかに	速やかに	12時間56時間	速やかに	速やかに	速やかに 7	速やかに速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	<u>分以内に 0.5 m以上</u> 10 分以内に 0.5 m以	により運転上の	ずれかによる通
保安規定記載方針		要求される措置	G.1 電気保修課長は、動作不能となっている設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および G.2 電気保修課長は、代替手段。を確保する。	1.1 電気保修課長は、代替手段以外の通信手段を確保 <u>する。</u> お上パ	<u>H.2 当直</u> 課長は、モード3にする。 <u>および</u> H.3 当直課長は、モード5にする。 ホナパ	の300 H.4 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲート を閉止する。	あよび H.2 から H.4 の指置を実施中におい H.5 当直課長は、H.2 から H.4 の指置を実施中におい て、他方の当直課長と衛星電話(津波防護用)、 代替手段あよび代替手段い外の適信手段を用いた 連準ポマネかに場合は、即水路防瀬がデートを開い	する。 1.1 電気保修課長は、動作不能となっている設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	<u>および</u> 1.2 電気保修課長は、代替手段。を確保する。 および 1.3 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照 87364821の884416は、照	が月流行の珍割で中止する。 および 1.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下す る操作を全て中止する。	あよび 1.5 当真課長は、1次冷却系の水抜き操作を行ってい 5場合は、水抜きを中止する。 キャバ			上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5 m以上下降することをいう。 原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等により運転上の制 服を漁脚した場合は、当該要求される措置に対する完て時間を除外する。	<u>、 国政安水C1,501目に対する元」時間で際介する。</u> 保安爾託(固定) - 運転指令設備お上が衛星電話(固定)のいずれかによる通信
	68の2-2(続き)	条件	6. モード1、2、3 およ び 4 において 4 台未満 の 衛星電話 (津波防護 用)が動作可能である 場合	H. 条件Gの措置を完了時間内に達成できない場合	1			. モード5、6および使用済然料パットに然料	体を貯蔵している期間 において4台末満の衛 星電話(津波防護用) が動作可能である場合				6:取水路防潮ゲートの閉止 下降し、その後、最低潮	上上昇し、その後、最高 7:原子炉設置者所掌外の設 限を漁贈した場合は、当	

第68条の2(津波防護施設)の完了時間(AOT)の考え方について 保安規定

津波防護施設の運転上の制限(LCO)、完了時間(AOT)等については、以下のとおり定めることとしている。 表68の2 - 2に追加した右欄に、AOTについての説明を記載する(現行保安規定記載のAOTの根拠も含めて記載する)。

C	
C	
Ė	
α	
U H	

177	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		t with a share of a contract of
	要求される措置 記載方針	完了時間	完了時間(AOT)の設定の考え方
A. 取水路防潮ゲートが	ヾ A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統のゲート落下機構に	10日	この「10日」および「4時間その後8時間に1回」のAOTは、現状の保安規定の BB 鎖備でのAOT設定の考え方
2 系統未満のゲート	より動作可能な状態に復旧する。		「多重性及び独立性の機能を有する設備において、ある単一系統の健全性が損なわれた場合、直ちにその機能が失
落下機構により動作	および		われるわけではない。しかしながら、この場合、残りの健全側系統のアベイラビリティを保証するため、残りの 1
可能である場合	A.2	4時間	系統が動作不能となった時点から4時間以内に健全側系統の動作確認を行い、その後も8 時間毎に1回、健全側
	御系に異常がないことを確認する。	その後8時	系統の動作確認を行うことが求められる。また、健全側系統のアベイラビリティを確保していることを条件とし
		回[二]	て、10 日間の限られた宗了時間内に故障側系統の修理等を行し、動作可能な状態にすることが求められる。 1 と
		[の考え方に基づくものである。
			[参考:「保安拥定亦爾に係る基本方針,(按数)]
			・ アングラン・アングラン・アンディー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・
			打倒 CA1/1 同口 O C数 CO/1 DO Cの C、 CO/数 D H T T E C C C C C C C C C C C C C C C C C
			長さに係る不具合等は発生していない実績のある値である。
			重大事故防止設備が参考とする設計基準事故対処設備として、ECCS 機器の AOT を確認すると「10 日間」が
			多く設定され、一部(事故時監視計業)について「30日間・があり」にの「30日間・が最長の AOT として設
			ソンは入して、 サール・オード・コング エロース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			正されていることから、里入事故寺対処設備の AUI の上限は、30 日間」とする。
			【参考:「原子炉施設保安規定に係る技術資料」(PWR)平成 24 年】
			「兔肿時の措置」
			「一年」と、「中国により図げる事件の70%が中華の雑舎を占っているすめ、 ある 第一名 統一 最小性 法語 かさせ かっぱい アン・コープ
			同江江入水・「以江江入水・4岁半日久~3江江日の、2巻日 こいっている。この こうじん のうしょう おがら はま ロコガダ もんしい
			しかしながら、この場合、残りの健全側系統のアベイラビリティを保証するため、高圧注入系又は低圧注入
			- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			四、健主側系統の割作権認を行うことが水められる。また、健主側系統のアヘイフとリアイを権保している。
			とを条件として、10 日間の限られた完了時間内に故障側系統の修理等を行い、動作可能な状態にすることが
			求められる。10 日の完了時間は、米国標準技術仕様書を参考に、我が国での運転経験に基づき、現時点にお
			いて合理的であるとして設定されたものである。
			【参考:「保安規定運用の手引き(平成7年)」(抜粋)】
			信頼度は時間故障率と試験頻度の関数で示され,系統の信頼度は試験頻度が増加すれば高くなる。全ての機
			器が健全である場合の信頼度と同等な信頼度をある機器の健全性が損なわれた場合の系統においても、その系
			(株) 1 年間 1 年
			Manager Attach
			は、中への数据では、中へののののでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中
			回/8時間(1当員)としている。これらの試験頻度で試験を実施する限り,故障機器の保修期間に制限を設
			ける必要はないが,工学的安全施設の多重設計の思想等から考えていたずらに長くすることは好ましくないた
			め,故障機器の保修期間は10日を限度とし,これを超える場合は原子炉を停止することとする。
			【参考:平成 12 年以前の保安規定記載】
			この場合 (LCO 逸脱時)、残り1台の起動試験を直ちに行い、その後8時間ごとに起動試験を行わなければ
			4541
			3 3

外	一	国知しら	開知乙章	- 一
		おり時間	死」時間	(AOI)の政体のも人力
B. モード1、2、3お - ジューセンタ4	B.1 当直課長は、モード3にする。 セレオ	12時間	1.12時間」はモード3へ、「56時間」はモー	1.26時間」はモード5への移行時間を規定している。これらの時間は、通常の手順のものませずないます。 つかい サルギャン デザー・ディー かん サイン・ かん
よひ4において彩件 Aの措置を完了時間	のみひ B.2 当直課長は、モード5にする。	8 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	によりノフノトの合称部に無性な貝何をかりすに 国での運転経験に基づき設定している。	にみリノフノトの台糸跳に無理な具何を加1.9 に、左伯ロハ状態から安水される連転水態に至る时間として、我が 国での運転経験に基づき設定している。
内に達成できない場				
фп			【保安規定変更に係る基本方針(抜粋)】	
			(u) ヒードタビにぶる AUI 設計基準事故対処設備が AOT 内に復旧	女文に応る AVI 設計基準事故対処設備が A0T 内に復旧できない場合のプラント停止等のモード変更に係る AOT は、日
			本の運転経験に基づき標準的なプラント	本の運転経験に基づき標準的なブラント停止操作に必要な時間として設定したものであり、LCO 逸脱時に
			おけるプラント停止等のモード変更時に37キメニットを	おいて AOT の長さに係る不具合等は発生していない実績のある値
			このの。(中略) d.プラント停止等のモード変更に係る AOT	
			モード変更	AOT
			モード1 モード3	1 2 時間
			モード1 モード4	3 6 時間
			H-F1 H-F5	5 6 時間
			【「百子位施勢保安祖完广係名技統簽科(DWR)巫成 24 年 9 目,钌糖】	巫时 24 年 9 日 ,妇妻儿
			1.	kið makk kkkælem Sixがまれてmm) すぬよれするよう 即れ。 12時間以内にモード3にし、56時間以内にモード5にしなければならない。これらの完了時間は、通常の
			手順によりプラントの各系統に無理な 負荷し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	手順によりプラントの各系統に無理な 負荷をかけずに、定格出力状態から要求される運転状態に至る時間
			として、米国標準技術仕様書を参考に、 技がして、 よっし	国での連転経験に基つき、現時点において台埋的であるとして設
			定されたものである。 / 参考)「米雨麺潅技術仕様書,の考え古	
			ディン・デース・デース・デース・デース・デース・デース・デース・デース・デース・デース	許容される記つ時間に運転経験しません。 許容される記つ時間に運転経験に問題を起こすこ ・ へいしか終む、まずまなっこことが終います。 こうかい
			Cなく、主山ノ仏感から安水と10のユーツト4786 - 上下移行 VOI モード1 3:6 時間、モード1	C.4.く、 エムノム窓 がり安水 G.4.もコーツ F.4.窓に 生する/ために 日注的 C.のる。(不当信年1次的14 係書記載の T. — F.移行 VOT モード1 - 3:6 時間、モード1 - 5:36 時間)
			-	
			【保安規定にモード移行時間を記載した膝の考え方】 米国標準技術仕様書を参考とし、保安規定の充実	安規定にモード移行時間を記載した際の考え方】 米国標準技術仕様書を参考とし、保安規定の充実を図った際に、当時(平成 12 年)の各プラントの定期検査
			に係る停止時間(モード移行)の平均的な時間に対して余裕を見込んで設定した。	- 対して余裕を見込んで設定した。
			(参考)至近のプラント停止実績(高浜4号機	8 2020年10月)
			モード変更	実績経過時間
			定格熱出力一定運転 電気出力100%(モード1) 0時間16分
			電気出力 50%	2 時間 46 分
			電気出力 25%	4時間01分
			電気出力 13%(給水制御切替等)	5時間13分
			電気出力 5%	6時間01分
			発電機解列	6時間06分
			₩.	7 時間 56 分
			Ĥ.	9時間13分
			_	23 時間 49 分
			RCS 温度 93 (モード 5)	34 時間 03 分

外	一		立 と 本 少 立 で ひ し 、 V D D T)
		75 J HT IEJ	元」は同(AOI)の政権の与たガ
C. モード5、 6 むよび 使用液熱料 アットに 熱性 4 か 時間 1 トロ	6.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の 移動を中止する。 ************************************	速やかに	停止状態であっても、可能な限り短時間で、安全側の措置を実施することが必要であることから「速やかに」と 規定している。 『「海やかに、の字彙》
然れ神色的のことの る期間において条件 Aの描置を完了時間 なに達成できない程	のよう C.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全 て中止する。	速やかに	 ★ 12条 (構成ままで定義)第2項(2)において、「第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間第12条 (構成するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを除する かま 亜サオカス 共審を 宇雄する 担合には トシの士 巨を吹きる ド・ア・鉛締めに 宇雄する 準
	ひろう C.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、 水抜きを中止する。	速やかに	高のである。 20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、2
D. 2台の潮位計が動作 可能である場合	0.1 当直課長は、3台のうち動作不能となっている潮位計1台に て取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動。を確認 したとみなす。	速やかに	れており、LCOIA 、、故障による検知失 た1台を潮位変動し ることから「速やか
	あよひ <u>D.2 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態</u> に復旧する措置を開始する。	速やかに	潮位計の機能としては、上記対応により、L C O 3 台と同等の機能を維持できている。しかしながら、復旧する 措置も可能な限り短時間で開始する必要があることから「速やかに」と規定している。
E. モード1、2、3お よび4において2台 未満の適位計が動作	E.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 ホナバ	速やかに	津波防護機能を早期に回復させる観点から、機能喪失した潮位計を可能な限り短時間で復旧することが重要と考え、動作不能となった潮位計を速やかに復旧する措置を開始する。
可能である場合	<u> </u>	12時間56時間	「12時間」はモード3へ、「56時間」はモード5への移行時間を規定している。これらの時間は、通常の手順によりブラントの各系統に無理な負荷をかけずに、定格出力状態から要求される運転状態に至る時間として、我が国での運転経験に基づき設定している。(8.1、8.2 同様)
	<u>のみで</u> <u>E.4 当</u> 直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止す る。 **********************************	速やかに	モード 5 到達後に、可能な限り短時間で、防潮ゲートを閉止することが必要であることから「速やかに」と規定している。
	いる。当直課長は、E.2から E.4の措置を実施中において、発電所 E.5 当直課長は、E.2から E.4の措置を実施中において、発電所 構みで津波と想定される潮位の変動を観測した場合または発 電所構外の観測潮位が欠測した場合は、取水路防潮ゲートを 閉止する。	速やかに	取水路防潮ゲート閉止までのモード移行中に、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合または発電所構外の観測潮位が久測した場合は、取水路防潮ゲートの閉止が必要なことから「速やかに」と規定している。
F. モード5、6および 使用済燃料ピットに 被料体を貯蔵してい	F.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 ホナバ	速やかに	潮位計を可能な限り短時間で復旧する措置を開始することが必要であることから「速やかに」と規定している。
る期間において2台末満の潮位計が動作可能である場合	1.00円 F.2 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の 移動を中止する。 オナバ	速やかに	停止状態であっても、可能な限り短時間で、安全側の措置を実施することが必要であることから「速やかに」と 規定している。
	F.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 て中止する。 オナバ	速やかに	
	.ひました。 - 1 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、 水抜きを中止する。 および	速やかに	
	F.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに	

条	要求される措置記載方針(案)	完了時間	完了時間(AOT)の設定の考え方
6. モード1、2、3お よび4において4台 未満の衛星電話(津	-U Nø	速やかに 7	潮位計と同様に衛星電話(津波防護用)を可能な限り短時間で復旧する措置を開始することが必要であることか ら「速やかに」と規定している。
波防護用)が動作可能である場合	6.2 電気保修課長は、代替手段。を確保する。	速やかに	代替手段を可能な限り短時間で、実施することが必要であることから「速やかに」と規定している。 なお、この場合具体的には「10分以内」に実施する。(詳細は、別添2参照)
H. 条件Gの措置を完了 時間内に達成できた	H.1 電気保修課長は、代替手段以外の通信手段を確保する。 カトパ	速やかに	代替手段以外の通信手段を可能な限り短時間で確保する必要があることから「速やかに」と規定している。 txt ニールは今 目体的には体禁手配の主体の確認ソウセサア「40なN 内、下事体する / 学細は目派う 46km)
11場合	<u>のみで</u> H.S.当直課長は、モード3にする。 ナーご	12時間	なの、「JOSMA」、女体にJOSMA(JATA)を分が、「JASMA)に大郎する。(中国はJASMA)を決して時間、はモードラス、「Good Bell は、国内のは、JASMA)をは、JASMA)を JASMA)を
	のよい H.3 当直課長は、モード5にする。	56時間	よりノフノトの合糸がに無埋な貝何をかけずし、た恰立ハ水懸から安氷される運転が懸し手る時間として、我が国での運転経験に基づき設定している。(8-1、8-2 同様)
	あよひ H.4 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止す	速やかに	モード5到達後に、可能な限り短時間で、防潮ゲートを閉止することが必要であることから「速やかに」と規定
	<u>ಕೆ.</u> ಕ್ರಿಕ್ಟರ		0.55%,
	H.5 当直課長は、H.2 から H.4 の措置を実施中において、他方の当 直課長と衛星電話(津波防護用)、代替手段および代替手段	速やかに	取水路防潮ゲート閉止までのモード移行中に、当直課長が他方の当直課長と衛星電話(津波防護用)、代替手段お よび代替手段以外の通信手段を用いた連携ができない場合は、「速やかに」取水路防潮ゲートを閉止する。
	以外の通信手段を用いた連携ができない場合は、取水路防潮ゲートを閉止する。		
モード5、6および	1.1 電気保修課長は、動作不能となっている設備を動作可能な状態に作って、 ままが ままが ままが ままが ままが ままが ままが ままが ままが まま	速やかに 7	潮位計と同様に衛星電話(津波防護用)を可能な限り短時間で復旧する措置を開始することが必要であることか ・ まずかい
使用済燃料にツトに燃料体を貯蔵してい	悲に復旧9 6指重を開始9 6。 および		5.退やかに」と規定している。
る期間において4台キ港の衛星電話(浄	1.2 電気保修課長は、代替手段 ⁸ を確保する。 カトが	速やかに	代替手段を可能な限り短時間で実施することが必要であることから「速やかに」と規定している。
	<u>のまで</u> 1.3 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の	速やかに	停止状態であっても、可能な限り短時間で安全側の措置を実施することが必要であることから「速やかに」と規
能である場合	<u>移動を中止する。</u> および		定している。
	1.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全	速やかに	
	<u>て中止する。</u> および		
	1.5 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、	速やかに	
	水抜きを中止する。 および		
	1.6 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに	
9 一		1 11 1	3 = 2

6:取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動とは、潮位計の観測潮位が 10 分以内に 0.5 m以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に 0.5 m以上上昇すること、または 10 分以内に 0.5 m以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5 m以上下降することをいう。 7:原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 8:保安電話(携帯)、保安電話(固定)、運転指令設備および衛星電話(固定)のいずれかによる通信手段を確保する。

潮位計のLCO逸脱時の対応について

1.潮位計のLCOについて

潮位計は、合計4台設置し、1台は予備としている。また、2 out of 3 の扱いとし、単一故障を想定しても動作を保証する設備数として、3台を所要台数としている。 本資料は、潮位計のLCO逸脱時の対応を整理したものである。

2. 潮位計のLCO逸脱時の対応

潮位計のLCO逸脱時の対応について、動作可能な潮位計が「(1)2台の場合」と「(2)2台未満の場合」に分けて、以下に整理する。

(1)2台の潮位計が動作可能な場合

動作可能な潮位計が2台未満となった場合、動作不能となっている潮位計1台を 取水路防潮ゲート閉止判断基準に係る潮位変動を確認した(検知)と扱うこととし ている。

これは、動作可能な潮位計が残り2台となった場合に、故障による検知失敗の可能性を低減し、3台中2台の検知による判断と同等の信頼性を確保するためにこのような扱いとしているものである。

よって、動作可能な潮位計による津波の検知がなければこの条件では取水路防潮ゲートは閉止しない。

(AOT記載方針)

条件	要求される措置	完了時間
D. 2 台の潮位計が動作可能である	D.1 当直課長は、3台のうち動作不能となっている潮位計1台にて取水	速やかに
場合	路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動 『を確認したとみな	
	す。	
	および	
	D.2 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧 する措置を開始する。	速やかに

(2)2台未満の潮位計が動作可能な場合

動作可能な潮位計が2台未満となった状態では、津波検知ができず、津波防護機能を喪失している状況であることから、津波襲来の有無に係わらず取水路防潮ゲートを閉止する。

(AOT記載方針)

要求される措置	完了時間
E.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧 する措置を開始する。	速やかに
E.2 当直課長は、モード3にする。	1 2 時間
6.3 当直課長は、モード 5 にする。 および	5 6 時間
E.4 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止する。 および	速やかに
E.5 当直課長は、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合または発電所構外の観測潮位が欠測した場合は、取水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに
	E.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および E.2 当直課長は、モード3にする。 および E.3 当直課長は、モード5にする。 および E.4 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止する。 および E.5 当直課長は、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合または発電所構外の観測潮位が欠測した場合は、取水路

【2台未満の潮位計が動作可能である場合のAOTの考え方】

・2 台未満の潮位計が動作可能である場合、取水路防潮ゲートが「開」状態のまま、 警報なし津波が襲来する可能性があるため、この場合の影響と対応について、押し 波と引き波に分けて表 1 に整理する。

表1 取水路防潮ゲートが閉止できない場合の影響と対応

	取水路防潮ゲートが閉止できない場合の影響	対応
押し波	1.海水ポンプモータ下端まで津波が到達し、機能保持できない可能性がある。 2.津波が敷地へ遡上する可能性がある。	1.津波により海水ポンプが機能喪失した場合には既に整備済 みの海水系機能喪失時の手順により対応する。 2.津波襲来に備え、作業中断、人と車両の退避を行う。
引き波	1.海水ポンプの取水可能水位を下回り、機能保持できない可能性がある。	1.津波により海水ポンプが機能喪失した場合には既に整備済みの海水系機能喪失時の手順により対応する。

<海水系機能喪失時の手順>

現場確認を行い、海水系統の機能回復操作を試みる。

引き波により運転中の海水ポンプが停止した場合には、他の停止中(待機中)の予備機の海水ポンプを使用することで、海水冷却機能が回復すれば、モード 5 (低温停止)に移行することが可能である。

海水冷却機能が回復しない場合であっても、2次系(蒸気発生器)による原子炉の 冷却を行いつつ、大容量ポンプによる代替補機冷却水通水および格納容器内自然対 流冷却の準備(想定準備時間約7.5時間)を並行して進める。代替補機冷却の準備完 了後は、余熱除去系統の冷却による原子炉の冷温停止に移行する。

- ・表 1 より、プラントへの影響としては、押し波、引き波のいずれの場合においても 海水ポンプの機能喪失が考えられる。
- ・取水路防潮ゲート閉止にあたっては原子炉停止が必要なところ、津波が襲来している状態ではないことから、原子炉を通常停止した後に取水路防潮ゲートを閉止することとし、AOT設定にあたっては、影響を受ける可能性のある「海水ポンプ」が機能喪失した場合の原子炉停止に係るAOTを参照した。(添付1参照)
- ・具体的には、「2台未満の潮位計が動作可能である場合」(海水ポンプは機能喪失していない)においても同様に、12時間以内にモード3、56時間以内にモード5に移行し、モード5到達後も津波防護機能は要求されるため、速やかに取水路防潮ゲートを閉止することについて規定する。
- ・また、津波防護機能を早期に回復させる観点から、機能喪失した潮位計を可能な限り短時間で復旧することが重要と考え、動作不能となった潮位計を速やかに復旧する措置を開始することも規定する。
- ・なお、海水ポンプのLCO逸脱時の措置として、2系統動作不能時の要求される措置は記載がないため、保安規定第88条に基づき、通常の停止操作を行うこととしている。(13時間以内にモード3、37時間以内にモード4、57時間以内にモード5へ移行する)(添付2参照)

【構外の観測潮位の活用】

取水路防潮ゲート閉止までのモード移行中は津波防護機能が喪失した状況であることを踏まえると、「動作可能な潮位計が2台未満」という状況においても、津波防護機能を確保するため構外の観測潮位 ¹を活用することとした。

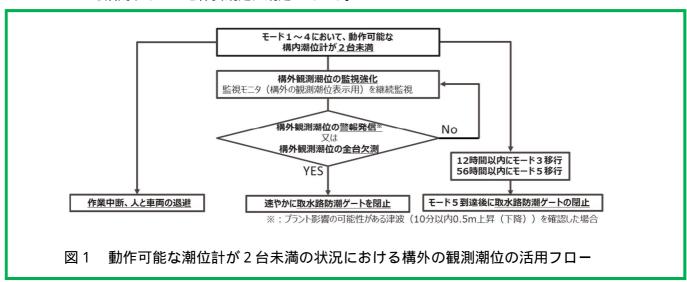
具体的には、構外観測潮位の監視強化をした上で、図1のフローに基づき対応することを保安規定に定め、取水路防潮ゲート閉止(原子炉停止)までの期間においても津波防護機能を確保する措置を講じる。

また、取水路防潮ゲートを閉止できない場合には、津波が敷地へ遡上しプラント 以外への影響の可能性もあるため、施設影響のある範囲について「作業中断」並び に「人及び車両の退避」に係る措置も講じることとする。

詳細運用については、大津波警報時の対応を参考に規定することとする。(取水路防潮ゲート開状態における津波水位は添付3参照)

なお、モード移行中に構外観測潮位の警報発信又は全台欠測した場合は、速やかに取水路防潮ゲートを閉止することとする。

1:構外の観測潮位は「予防保全を目的とした点検・保修」や「車両退避」等に係る運用において も活用することを保安規定に規定している。



3. 取水路防潮ゲート閉止に伴うプラント等への影響

潮位計のLCO逸脱時に通常負荷降下ではなく、緊急のプラント停止を行う場合の影響を整理する。

取水路防潮ゲート閉止の前に循環水ポンプを停止するが、原子炉が負荷を持った状態から手動トリップさせることとなり、冷却系の機器に対して急激な熱負荷を与えるという観点からは望ましいものではない。また、タービンバイパス弁の使用には復水器真空維持のため循環水ポンプ運転が必要なところ、循環水ポンプを停止するとタービンバイパス弁が使用できないため、加圧器逃がし弁が動作し、1次系圧力の過渡変化が大きくなる可能性がある。(津波が襲来している状況ではないが、プラントに過渡変化を生じさせることとなる)。よって、潮位計のLCO逸脱時は津波が襲来しているわけではないことも踏まえ、通常負荷降下によるモード5到達後、速やかに取水路防潮ゲートを閉止することとしている。

以上

(添付)

- 1.保安規定第68条(抜粋)
- 2.保安規定第88条(抜粋)及び解釈
- 3. 取水路防潮ゲート開状態における施設影響の整理

保安規定第68条(抜粋)

(原子炉補機冷却海水系)

- 第 68 条 モード1、2、3 および 4 において、原子炉補機冷却海水系は、表 68-1 で定める事項を運転上の制限とする。
- 2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。
 - (2) 発電室長は、定期事業者検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。
 - (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。
- 3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していない と判断した場合、表68-2の措置を講じる。

表68-1

項目	運転上の制限
原子炉補機冷却海水系*1	2系統が動作可能であること

※1:原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。

原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、<u>1号炉および2号炉または3号炉および4</u>号炉の第85条(表85-7)の運転上の制限も確認する。

表68-2

1X C	, 0 2		s x
	条件	要求される措置	完了時間
A.	原子炉補機冷却海水系1系	A.1 当直課長は、当該系統を	10日
	統が動作不能である場合	動作可能な状態に復旧	
		する。	
		および	
		A.2 当直課長は、残りの系統	4 時間
		のポンプを起動し、動作	その後の8時間
		可能であることを確認	に1回
		する ^{※2} 。	
B.	条件Aの措置を完了時間内	B.1 当直課長は、モード3に	1 2 時間
	に達成できない場合	する。	
		および	
		B.2 当直課長は、モード5に	5 6 時間
		する。	

※2:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

保安規定第88条(抜粋)及び解釈

(運転上の制限を満足しない場合)

- 第88条 運転上の制限を満足しない場合とは、各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。)を除く。)が第3節第20条から第86条の2の第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この判断を速やかに行う。
- 2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
- 3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該の運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- 4. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(要求される措置に対する完了時間の起点)から、要求される措置を開始する。 なお、要求される措置の運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。
- 5. 運転上の制限を満足していないと判断した場合であって、当該条文の第3項で定めるいずれの条件にも該当しない場合は、当直課長は、13時間以内にモード3、37時間以内にモード4、57時間以内にモード5へ移行する。ただし、このモード移行中に、運転上の制限が適用されるモードでなくなった場合または運転上の制限を満足していると判断した場合は、モードの移行を完了させる必要はない。

(原子炉施設保安規定に係る技術資料(抜粋))

第5項(解釈)

運転上の制限を満足していない状態であって、「この規定第3項」に示すいずれの条件にも該当しない場合の措置として

- ・13時間以内にモード3
- ・37時間以内にモード4
- ・57時間以内にモード5

へ移行することを規定している。例えば、非常用炉心冷却系(モード 1 、 2 、 3 及び 4)の 2 系列動作不能時(措置に記載なし)等が該当する。

なお、第34条(計測および制御設備)の「燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装」のように、原子炉の運転状態によらない規定において本項を適用することは、不必要な原子炉停止を要求することとなるため適用しない。本項を適用しない主な条番号について以下に記載する。

- ・第34条(計測および制御設備)のうち「燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装」
- ・第71条(燃料取扱建屋空気浄化系)
- ・第84条(使用済燃料ピットの水位および水温)

本項において、モード移行時間が「この規定第3項」のモード移行時間と異なるのは、いずれの条件にも該当しないと判断した場合、その判断した時間から手順書確認、負荷降下のための中給指令所への連絡等の諸準備が必要なことから、1時間の準備時間を考慮しているためである。

取水路防潮ゲート開状態における施設影響の整理

1. 取水路防潮ゲート開状態における津波水位

基準津波3及び基準津波4の取水路防潮ゲート開状態における津波水位計算結果は表1のとおりである。図1に基準津波3の最高水位分布図・最大浸水深分布図、図2に基準津波4の最高水位分布図・最大浸水深分布図を示す。

また、表1の津波水位計算結果に、耐津波設計で考慮される潮位のばらつき(水位上昇側: +0.15m、水位下降側:-0.17m)と高潮の裕度(水位上昇側:+0.49m)を加味した値を、表2に示す。

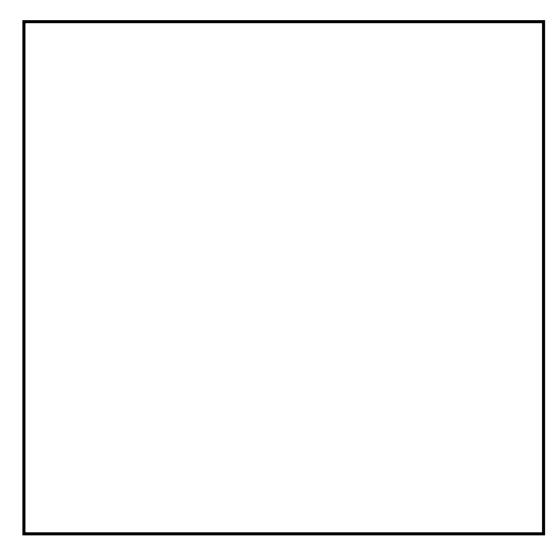
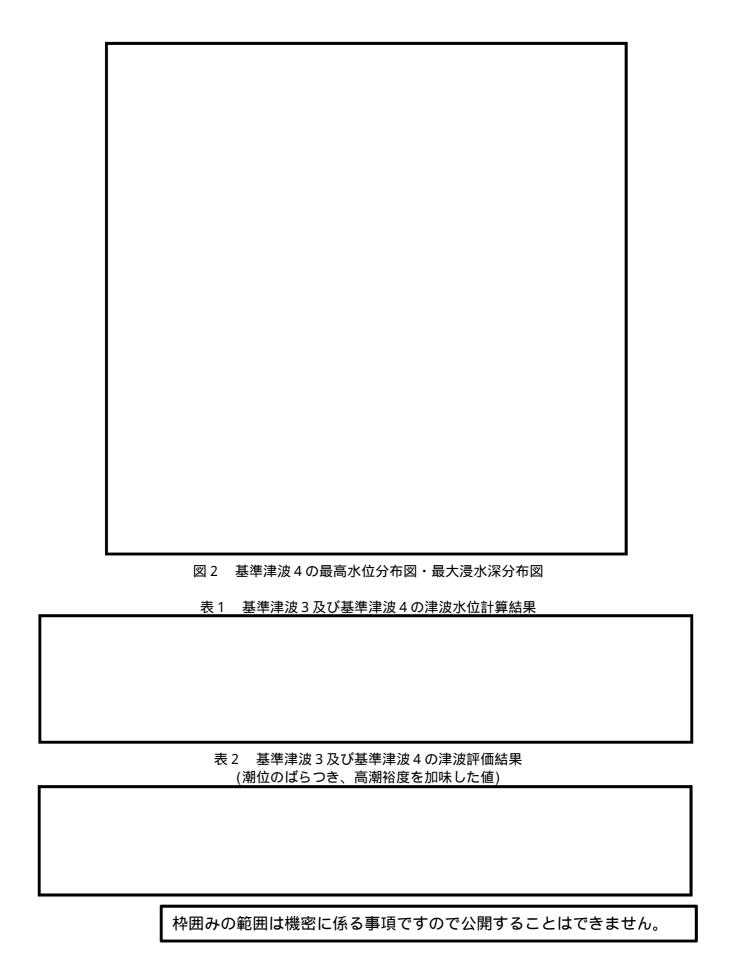


図1 基準津波3の最高水位分布図・最大浸水深分布図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



2. 取水路防潮ゲート開状態の津波水位に対する施設影響の整理

基準津波3及び基準津波4の取水路防潮ゲート開状態の津波水位計算結果に対して施設影響が生じるか否かの確認は、「 既許可で確認済みの対策での評価」と、参考として「 既許可で確認していないが、実力的に発生防止・事象緩和機能を持つ設備や、既許可での評価条件の保守性(上昇側で、海水ポンプ・循環水ポンプを全台停止している)から、実運転の条件で考慮した機能影響を考慮した評価(以下、実力評価という。)」の場合に分けて整理した。

この 、 について、最も津波水位が厳しくなる基準津波3の津波水位計算結果に潮位のばらつき (上昇側+0.15m、下降側-0.17m)及び高潮裕度(上昇側+0.49m)を考慮した水位(表2の水位)に対し、施設への影響評価を行った結果を表3に示す。

本評価結果より、 の既許可で確認済みの対策での評価の場合、水位上昇側、水位下降側ともに、施設影響が生じることを確認した。具体的には、高浜1,2号炉は、水位下降側において、「海水ポンプの取水可能水位を下回ること」、高浜3,4号炉は、水位上昇側において、「津波防護対象施設を内包する建屋への津波の到達・流入が否定できないこと」、「海水ポンプへの津波の到達・流入が否定できないこと」、「燃料油貯油そうへの津波の到達・流入が否定できないこと」、水位下降側において、「海水ポンプの設計取水可能水位を下回ること」を確認した。

なお、参考として、実力評価まで考慮した場合、水位上昇側は、高浜 1 ~ 4 号炉いずれにおいても施設影響が生じないこと、水位下降側は、高浜 1 ~ 4 号炉いずれにおいても「海水ポンプの取水可能水位を下回ること」を確認した。

衛星電話(津波防護用)のLCO逸脱時の対応について

1. 衛星電話(津波防護用)のLCOについて

1号および2号炉を担当する当直課長または3号および4号炉を担当する当直課長は、他方の中央制御室の当直課長へ潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いて、警報発信したことを報告することとし、単一故障を想定しても対応を保証する設備数(中央制御室毎に2台の合計4台)を所要数とする。

本資料は、衛星電話(津波防護用)のLCO逸脱時の対応を整理したものである。

2. 衛星電話(津波防護用)のLCO逸脱時の対応

衛星電話(津波防護用)のLCO逸脱時の対応を以下に整理する。

モード1~4において、動作可能な衛星電話(津波防護用)が4台未満(LCO逸脱)になった場合は、「速やか」に「動作可能な状態に復旧する措置を開始する。」ことに加え、「速やか(10分以内)」に代替手段として「保安電話(携帯)、保安電話(固定)、運転指令設備」及び衛星電話(津波防護用)と同種の通信機器である「衛星電話(固定)」のいずれかによる通信手段を確保」する。

上記措置ができない場合は、代替手段以外の通信手段(加入電話または携行型通話装置)を確保のうえ、12時間以内にモード3、56時間以内にモード5に移行したうえで、取水路防潮ゲートを閉止することとしている。

これは、潮位計の考え方とは異なるが、上記の代替手段が既認可のDB設備であることを踏まえたものである。

なお、モード移行中に、他方の当直課長と衛星電話(津波防護用)、代替手段および代替手段以外の通信手段を用いた連携ができない場合は、速やかに取水路防潮ゲートを閉止することとしている。

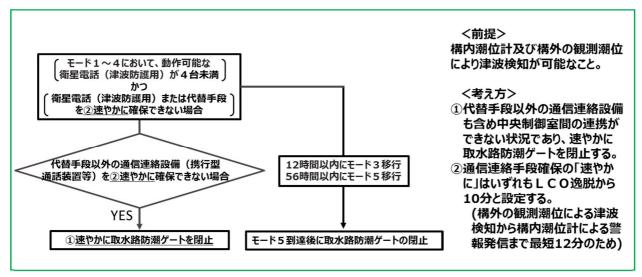


図1 動作可能な衛星電話(津波防護用)が4台未満の状況における対応フロー

:代替手段確保を10分以内に実施する考え方(図2参照)

- ・警報なし津波が発生すると、最初に構外の観測潮位の警報が発信する。(約37分)
- ・構外の観測潮位の警報発信(約37分)から高浜発電所取水口に津波が到達(約43分)するのが最も早い波形で約6分である。
- ・取水口到達後、構内潮位計による取水路防潮ゲート閉止判断基準到達(約49分)まで約6分である。
- ・以上より、構外の観測潮位の警報発信(約37分)から構内潮位計にて取水路防潮ゲート閉止判断基準到達(約49分)までは約12分要する
- ・これにより、構外の観測潮位の警報発信時(約37分)に衛星電話(津波防護用)が

LCO逸脱したとしても、代替手段が10分以内に確保出来れば、構内潮位計にて取水路防潮ゲート閉止判断基準到達時(約49分)にはA・B中央制御室間の連携は確保され、津波防護機能は担保される。

・なお、構外の観測潮位が欠測した場合、速やかに衛星電話(津波防護用)その他の通信手段により、中央制御室間の連携が可能であること確認する運用を社内標準に定める。

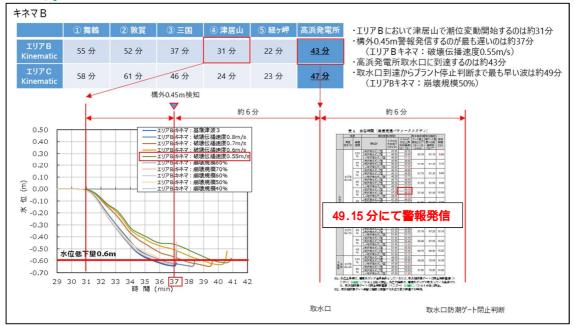


図 2 津居山での警報発信から高浜発電所の津波検知までの考え方

【代替手段の選定について】

衛星電話(津波防護用)の補助設備である保安電話(携帯)保安電話(固定)及び運転指令設備については、基準地震動に対する耐性は有していないが、津波警報等が発表されない可能性のある津波が地震起因でないこと等を踏まえると、代替手段として有効と考え、保安規定に定めることとする。また、同種の通信機器として衛星電話(固定)も有効である。

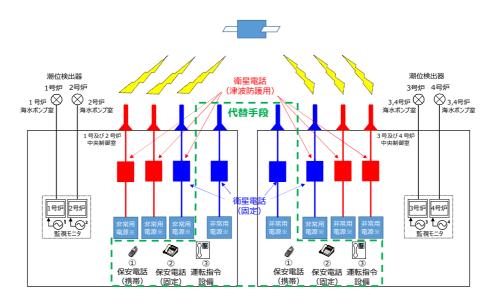


図3 衛星電話(津波防護用)の代替手段

【代替手段の優先順位(通信連絡設備)】

優先	設備	台数		
順位	ē 又 1/用	A中央制御室	B中央制御室	
1	保安電話 (携帯)	7台	7台	
2	保安電話 (固定)	5台	5台	
3	運転指令設備	4 チャンネル	4 チャンネル	
4	衛星電話 (固定)	1台	1台	

優先順位の考え方として、中央制御室間の連携の容易性の観点から、当直課長が 常時携帯している保安電話(携帯)を第1優先、当直課長席等の机上に設置してい る保安電話(固定)を第2優先、中央制御室に複数台設置している運転指令設備を 第3優先、衛星電話(津波防護用)と同種の通信設備である衛星電話(固定)を第 4優先で使用する。

【衛星電話(津波防護用)の同時損傷時の対応について】

竜巻襲来等にて衛星電話(津波防護用)の屋外構成品であるアンテナ等が同 時損傷することによりLCOを逸脱する可能性がある。この場合、保安規定 |添付2(6 竜巻)の規定に基づき事象収束後速やかに衛星電話用アンテナ(津 波防護用)の点検を以下の手順にて実施のうえ、予備品を用いて安全機能回復の 応急処置を行うとともに、安全機能回復が困難な場合はプラント停止する手順 を整備する。

衛星電話(津波防護用)を使用し、通話確認を行い、通信状態・動作状況を確認す

目視確認にてアンテナ(津波防護用)本体の外観、アンテナの損傷・脱落の有無、 接続しているケーブル損傷・切断の有無を目視点検する。また、電波受信レベルを 確認する。

目視確認によりアンテナ本体やアンテナと接続しているケーブルに損傷が確認さ れた場合には、予備のアンテナへの取替や予備のケーブルの敷設により応急処置を 実施する。(応急復旧としては、約8時間程度を想定する)

応急処置が実施出来ない場合には、保安規定・運転操作手順に従い、プラントを 停止させモード5(冷温停止)に移行する。

図4 中央制御室衛星電話用アンテナ(津波防護用)外観

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【衛星電話(津波防護用)の補助設備の同時損傷の可能性について】

衛星電話(津波防護用)の補助設備である保安電話(携帯)、保安電話(固定)及び運転指令設備への竜巻への影響について以下に示す。

保安電話(携帯)及び運転指令設備は、制御装置及び通信路が建屋内または屋外地下に 設置されており竜巻の影響を受ける可能性は低い。また、衛星電話(固定)の通信路については、一部屋外の地上を経由しているが、衛星アンテナ設置位置と約170m以上離れて おり、竜巻によって同時に損傷する可能性は低い。

11	т —	ブリ	ы	L—	L	ভ	٦
	, —	ノノ	v,	$\boldsymbol{\nu}$	1.		

 保安電話(携帯)及び運転指令電話	建物内ルート
保安電話 (携帯)及び運転指令電話	屋外地下ルート

- --- 保安電話(固定)建物内ルート
- --- 保安電話(固定)屋外地下ルート
- --- 保安電話(固定)屋外地上ルート
- 衛星アンテナ設置位置

【予備品を用いた故障復旧について】

衛星電話(津波防護用)の屋外構成品であるアンテナ等が竜巻により同時損傷しLCO逸脱した場合、速やかに予備品により安全機能の回復を行う。

衛星電話(津波防護用)の予備品については、工認申請中の衛星電話(津波防護用)と同仕様のものを保有することとしており、LCO復帰(予備品取替)後、使用前事業者検査等を実施し健全性を確認する。

なお、本取替工事は、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドライン」 (参考参照)において工事計画の手続きの対象外と整理される。

以上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(参考)「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」抜粋

制定 平成25年6月19日 原規技発第13061920号 原子力規制委員会決定改正 平成26年8月 6日 原規技発第1408064号 原子力規制委員会決定改正 平成28年7月27日 原規規発第1607274号 原子力規制委員会決定改正 平成28年10月6日 原規技発第1610067号 原子力規制委員会決定改正 平成31年3月13日 原規規発第1903133号 原子力規制委員会決定改正 令和元年12月25日 原規規発第1912257号—4原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドについて次のように定める。

平成25年6月19日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの制定について

D. 修理

供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であって、他の事例等から予防保全的に対策を講ずる場合に、設備又は機器の一部を手直し(溶接補修は除く。)し、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事をいう。規則別表第1ではさらに取替工事と性能又は強度に影響を及ぼす工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。

a. 取替工事

修理の工事において要目表の記載の変更を伴わない範囲で部材等を取り替えるものをいい、「原子炉冷却材圧力バウンダリ」を構成する機器(主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、予備品(使用前検査又は供用の実績のあるものに限る。)及び消耗品(ボルトを含む。)等を除く。)を工事計画の手続の対象としている。

補助ボイラーにおいては、安全弁の全体を同一仕様のものに取替える工事(安全弁の部品(弁体又は弁棒等)のみを取り替える工事は含まない。)を「安全弁の取替えを伴うもの」として届出の対象とする。

潮位観測システム(防護用)のLCO逸脱時対応について

津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応として、監視機能(潮位計)と連携機能(衛星電話)のどちらの機能が喪失しても潮位観測システム(防護用)の津坡防護機

能が達成	能が達成できないことから、潮位計と衛星電話		事 波防護	用)で個別にL(00等を設定して	(津皮防護用)で個別にLCO等を設定している。潮位計と衛星電話(津皮防護用)のLCO逸脱時の対応を下表に整理した。	元 (国) の LCO 独院	時の対応を下表	こ整理した。
項目	構	構内潮位計の状態		構外の観測	構外の観測潮位の状態	要求される措置	完了時間	取水路防潮ゲート閉止	作業中断、 人と車両の <u>退</u> 避
潮位計	2台の潮位計が動作可能	州 乍可能			ī	3台のうち動作不能となっている潮位計1台にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動を確認したとみなす。	速やかれて	I	Ī
						動作不能となっている潮位計を 動作可能な状態に復旧する措置 を開始する。	速やカルこ	I.	ſ
	2台未満の剛位計が動作可能 (動作可能な潮位計が0台ま	台未満の潮位計が動作可能 動作可能な潮位計が0台または1台)		'	ı	動作不能となっている潮位計を 動作可能な状態に復旧する措置 を開始する。	速やカッス	実施	実施
				構外で津波と	あり	防潮ゲートを閉止	速やカルこ	実施	実施
				想定される潮	なし	モード3	12 時間	実施	実施
				位の変動	į	モード5	56 時間		
						モード5到達後防潮ゲート閉止	速やから		
				発電所構外の	あり	防潮ゲートを閉止	速やかれる	実施	実施
				観測潮位の欠	(全台欠測)				
				測	なし	モード3	12 時間	実施	実施
						モード5	26 時間		
						モード5到達後防潮ゲート閉止	速やかに		
衛星電話 (津	衛星電話 (津波防護用) の状態	代替手段の確保		代替手段以外。 保	代替手段以外の通信手段の確 保	要求される措置	完了時間	取水路防潮ゲート閉止	作業中断、 人と車両の過避
波防護	動作可能な衛星	「速やか※」な	可能			動作不能となっている設備を動	速やかいこ	1	ĵ
田 田	電話 (津波防護用) が4台未満	確保		,		作可能な状態に復旧する措置を 開始する			
			不可	[珠公分率]	可能	モード3	12 時間	実施	1
				な確保		+- F5	56 時間	l	
						モード5到達後防潮ゲート閉止	速やカイこ		
					不可※2	<u> </u> 広道ゲートを関ル	はなかれて	年本	I

| ボー | 東やかに | 実施 | 大可**2 | 防潮ゲートを閉止 | 速やかに | 実施 | ※1:代替手段および代替手段以外の通信手段の確保時間、いずれもLCO逸脱から10分以内とする。(構外の観測潮位による津波検知から構内潮位計の警報発信まで最短12分を考慮。なお、構外の観測潮位が次測した場合、速やかに衛星電話(津波防護用)その他の通信手段により中央制御室間の連携が可能であることを確認する運用を社内標準に定める。) ※2:すべての通信連絡設備の確保が困難となった場合、中央制御室間の連携に要してよりを担内標準に定める。)

b 添付資料

- 添付-1 運転上の制限に関する所要数、必要容量
 - (1) 設置変更許可申請書 添付八(所要数、必要容量、設備仕樣)
 - (2) 設計及び工事計画認可申請書(設備仕様、設備リスト、配置図)

添付 - 1 (1) - 1

第1.5.2表 津波防護対策の設備分類と設置目的

津波防護対策	設備分類	設置日的
取水路防潮ゲート		・基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に 到達することを防止する。 ・引き波時の水位低下に対して、海水ポンプの取 水可能水位を下回ることを防止する。
放水口側防潮堤		基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到 達することを防止する。
防潮扉		基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に到 達することを防止する。
屋外排水路 逆流防止設備	津波防護施設	屋外排水路からの津波流入により浸水防護重点化 範囲に到達することを防止する。
1 号及び2 号炉 放水ピット止水板		1 号及び2 号炉放水ビットからの津波流入により 浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。
潮位観測システム(防護用)		・基準津波による遡上波が浸水防護重点化範囲に 到達することを防止する。 ・引き波時の水位低下に対して、海水ポンプの取 水可能水位を下回ることを防止する。
潮位計		
津波監視カメラ	津波監視設備	津波が発生した場合にその影響を俯瞰的に把握する。 。
海水ポンプ室 浸水防止蓋	浸水防止設備	海水ポンプ室床面からの津波流入による海水ポン プエリアへの流入を防止する。
取水口カーテンウォール	津波影響軽減施設	発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減する。

添付 - 1 (1) - 2

第 10.6.1.1.1 表 浸水防護設備の設備仕様

(1) 取水路防潮ゲート(1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設)

種 類 防潮壁

材 鉄筋コンクリート、鋼材

個 数 1

種 類 無停電電源装置

個 数 6

容 量 約 1kVA

出 力 電 圧 100V

(2) 放水口側防潮堤(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

種 類 防潮堤

材 料 セメント改良土、鋼材、鋼管杭

鉄筋コンクリート

個 数 1

(3) 防潮扉(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

種 類 防潮堤

材 料 鋼管杭、アルミニウム合金

鉄筋コンクリート

個 数 1

(4) 屋外排水路逆流防止設備(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

種 類 逆流防止蓋 (フラップゲート)

材 料 ステンレス鋼

個 数 5

添付 - 1 (1) - 3

(10) 貫通部止水処置(1号及び2号炉共用)

(「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼 用)

種 類 貫通部止水

材 料 シール材

個 数 一式

(11) 潮位観測システム(防護用)(1号、2号、3号及び4号炉共用、

一部既設)

類 潮位計(注1)、

衛星電話(津波防護用)(注2)

個 数 一式

(注1):4台設置し、このうち1台を予備とする。

(注2):中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に各々3

台設置し、このうち各々1台を予備とする。

添付 - 1 (1) - 4

変更前の「(8) 中間建屋水密扉(1号及び2号炉)」の記載に同じ。

(9) 制御建屋水密扉(1号及び2号炉共用)

変更前の「(9)制御建屋水密扉(1号及び2号炉共用)」の記載に同じ。

(10) 貫通部止水処置(1号及び2号炉共用)

変更前の「(10) 貫通部止水処置 (1号及び2号炉共用)」の記載に同じ。

(11) <u>潮位観測システム(防護用)</u>(1号、2号、3号及び4号炉共用、 一部既設)

敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波が襲来した場合に、その影響を防止する重要安全施設である取水路防潮ゲートを閉止するために、潮位観測システム(防護用)を設置する。潮位観測システム(防護用)は、潮位検出器、監視モニタ(データ演算機能及び警報発信機能を有し、電源設備及びデータ伝送設備を含む。)及び有線電路で構成される潮位計、衛星電話(津波防護用)(アンテナ及び有線電路を含む。)により構成され、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認するために用いる、津波防護施設かつ重要安全施設(取水路防潮ゲート(MS-1)と同等)である。

潮位観測システム(防護用)は、基準地震動に対して、機能を 喪失しない設計とする。また、各号炉の海水ポンプ室前面の入力 津波高さ(1号炉:T.P.+2.6m、2号炉:T.P.+2.6m、3号及び 4号炉:T.P.+2.9m)に対して波力及び漂流物の影響を受けない 位置に設置し、津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設 計に当たっては、自然条件(積雪、風荷重等)との組合せを適切 に考慮する。

潮位観測システム(防護用)のうち、潮位計は、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室において、「観測潮位が10分以内に0.5m以上下降、又は上昇した時点」で警報発信し、その後、

添付 - 1 (1) - 5

プ室、T.P.+5.2m の高さに復水タンク、T.P.+24.9m の高さに燃料油貯油そうを設置する。非常用取水設備として、非常用海水路、海水ポンプ室を設置する。

津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲート、放水口側の敷地に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路沿いの屋外排水路に屋外排水路逆流防止設備、放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に潮位観測システム(防護用)を設置する。浸水防止設備として、海水ポンプエリア床面 T.P.+3.0m に海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室床面 T.P.+0.6m に循環水ポンプ室浸水防止蓋、浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉を設置し、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に貫通部止水処置を実施する。津波監視設備として、海水ポンプ室 T.P.+7.1m 及び2号炉海水ポンプ室 T.P.+7.1m に潮位計並びに3号炉原子炉格納施設壁面 T.P.+46.8m及び4号炉原子炉補助建屋壁面 T.P.+36.2m に津波監視カメラを設置する。敷地内の遡上域の建物・構築物等としては、T.P.+3.5m の敷地に使用済燃料輸送容器保管建屋、協力会社事務所等がある。

(3) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順

基準津波3及び基準津波4については、以下の若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向を踏まえ、潮位観測システム(防護用)で観測された津波の第1波の水位変動量により津波襲来を確認した場合に、循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートを閉止することにより第2波以降の浸入を防止することで津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止する。

【若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向】

・取水路から海水ポンプ室に至る経路において津波の第1波より第 2波以降の水位変動量が大きくなる。

- ・第1波は、押し波が敷地へ遡上せず、引き波による水位の低下に 対しても海水ポンプが機能保持できる。
- ・第2波以降は、押し波が敷地に遡上するおそれがあり、引き波に よる水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できないおそれ がある。

基準津波3及び基準津波4に対する取水路防潮ゲートの閉止判断基準は、基準津波3及び基準津波4の波源に関する「崩壊規模」及び「破壊伝播速度」並びに若狭湾における津波の伝播特性のパラメータスタディの結果を踏まえ、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に確認したうえで、潮位のゆらぎ等を考慮して設定する。なお、設定に当たっては、平常時及び台風時の潮位変動の影響を受けないことも確認する。

具体的には、「潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、又は10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること。」とする。

この条件成立を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いた連携により確認(以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認」という。)した場合、循環水ポンプを停止(プラント停止)後、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

(4) 入力津波の設定

入力津波を基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において海水面の基準レベルから算定した時刻歴波形として設定する。基準津波による各施設・設備の設置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.4.1 図に示す。

入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及び衝撃力に着 目し、各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値

添付 - 1 (2) - 1

変更前	変更後
指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器(以下「津波防護対象設備」という。)とする。津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。 さらに、津波が地震の随伴事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設を含めて津波防護対象設備とする。	変更なし
	1.2 取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定及び閉止手順 基準津波3及び基準津波4については、以下の若狭湾における津 波の伝播特性による増幅の傾向を踏まえ、潮位観測システム(防護 用)(「4号機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」、「4号 機設備、1・2・3・4号機共用、1号機に設置」(以下同じ。))で 観測された津波の第1波の水位変動量により津波襲来を確認した場 号に、循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲート(4 号機設備、1・2・3・4号機共用(以下同じ。))を閉止することに より第2波以降の浸入を防止することで、「遡上波の地上部からの到 達、流入及び取水路、放水路等の経路からの流入」(以下「敷地への 遡上」という。)並びに水位の低下による海水ポンプへの影響を防止 する。 【若狭湾における津波の伝播特性による増幅の傾向】 ・ 雨木路から海水ポンプ宝に至る経路において建地の第1波上の

設計及び工事計画認可申請書(設備仕様、設備リスト、配置図)

添付 - 1 (2) - 2

変更前	変更後
	第2波以降の水位変動量が大きくなる。
	・第1波は、押し波が敷地へ遡上せず、引き波による水位の低下に
	対しても海水ポンプが機能保持できる。
	・第2波以降は、押し波が敷地に遡上するおそれがあり、引き波
	による水位の低下に対しても海水ポンプが機能保持できないお
	それがある。
	基準津波3及び基準津波4に対する取水路防潮ゲートの閉止判断
	基準は、基準津波3及び基準津波4の波源に関する「崩壊規模」及び
	「破壊伝播速度」並びに若狭湾における津波の伝播特性のパラメー
	タスタディの結果を踏まえ、敷地への遡上及び水位の低下による海
	木ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に確認したうえで、
	潮位のゆらぎ等を考慮して設定する。なお、設定に当たっては、平常
	時及び台風時の潮位変動の影響を受けないことも確認する。
	具体的には、「潮位観測システム (防護用) のうち、2台の潮位計の
	観測潮位がいずれも10分以内に0.5m (注1) 以上下降し、その後、最低
	潮位から10分以内に0.5m (注1) 以上上昇すること、又は10分以内に
	0.5m (注1) 以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m (注1) 以
	上下降すること。」とする。
	この条件成立を1号及び2号機当直課長と3号及び4号機当直課
	長の潮位観測システム (防護用) のうち衛星電話 (津波防護用) を用
	いた連携により確認(以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲー
	トの閉止判断基準を確認」という。)した場合、循環水ポンプを停止
	(プラント停止)後、 取水路防御ゲートを閉止する手順を整備する。

浸水防護施設の主要設備リスト

	重大事故等対処設備 (注1)	重大事故等 機器クラス	ı
	重大事故等	設備分類	
変更後	設計基準対象施設 (注1)	機器クラス	ı
変5	設計基準対	耐震重要度 分類	°°
	名称	潮位観測システム(防護 用) (4号機設備、1・2・ 3・4号機共用)	
長進対象)	対処設備 (注1)	重大事故等 機器クラス	
	重大事故等	設備分類	
	象施設 (注1)	機器クラス	j
	設計基準対	耐震重要度 分類	
		各春	
		機器区分	l
	弘	備区分	外郭浸水防護設備

表112用いる略語の定義は平成28年6月10日付け原規規発第1606104号にて認可された工事計画の「原子炉本体」の「6 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び 浸水防護施設の主要設備リスト」のうち、本工事計画の対象を示す。 平成28年6月10日付け原規規発第1606104号にて認可された工事計画の「表1 (注1) (注2)

原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

適用規格」の「表1

282

設計及び工事計画認可申請書(設備仕様	、設備リスト、配置図) 添付 - 1 (2) - 4	
	/3/(1) 1 (2) 4	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

「保安規定変更に係る基本方針」との整合について(潮位観測システム(防護用)関係)

「保安規定変更に係る基本方針」は、新規制基準対応(主にSA設備等)について、取りまと められたものであるが、今回の潮位観測システム(防護用)の保安規定への反映にあたっても、 整合性を確認する必要があることから、「保安規定変更に係る基本方針」の関連記載について抜

粋し、以下にその対応について、整理した。 「保安規定変更に係る基本方針」の記載(抜粋) 対応状況

1 はじめに

(略)

従って、設置(変更)許可で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階におい ても継続して確保されることを担保するために必要な事項(設置変更認可申請の成 立性の根拠となる事項)を保安規定に要求事項として規定し、その要求事項を満足 するための活動に必要な詳細をQMS文書に定め運用していくことで、発電用原子 炉設置者が継続的に改善を図りつつ、必要な要求事項を継続して満足させることが できる.

(略)

3. 手順、体制の運用管理

- 3.2 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害等 1 (地震、津 波、竜巻及び火山活動のモニタリング等)、並びに想定される人為事象のうち、航 空機の墜落(航空路の変更状況))及びその他要求事項(誤操作の防止、安全避難 通路、安全施設、全交流動力電源喪失時対策設備、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施 設、原子炉冷却材圧力バウンダリ、計測制御系統施設、安全保護回路、中央制御 室、監視設備、保安電源設備、緊急時対策所、通信連絡設備(以下、誤操作防止等 という。)) に係る保安規定の記載について
 - 1:その他自然災害等に係る保安規定の記載は、原子炉設置変更許可申請 書の記載に準じて保安規定に記載する。(以下、本項において同じ)
- 3.2.2 保安規定の記載内容について

保安規定の本文の具体的な記載としては、発電用原子炉施設の保全のために必要 な体制を整備し、その体制を運転段階の運用の中においても維持管理していくため には、保安規定第3条(品質保証計画)に示すとおり、体制の整備に係る計画を策 定し、実施し、評価し、継続的に改善していく管理の枠組みを適切に構築しておく ことが重要である。

よって、火災発生時については、保安規定審査基準の「火災発生時における発電 用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備」にて定めることを求められて いる内容を記載する。内部溢水発生時については、保安規定審査基準の「内部溢水 発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備」にて定め ることを求められている内容を記載する。火山影響等発生時については、保安規定 審査基準の「火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行 う体制の整備」にて定めることを求められている内容を記載する。

(略)

保安規定の本文を踏まえた添付書類については、前記の各要求内容を踏まえて、 設置変更許可申請書に記載している内容のうち、運用で担保すべき内容及びその活 動に必要な資機材管理について保安規定に記載する。具体的には3.2.2.1から 3.2.2.6 において記載する。

(略)

- 4. 設備の運用管理について
- 4.1 LCO 等を設定する設備

(略)

(3) LCO等を設定する設備の範囲について

重大事故等対処設備については、有効性評価、技術的能力および設備基準適合性 で、重大事故等対処設備と確認された全設備がLCO等設定の対象となる。

設計基準対象施設については、「(安全施設において)安全機能を有する系統の うち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」の対象となる設備の範 囲となる。基本的には、従来の安全設計審査指針に定める「重要度の特に高い安全 機能を有する系統」が対象となる。

具体的には、設計基準対象施設のうち安全機能を有するもの(安全施設)は、重 要度分類指針における「当該系」の設備と「関連系」の設備に分けられ、当該系の 機能遂行に直接必要となるか否かの観点から、「関連系」はさらに「直接関連系」 と「間接関連系」に分けられる。「直接関連系」は「当該系」の機能遂行に直接必 要となる関連系であり、「間接関連系」は「当該系」の信頼性を維持し、又は担保

上流文書からの要求事項 (運用)については、補足 説明資料の以下の資料に て、対応をご説明。

上流文書(設置許可)か ら保安規定への記載方針 【警報等が発表されない 可能性のある津波への対

上流文書(設計及び工事 計画)から保安規定への 記載方針【警報等が発表 されない可能性のある津 波への対応】

潮位観測システム(防護 用)については、MS-1 相当とすることから、LC O対象として設定した。

「保安規定変更に係る基本方針」の記載(抜粋)

対応状況

するために必要な関連系である。「間接関連系」は、「当該系」より下位の重要度 を有するものとみなされている。

このことから、「設計基準対象施設において、安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」としてPS-1、MS-1、MS-2(重要度の特に高い安全機能を有する設備等)をLCO等を設定する設備と考えると、

- ・PS-1、MS-1の「当該系」設備及びその「直接関連系」設備
- ・MS 2のうち「重要度の特に高い安全機能を有する設備等」にあたる設備のいずれかに該当する場合は、保安規定において LCO等を設定し運用管理する必要がある。(第4.1-1表)

(略)

4.2 サーベランスの設定方針

発電用原子炉施設の各設備については、設備に応じた常時の運転監視、発電用原子炉施設の巡視および日常の保守点検(外観点検、バッテリー点検等)等の管理に加え、特に運転上の制限となる設備については、定期的に運転上の制限を満足しているかの確認(以下、サーベランス)を行っている。

新規制基準を踏まえ、新たに運転上の制限として管理する設備に対するサーベランスについて整理する。

(1) サーベランス方法

運転上の制限(以下、LCO)を満足しているかを確認するため、当該設備の種類(ポンプ、発電機、タンク、計測制御装置等)および平常時の待機状態(運転/停止、保有水の有無)に応じて、サーベランス方法を定めることで、適切に機器の状態を把握し、LCOを満足(設備の動作可否、所要の性能)しているかの判断を行う。

サーベランス方法は、プラント停止中のサーベランス ¹により所要の性能が維持できていることを確認、プラント運転中のサーベランスによりポンプ等の主要な機器の動作確認を組み合わせて LCO を満足していることを確認している。

a . プラント停止中のサーベランス

設備の性能(揚程、流量等)、および動作状況(振動、異音、異臭、漏れ等)の確認により運転上の制限を満足していることを判断するため、実系統、またはテストライン 2 により、設備を運転する。

b. プラント運転中のサーベランス

設備の動作状況(振動、異音、異臭、漏れ等)の確認により運転上の制限 を満足していることを判断するため、実系統、またはテストライン ¹によ り、設備を運転する。

また、運転中パラメータ(揚程、流量等)の傾向監視や、訓練に伴う設備 運転中の運転状態、発電用原子炉施設の巡視および日常の保守点検等におい て、運転上の制限に係る事象が発見された場合には、運転上の制限を満足し ているかの判断を速やかに行うこととしている。

- 1:プラントの運転状態によらず常に適用モードとなる設備については、プラント停止中に限らず、運転中プラントへの影響を考慮した上で所要の性能が維持できていることの確認を行う。(以下、同じ。)
- 2:運転中プラント、停止中プラントへの影響を考慮し、試験方法(ライン構成、負荷/無負荷試験等)を定める。

(2) サーベランス頻度

a.サーベランス頻度の考え方

サーベランスは、運転上の制限(以下、「LCO」という。)が定義された機器・系統の動作確認であり、サーベランスの結果、機器・系統について動作不能と判断された場合、LCOを逸脱した際の要求される措置を、その措置を実行するために許容される時間内に実施することが求められている。

一方、機器の保全のための管理としては、保安規定に定める保守管理計画に基づき実施される保守・点検(機器を健全に作動できることを担保するための行為)でその機能は担保されている。保守管理計画では、事業者が定めた保全計画に基づき機器・系統の点検、補修等の保全を実施し、点検・補修の結果の確認・評価を行うこと等が定められている。保全計画の設定にあたっては、使用実績や故障事例などの運転経験(メーカー推奨を含む)や使用環境、劣化モード、故障モード、科学的知見を踏まえて設定される。この保全計画には、回転機器について定期的な運転によることも規定している。

サーベランスの実施は、LCOを満足しているかの確認であり、サーベランスの頻度を増やしても設備の健全性が向上することはないことから、サーベランス頻度と設備の健全性は、必ずしも直接的に関連するものではないが、上記の考え方を踏まえ、サーベランスは保全計画に基づく定期的な運転頻度以内で実施する。

LCOを満足していることの確認は、これまでもサーベランスでの確認以外でも巡視等により実施されており、例えば運転員、保修員による日常の巡視により設備の不具合が確認された場合は、サーベランスによる設備の健全性確認にかかわらずLCOからの逸脱を宣言し適切な処置を実施している。事業者は、サーベ

モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、潮位計は1回/日の頻度で動作可能であること、衛星電話(津波防護用)は1回/月の頻度で通話確認を実施することとしている。

「保安規定変更に係る基本方針」の記載(抜粋)

ランスによる確認のみに頼ることなく、運転巡視、発電用原子炉施設の巡視および日常の保守点検によってもLCOを満足していることを確認している。

(略)

4.3 LCO・要求される措置・AOT の設定方針

(2) AOT 設定の考え方

(略)

a . 参考とする設計基準事故対処設備のAOT

重大事故防止設備が参考とする設計基準事故対処設備のAOT は、平成12年に 米国STSを参考に、日本の運転経験に基づき合理的と判断された値として設定し たものであり、その後13年間に渡る運転経験においてLCO 逸脱時におけるAOT の長さに係る不具合等は発生していない実績のある値である。

重大事故防止設備が参考とする設計基準事故対処設備として、ECCS 機器のAOTを確認すると「10日間」が多く設定され、一部(事故時監視計装)について「30日間」があり、この「30日間」が最長のAOTとして設定されていることから、重大事故等対処設備のAOTの上限は「30日間」とする。

(添付 - 7「参考とする設計基準事故対処設備のAOT および要求される措置の例」)

(略)

c . 重大事故等対処設備に対する具体的なAOT の設定

(略)

(d) モード変更に係るAOT

設計基準事故対処設備がAOT 内に復旧できない場合のプラント停止等のモード変更に係るAOT は、日本の運転経験に基づき標準的なプラント停止操作に必要な時間として設定したものであり、LCO 逸脱時におけるプラント停止等のモード変更時においてAOT の長さに係る不具合等は発生していない実績のある値である。

従って、重大事故等対処設備がAOT内に復旧できない場合のプラント停止等のモード変更に係るAOTについても設計基準事故対処設備のAOTを適用することが妥当である。

(添付 - 7「参考とする設計基準事故対処設備のAOT および要求される措置の例」)

d . プラント停止等のモード変更に係るAOT

<u>u,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	CICIN OTTO I
モード変更	AOT
モード1 モード3	1 2 時間
モード1 モード4	3 6 時間
モード1 モード5	5 6 時間

(略)

(3) 要求される措置の考え方

重大事故等対処設備の要求される措置については「(2) AOT 設定の考え方」同様に、設計基準事故対処設備の機能喪失を前提に規制上の要求があることを踏まえて設計基準事故対処設備の要求される措置を参考として定めることとする。

なお、重大事故等対処設備のうち重大事故防止設備と重大事故緩和設備の取扱いについては、「(2) AOT 設定の考え方」同様に要求される措置の設定の考え方として整理することとする。

(略)

a.参考とする設計基準事故対処設備の要求される措置

重大事故防止設備が参考とする設計基準事故対処設備の要求される措置は、平成12年に米国STS を参考に、日本の運転経験に基づき合理的な措置として定めたものであり、その後13 年間に渡る運転経験においてLCO 逸脱時における要求される措置に係る不具合等は発生していない実績のある措置である。

重大事故防止設備が参考とする設計基準事故対処設備のLCO 逸脱時に要求される措置は、原則「AOT 内に復旧できなければ適用モード外に移行(プラント停止)する」ものであるが、プラント停止時における要求される措置については「速やかに を中止する。」や「速やかに を開始する。」といった措置が多い。

(略)

4.4 予防保全を目的とした点検・補修のために計画的に運転上の制限外に移行する場合 ついて

(1)基本的な考え方

保安規定第4章に定める設備・機器が、運転上の制限を満足しない状態に移行する場合のうち、予防保全を目的とした点検・保修を実施するために計画的に運転上の制限を満足しない状態に移行する場合については、保安規定の運転上の制限の考え方として、突発的に生じた運転上の制限の逸脱とは明確に区別するべきものであ

潮位観測システム(防護用)のAOT設定については、従来のDB設備を参考に、その位置づけ等を考慮し、設定している。

対応状況

モード変更に係る AOT は、左記を参考に設定して いる。

潮位観測システム(防護用)のAOTおよび要求される措置については、従来のDB設備を参考に、その位置づけ等を考慮し、記載している。

取水路防潮ゲートの予防 保全を目的とした点検・補 修についても、左記の考え 方に基づき規定した。

対応状況

ることから、その定義、運用を明確に定める必要があるため、保安規定において、 「予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合」の条文を規定している。

この条の運用を適用できる点検・保修は、運転上の制限が設定されている設備・機器及びそれらに直接的に関連する設備・機器(以下、「対象設備・機器」という。)に対して「予防保全を目的とした点検・保修であって、対象設備・機器に要求される機能が維持されていることはもちろんのこと、故障、損傷等の兆候(軽度な場合 1を除く)がない状態から実施するもの。」に限定され、機能確認試験や消耗品の交換、清掃、手入れ等の点検・保修には適用できるが、機器に故障、損傷の兆候(軽度な場合 1を除く)がある場合やその機能が低下していることに伴う点検・保修には適用できない。なお、この考え方については、「「運転上の制限を満足しない場合(第4項及び第5項)の運用方法について」平成13年4月1日原子力事故故障対策室」を参考に記載したものである。以下に、適用の具体例を記載する。

基本的な考え方は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するために計画的に運転上の制限を満足しない状態に移行する場合については、運転上の制限を満足しない場合とはみなさないというものである。運転上の制限を満足しないという点では、故障等による運転上の制限を満足しない場合と等価であるものの、予防保全を目的とした点検・保修を実施することは、早期に設備に対する危険要素を取り除く行為であり、このような行為を阻害することはかえって安全レベルの低下につながるものであることから、同じく保安規定に定める「運転上の制限を満足しない場合」とは分けて規定している。この主旨は「予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合」の条文において、予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の運転上の制限外への移行は「運転上の制限を満足しない場合とはみなさない」として明記している。

ここで、予防保全を目的とした点検・保修作業とは以下のものとしている。

法令に基づく点検・保修(例:消防法第3章に基づいて非常用ディーゼル発電機用軽油タンクの消火設備を保修する際に軽油タンクを空にすることにより、軽油タンクの動作不能の状態が生じる場合)

自プラント及び他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検・保修

原子炉設置者が自主保安の一環として、定期的に行う点検・保修(放射線モニタ点検、可燃性ガス濃度制御系点検、非常用ガス処理系点検、中央制御室非常 用換気空調系点検、変圧器点検、送電線点検等)

消耗品等の交換にあたって、交換の目安に達したため実施する点検・保修(フィルタやストレーナの交換、潤滑油やグリース補給等)

(略)

(2) 重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のうち、新規制基準導入に伴い 追加となったLCO対象設備について

(略)

b. 設計基準事故対処設備の場合

設計基準事故対処設備のLCO逸脱時の措置と同様に、健全側系統機器の健全性確認を行い、作業時間としては、それらの措置に応じたAOTを適用する。

上記のAOT期間では対応作業ができない場合は、保安規定の運転管理に定めるとおり、AOTを超えて実施する場合における予め必要な安全措置を定め、炉主任の確認を得て実施する。

(3)保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合の措置

一部の設計基準事故対処設備(号炉間の共用設備等)については、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合、上述(1) のとおり予防保全を目的とした点検・保修作業として取り扱っていた。

重大事故等対処設備のうち、一部設備については、炉心に燃料が無い期間においてもLCOが要求される設備があり、これらについて保全計画に基づき定期的に点検・保修を実施し、LCOに抵触する場合、その点検・保修の目的は設計基準事故対処設備と変わるものではないことから、同様に予防保全を目的とした点検・保修作業として取り扱う。

ただし、点検・保修期間中のリスク増加を抑えるため、点検・保修の実施時期 および点検時の措置をあらかじめ保安規定に定めることとする。

なお、従前から実施していた設計基準事故対処設備の保全計画に基づいた定期 的に行う点検・保修についても同様に点検・保修の実施時期および点検時の措置 をあらかじめ保安規定に定めることとする。 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針 【津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応】

関西電力株式会社

目 次

- 1.上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載方針
- 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
- 3. 上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容

1. 上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書(DB、技術的能力)の記載内容から保安規定に記載すべ き内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方 針により記載する。

(1)保安規定変更に係る基本方針の内容(抜粋)

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

(2)保安規定の記載方針

(1)項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る 事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

設置許可の添付書類は、(1)項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載する。

なお、保安規定反映事項は、設置許可まとめ資料を参照し、保安規定に反映 すべき事項を必要に応じて補足することとする。

また、2次文書等に記載するものについてはその理由を明確にする。

保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載(行為内容の骨子)とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2および添付3に記載する。

設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容 の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

	項目	説明内容
設置 【本》	变更許可申請書 文】	「黒字」により、設置変更許可申請書(本文)の内容を記載する。 「 <u>下線</u> 」により、設置変更許可申請書における変更申請箇所を明確にする。 「青字」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 「緑字」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。
	变更許可申請書 付書類】	「黒字」により、設置変更許可申請書(添付書類)の内容を記載する。 「 <u>下線</u> 」により、設置変更許可申請書における変更申請箇所を明確にする。 「青字」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 「緑字」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。
原子炉施	記載すべき内容	「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 る。 「 <mark>赤字</mark> 」により、本申請での変更箇所を明確にする。 「 <u>青下線</u> 」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
設保安規定	記載の考え方	保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容の記載の考え方 を記載する。 保安規定及び社内規定文書(2次文書等)他に記載しない場合 の考え方を記載する。
社内規定	該当規定文書	該当する社内規定文書(2 次文書等)を記載する。
定文書	記載内容の概要	関連する社内規定文書 (2次文書等)の具体的な記載内容を記載する。

3. 上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容

	上流文書(設置変更許可申請書)
(1)	本文五号 +添付書類八(1.4 耐津波設計(10.6 含む))
(2)	本文五号 + 添付書類八 (1.7 竜巻防護に関する基本方針)
(3)	本文十号 +添付書類十(5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定記載方針			社内規定文書
2020.12.2許可	2020.12.2許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
ロ. 発電用原子炉施設の一般構造	1.4 耐津波設計 1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針				
(2) 耐津波構造 / 、 * *********************************	19 十十月)[194]中代年代				
() 試引 毎年 スンタタ、クルセスス Lとスンタ の側/洋/放設計 (中略)	. 4 . .)/丰/及ば訂70/ 奉4・// 並				
基準津波の定義位置を第5.10図に、時刻歴波 ガナ 2000 に 1.00 に - 土	設計基準対象施設は、その供用中に当該施設に大すれたでものですが、				
	さな影響を及ばすのされがめる洋波(以下)毎年洋一波」という。)に対してその安全機能が損なわれるお				
護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対金が、	それがない設計とする。				
彩設価」でする。	(1) 洋波内護対象の選正 「宇田発舞田百子仲ひズメその附電施鉛の位置 - 雄				
	※バルでもパルング 次つ このが Mana Mana Mana では 一色及び設備の基準に関する規則(以下「設置許可基準				
	規則」という。)第五条(津波による損傷の防止)」の				
	「設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能				
	が損なわれるおそれがないものでなければならない。(こまが、これがはながない。)				
	1/1/この安米は、設計毎年対象施設のつら、女王徽彫を右々とは権を連歩から 陸鑵する デタ車 ザードー				
	りょう ひにも はんこう ひのほう ひこう ひょう アン・アン・ 単語 かん は 難を 神社 する 対象 イガ の 語				
	ある。 プログラン (大阪) アンス (大阪) アンス (大阪) アンス (大阪) アンス (大阪) (大阪) (大阪) (大阪) (大阪) (大阪) (大阪) (大阪)				
	備(クラス1、クラス2及びクラス3設備)である。				
a. 設計基準対象施設の津波防護対象設備(津	設置許可基準規則の解釈別記3では、津波から防				
波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及	護する設備として、津波防護施設、浸水防止設備及び				
	津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備が要				
2 及び区画の設置された敷地において、基準津	求されている。				
	以上から、津波から防護を検討する対象となる設価は、ケーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
させない設計とする。また、収水路及の放水 数等の終数かに添きさせたい設計とする「目	個人のフスー、クラスト及のクラス3段補単のに注しに発掘的。 過少時には保みが決しの対象を対し				
届手の程度7.5%(人のでみい取引しずる) 共体的な部内の多の人工に示す	※砂環心説、文字の上は一句の一句の一句の一句の一句である。 「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」				
年があればであてにかり。	写成のでは、「は、「は、」という。 こうしょう こうしょう しょうしょう はいかい はいかい はいかい はいかい はい				
	の要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。				
	このため、津波から防護する設備はクラス1、クラ				
	ス2設備並びに津波防護施設、浸水防止設備及び津				
	波監視設備を含む耐震 S クラスに属する設備(以下に記しては、 サポーク かれっ はいかがん				
	、設計毎年刈炙施設の洋波内護刈炙設備」といつ。) ナセス				
	こうる。 (2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等				
	津波に対する防護の検討に当たっては、敷地周辺				
	の図面等に基づき基本事項となる発電所の敷地及びまい。電池によった。				
	敷地周辺における地形及ひ施設の配置等を把握する				
	ő				
# · · # · U = * * * * * * * * * * * * * * * * * *	b. 敷地における施設の位置、形状等の把握				
(a) 設計基準対象施設の洋波防護対象設備(洋 油砂罐が加速を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発する。	設計基準対家施設の津波防護対象設備等を内包する発展である。				
成的遗憾就、这小约此故事、丰成部院政循文 7%主党用取水锐储存除く,7 存内句古名建居	の年年父の6回のの(1.1.1.1.3.3.11)の数361の下がなりを表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を				
の非に行うない。これには、これのでは及び区画並びに海水ポンプ室、復水タンクは	にいることができます。 制御建屋、中間建屋及びディーゼル建屋)があり、屋				
基準津波による遡上波が地上部から到達及	外設備としては、T.P.+3.5mの敷地に海水ポンプ室、				
び流入するおそれがあるため、津波防護施設	T.P. +5.2mの高さに復水タンク、T.P. +24.9mの高さ				
及び浸水防止設備を設置し、基準津波による当になる中である。 ボック おかた 到達 ひびぶ トササ だい	に燃料油貯油そつを設置する。非常用取水設備として、非党田海水路、海水ポンプ客を設置する				
図エ版を地工中がら到年 <u>太ら</u> 加へらどかけ 設計とする。	こ、井市内海がは、海ががノノ軍を改員する。津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲー				

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	ト、放水口側の敷地に放水口側防潮境及び防潮廉、放水路が1.100層外指水路に置外排水路位置 が路が1.100層外指水路に置外排水路が流防止設備。 放水化ツトに1号及び2号炉块化ツト止水板、 地域の室並がに3号及び2号炉中央制御室に補位額 測システム(防護用)を設置する。浸水防止設備として、 本水がソブ室温水防止蓋、浸水防速腫点化範囲の環境を 環球がソブ室温水防止蓋、浸水防速腫点砂度 環球がソブ室温水防止蓋、浸水防速腫点砂度 電力を、3年の方式・中間建屋及び制御建屋に必需を設置し、 中間建區、制御建屋及び制御建屋に水密庫を設置し、 中間建區、制御建屋及び制御建屋にか存格納施設 直T.P. +46.8m及び4号炉再分格割施設 面T.P. +46.8m及び4号炉再分相部建屋の選上 はのきでは1.7mに類位計並びに3号や補助建屋壁面T.P. + +36.2mに連盤開力メラを設置する。敷地内の遡上 域の建物・構築物等としては、T.P. +3.5mの敷地にの 別種の設置位置におけて海水での多準上へ小から算定した はのにあすることで、各施設・設備の特別歴波形を第 入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及 入力速度を基準準波の波源から各施設・設備等の 設置位置におけて海水の返源にとれて算定された 数値を安全側に評価した値を入力津波の高さ、速度及 入力速波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及 がが収を動したがしては期望平均清瀬位下。 まに示す。 3. 水位変動 人力建設の設定に当たっては、津波の高さ、速度及 がが収を動に対しては期望平均清瀬位下。 まに示す。 本位を登立し、下降側の水位変動に対しては期望平均清瀬における 値水位を設定し、下降側の水位変動に対しては期望平均清瀬のに 地点乗鶴検瀬所にあける潮位観測記録に基づきが、高潮発生 状況(発生確率、白風等の高瀬要因)を確認する。観 潮汐以外の要因による潮位整制記録に基づき、電 潮汐以外の要因による潮位を制定はであっては、額 連接機構務所にあける潮位観測記録に基づき、また、朔望平均 準には、下降側評価水位を設定する。また、朔望平均 準にままが高における海位観測記録に基づきで、高潮発生可能性 と908~2014年)の潮位観測記録に基づきが、高潮発生可能性 とその程度(ハザード)について検討する。基準津波 発生を砂程度(ハザード)にで検討する。基準連波 24.20、24.20。2
設置变更許可申請書【本文】	2020. 12. 2許可	

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	立事象としての津波と高潮が重量する可能性は極少 で低いと考えられるものの、高潮/イートについて は、ブラント運転期間を超える再規制間の4に対す る期待値1.P. + 1.13mと、人力津波で考慮した細程中 も期待値1.P. + 1.13mと、人力津波で考慮した細程中 も期待値1.P. + 1.13mと、人力津波で考慮した細程中 も期待値1.P. + 1.13mと、人力洋波で考慮した細程中 も期待値2.D. + 1.03mとが潮位のバラッキ0.15mの自 計域2.D. + 1.03mとが潮位のバラッキ0.15mの自 ・地殻変動 地殻変動 ・ 下 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

社内規定文書	記載内容の概要	取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認したよる海水ボンブへの影響を防止するため、1 による海水ボンブへの影響を防止するため、1 号及び 2号が当課長の取水路の潮ゲート閉止の判断に基づさ、1 4 号及び 2号が当直課長と当直課長の潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波的護用)を用いた連携により、1 4 号や循環水ボンブ停止操作(ブラント停止)、中央制御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施する手順の記載
	該当規定文書	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原 子が施設の保全のための 活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所 則 ・第二発電室 事故時操作所 則
載方針	記載の考え方	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に 実施するために必要なする。 する。 ・操作上の留意事項に記載 で記載せず下部規定に 記載せず下部規定に
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	h・津波響報等が発表されない可能性のある津波響報等が形場されるいの可能を確認した場合の対応するよびも中央の循環水がソブを停止する。 フラント 自課長は、1号が、2号が、3号がよび1号がの関係を実施する。 ともに、原子ゆの海位計である。 また。 A中央制御室から取水路の瀬ケルが満角、 全しの湖位計の観測湖位がいずれもいの地上昇すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解すること、または10分以内に0.5m以上上解析を発音の経過がで観測がでがではままた。 ならびに発電の指導がにおいての流入でいずれも10分以内に0.5m以上下解すること、または10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上下降すること。1を1号がおの瀬位の変割に、または10分以内に0.5m以上下降すること。1を1号が表書を確認して5元が過去がある調性の変割を10分以内に0.5m以ずれもの指しば表帯が表記が直接を確認に、場上に連携による電認を含む。以下、同につかよび運転指奏器の1ずれがを用いた連携による確認を含む。以下、同じ、)
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	基準津波2については、地震発生後、取水路防潮行ートを閉止するまでに澤皮が震来することや、敷地しの老力がない。建設を音に南東が電水インブへの影響のあることが、取水路防潮が一ト開を前提として人力津波を評価する。 基準津波3及び基準達波4については、以下の苦基準達波3及び基準達波4については、以下の計算により2シート停止り、取水路防潮ゲートを閉止することにより第2波以降の浸んを防止することで建設した場合に、超速水ボンブを停止(ブラント停止り、取水路防潮ゲートが閉のび基準波4については、取水路防潮ゲートが閉のび塞を防止することにより第2波以降の液化を動量が、近域を評価する。 「若狭海における津波の伝播特性
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
己載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	d. 評価モデル等の設定 基準準波による数地周辺の遡上・浸水域の評価(以 基準準波による数地周辺の遡上・浸水域の評価(以 下達波シミコレーション」という。)に当たっては、 遡上域のシマンサイズ(最小3.12m)に合わせた形状にモ デルイ式(最小3.12m)に合わせた形状にモ デルイする。 のメッシコサイズ(最小3.12m)に合わせた形状にモ デルイする。 原施地度の対策を使用する。また、即・放水路(即水路及 は非常用海水路等)の諸元、敷地標高については、発 電所の竣工図を使用する。また、駅地標高については、発 電所の竣工図を使用する。また、駅地標高にフいては、発 電所の竣工図を使用する。また、駅地標高に 変シニュレーション上影響を及ぼす構造物、津波防 護施設を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解析 モデル、解析条件が適切に設定された遡上減のモデ ルグにそれらの経時変化を把握する。また、敷地周辺 の浸水域の押し波・引き液の選上・流下方向及 でいてそれらの経時変化を把握する。また、敷地周辺 の浸水域の押し波・引き液の選上・流下方向及 の浸水域の押し流・引き液の選上・流下方向及 の浸水域の押し流・引きがの準速の過上、流下方向及 の浸水域の押し流・引きがの準速の過上、流下方向及 の浸水域の押し流・引きがの準地への回り込みを 毒慮する。 建波シミュレーションに当たっては、遡上及び流 下経路上の地盤並びにその周辺の推選について、地 所のの加を隔でこいて留意し、熱地液の敷地への回達 なむ、敷地の周辺斜面が、郷上波の敷地への回達 は、シーによるを含む。)の可能性にある検討に当っ なむ、敷地の周辺斜面が、郷上波の敷地への到達に なむ、敷地の周辺斜面が、郷上波の敷地への到達に した場上解析を実施し、郷上波の敷地への到達に した場上解析を実施し、郷上波の敷地への回達 なた、敷地の周辺斜面が、郷上波の敷地への回達 は、シーにこいて、一般の関ルでは埋立層 及び沖積層が分布し、基準地震動が作用した場合、地 をかたこいに、連波水位に及ぼりを対して がが用の影響評価として、取水口側の流入経路 の条件として考慮する。なお、放水口側の流入経路 のが井積層が分布し、基準地震動が作用した場合、地 を放にし、が下後の敷地高を達成が多 を放にし、が下後の敷地高とかと、現水口側の流入経路 の大半は岩盤であり取水にこいても地壁の長を行 の大半は岩盤であり取水にこいても地壁の長を行 のたいにことから、基準地震動が作用した場合に のたいることから、基準地震動が作用した場合に のたいることから、基準地震動が作用した地震の のたいることから、基準地震動が用した地でしない。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

社内規定文書	記載内容の概要		
	該当規定文書		
3載方針	記載の考え方		
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容		
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	び取水路周辺斜面についても、基準地震動により達 波シミュレーションに影響するすべりは生じないこ とを確認していることから、連波シミュレーション の条件として沈下及びすべりは考慮しない。 また、基準連波の評価における取水口側のモデル では、取水路防潮ゲートの開口偏を表すより広く設 定し、取水口のが割が一トの用口偏を表すより広く設 定し、取水口のが割が一トの用口偏を表すより広く設 産力・エカー・カートを考慮しない条件の 工作を表慮する条件や目付着を考慮しない条件の 開発の影響評価においては、取水路防潮ゲートの開 口幅を実すて設定し、取水口ケーソン重量コンクリートを考慮しな に、部とののを第14.2図及び第1.4.3 図に示す。第1年高さは、大部分においてはている。 基本液の最高水位分布を第14.2図及び第1.4.3 図に示す。第1年高さは、大部分においてはている。 なお、取水口及び放水口が係で同所的 な海面の配は生じていない。 表面の配は生じていない。 なお、取水口及び放水口が係で同所的 な海面の配は生じていない。 なる、取水口及び放水口が係で同所的 な海面の配は生じていない。 なるの無は、一部においてはている。 なお、取水口及び放水口が係で同所的 な海面の配は生じていない。 なおのを入力津液高とする。 (第1.4.2 図及び第1.4.3 図は、変更前の図及び 表に同じ。) (4)詳細設計には、施設に対して最も影響を及ぼす津 変の第1.数の水位変制を発出ではできる (第1.4.2 図及び第1.4.3 図は、変更前の図及び 表に同じ。) (4)詳細設計にはいが成第日で最初できるとででき がの第1.数の水位変制を発出では定する がの第1.数の水位変制を発出ではでする 立ととする。 こととする。 (5.1計装誤差を考慮するため、詳細設計で作成する こととする。 (6.1計装誤差を考慮するため、詳細設計で体成する こととする。 (6.2 計業誤差を考慮するため、詳細設計で体成する こととする。 (6.3 計業表達を考慮した場合でも確認できることを 計画する。この入力津波の第1.数のが化変動量が、基本設計ではでることででき を記すで設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準で確認できることででき を記すて設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準 を認してま返ここととする。 (7.4.1.2 敷地の特性に応じた津波り音を入き 計画する。	津波防護の基本方針は、以下の(1)~(5)のとおりである。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可		

	記載内容の概要	
社内規定文書	該当規定文書	
方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方象	記載すべき内容	
設置变更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	(1) 設計基準対象施設の津波防護対象(津渡的 高施設、漫水防止設備、津波監視設備及備、津波防 建施税、漫水防止投稿、津波監視設備及び非常用取 水設備を除く。下記(3)において同じ。)を移色する 建屋及び区回の設置された敷地において、漏水す る可能性を考慮の上、漏水による漫水の細密限定 し、取水・放水施設及び地下部等において、漏水す る可能性を考慮の上、漏水による漫水等部 は、下部等において、 (2) 取水・放水施設及び地下部等において、 連対象設備を内包する建屋及び区回については、 透域数据を内に守さる設計とする。 (4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機 能への影響を防止できる設計とする。 (5) 津波監視設備については、人力津波に対して 以上の基本方針のこれ、以 津波による影響等か 5) 海波監視機能が保持できる設計とする。 (4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機 能への影響を防止できる設計とする。 (5) 津波監視数値については、人力津波に対して津 波監視機能が保持できる設計とする。 以上の基本方針のラス、(1)に関して、敷地への 膨性を表認が発力の目の ががとか下に1号及び2号が放水口側 取水路に取水路防潮ゲート、放水路に属外指水路逆流防止 支援、放水型・下に1号及び2号が放水上加 2)に関して、調水による重要な安全機能への影響 整体防止する設計とするため、外郭防護として海 ががノゴエリアに海水ボンブ室浸水防止蓋、循環 水ボンゴエリアに海水ボンブ室浸水防止蓋、循環 水ボンゴエリアに海水ボンゴ室浸水防止蓋、循環 水ボンゴエリアに海水ボンゴ室浸水防止産、循環 水ボンゴが機能保持できる設計とするため、内野 防護として、浸水防護電に水密庫を設置と、中段制御室並がに3 自動建屋及び制御建屋に水密庫を設置としては 10)に関して、浸水防護電上となが位の低下に対して 第水がご型に関心器に対対をとのとのに関連を変施する。 (4)に関して、浸水防護電上と、海水ボンゴ室に新位 10)に関して、浸水防護型を放成とよるが位の低下に対して、 10)に関して、浸水防護型を放成と、発電所関心を波源と (5)に関して、浸水防護型を放めとの、発電所関心を波源と (5)に関いで、環波防薬を設置する。 (5)に関いて、環域防護が発生が必要に対して、発達階所関立を設置する。 (5)に関いて、環域防衛を設置する。 (5)に関いを発展を表した、発達所別のとの (4)に関心を接続を経済を表のとの、非波を表の を修確的に把握を表のも、海水ボンゴを影響を を修確的に把握を達成された。 (5)に関いで、環域防御が発生を表がを表がを表がでまがの変更がある。 (5)に関いで、環域防御が発生を表がを表ががまするために関水に対し 本、対がを表が高がを表がするために関水に対し を修確的に出述を表が高を表がで、発生所属のと、発生所属が変を を修確的に出述を表がまするために関水に対します。 (5)に関いて、環域の設定するために関水に対しまが を修確的に把述を設置する。 (5)に関いを、発達が放発さるために関水に対し ま波防護対域の設備分類と設定するために取水に対し ま波防護対域の設定を表がに対します。 10)は関いを表が表があるに関いを表がます。 (5)に関いを、発展が関いと、発展が関いと対します。 (5)に関いを、影が関いとないと対し、 (4)に関いを、影が関いとないと対し、 (4)に関いを表が表があるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるがあるが
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	(c) 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路(庫、開口部及び賃園口等)を特定し、必要に応じ津波防護施設及び浸水防止設備の浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止設備の浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止設備の浸水対策を施すことにより、津波がによる浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

社内規定文書	記載内容の概要		発電所合む地域に大津波警報等が発表された場合又は震源の位置、取水ビット水位により、津波の敷地への遡上及び水位の低下によったかよい、イクの影響を除った。カッポンプへの影響を除った。	らなペパノ、いのぎゅ ねが出す もんののになる 大ポンプ (プラント)を停止する操作手順のごま	A.C.																取水路防潮ゲートの閉止判断基準を確認した場合に津波の敷地への潮ト及び水位の低下	こよる海水ポンプへの影響を防止するため、	1号及び2号炉当直課長の取水路防潮ゲート間ででは、10円が10円が10円が10円が10円が10円が10円が10円が10円が10円が	別止の判断に基づき、「亏及ひ2号が当員課長と3 号及び4 号や当首課長の謝位観測シス	テム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)	を用いた連携により、1~4号炉循環水ポンプ値に始か、一つでは一番である。	ノアエネト (ノノノー 17エノ、 十久的 14 エン らの 取水路 (防瀬ゲート閉止を実施する手順の	記事					
	該当規定文書		・運転管理通達・原子力運転業務要網・設計基準事務時における原子ができるのをやける原	_ K9	·第一张电车 事政研探作所 則 ·第一张雷安 事故時竭作的	カールも主 ずばいぶに別	· 一般防災業務所達														・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱	・設計基準事象時における原	子炉施設の保全のためのに転に開ける。	活動に対する所達・第一発電室 事故時操作所		·第二発電室 事故時操作所 則	・一般防災業務所達						
	記載の考え方		・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必由であるために必要があるために必要がすることを表現しています。	女や事項は、怀女院にに記載する。	・採作工の角息事項に関する事項は、保安規定に設業仕ずて知由	に記載している。															・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実	に実施するために必		に記載9る。 ・操作上の留意事項に関		に記載せず下部規定に記載せず下部規定に記載されば							
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容		・・発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応(a)当直課長は、原則として1号が、2号は、3号やおよりであっまがあっまがあっまがある。	が、うっかのもでもらかの個級小が、プを停止(プラント停止)する。また、サーギを合った。また、サーギをおいます。	A中央制御争から収水館別期クートを 閉止するとともに、原子炉の冷却操作 を宝饰する	ただし、以下の場合はその限りではな	い。 ア 大津波警報が誤報であった場合	イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって 発電所を会む地域に 到達す	るまでの時間経過で、大津波警報が	見直された場合											h.津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応	(a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等 すな部 1 4 14 00 24 に	を確認 した場合の対心 ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉	および4号炉の循環水ポンプを停止/ゴラント停止/オス また ハ中中制	(ノノノ・ドエ)があった、スト大町御室から取水路防潮ゲートを閉止する	とともに、原子炉の冷却操作を実施する。	イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮付計による連歩の電本状況の軽ねを実	母門により手後の株子が近り町がら来るもの。	:「潮位観測システム(防護用)のうち、 2 台の潮位計の観測潮位がいずれも	10 分以内に 0.5 m以上下降し、その 1 m 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	後、最低潮147から 10 分以内に 0.5 m以上上昇すること、または 10 分以内	に 0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5m以上下降す	ること、ならびに発電所構外において、 遡上波の地上部からの到達、流入およ
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第1.4.4図に示す。	1.4.1.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)(1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止(1) 避上球の地上部からの到達、流入の防止設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護拡加・1940年 沖地形が1945年かれ、北半時田かから	高3、文小の1年文書、平の里で3、書入の中市日本から3、備を除く自りの自身の重要及びの画址の「高水ボンー」と示さます。十二、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	/ 垂が致量されている向辺数地向さはb 5.cm、 (復水タンクについてはT.P + 5.cmに設置されてお 1.1 mrwg	ン、ならない、パメラなお、フキルド、トラシュールのファール・フリン・流入するカそれがあるため、津波防護施設と	して収水路防潮ケート、潮位観測システム(防護用) 放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並	びに1号及び2号炉放水ピット止水板を設置する。大連治警報が発表された場合、抽し海の地上部から	の到達及び流入を防止するため、原則、循環水ポンプ	を停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する	<u>メッナ順 在第 備 メ も。</u> 燃料油貯油そうについては、T.P. +24.9mに設置さ	れており、津波による遡上波は地上部から到達、流入	しつない。 また 謎下海の牯下部からの型権 海への防ドイブ	9/に、近土液がでままが、このおが、加べいがユニウス・津波防護施設を設置する以外に、地山斜面、盛土	斜面等の活用はしていない。	(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止敷地への海水流入の可能性のある経路を第1.4.3	表に示す。	特定した流入経路から、津波が流入する可能性にしていません。	しいて検討を行い、高潮ハワートの再短期間 100 年 に対する期待値を踏まえた裕度と比較して、十分に	余裕のある設計とする。	特定した流入経路から、津波が流入することを防止するため、津海防護施設として、取水路防避ゲー		防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに1号及び2日が共立によった。	与ア	を防止するため、原則、循環水ボンプを停止(プラン	ト停止)し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備 する	。 た、基準津波3及び基準津波4は、第1波0	波が特定した流入経路から流入しないものの、取水路かに海水ボンプでに至る経路によいて第1地下に	ロルラ タイパノノ 主に主 る 辞間に のい こ 形 1 次 よ ソ 第 2 波 以降の 水 位 変 動 量 が 大き いた め、 第 2 波 以降	の押し波が特定した流入経路から流入するおそれが エューラー・エー 四十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	のる。そのため、収水的の期クートの初止判断奉年を確認した場合、特定した流入経路から、津波が流入す	ることを防止するため、循環水ポンプを停止(プラン) はらい 即少略に過失 とき問いする 手腕を整体	下下上,し、我小姐妈弟ノートをお上りの十順在路面する。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可																																

社内規定文書記載内容の概要	発電所合む地域に大津波警報等が発表された場合又は震源の位置、即水ビット水位により、津波の敷地への遡上及び水位の低下による海水ボンブへの影響を防止するための循環水ボンブへの影響を防止するため、1号及び3中の流下による海水ボンブへの影響を防止するため、1号及び3中の流下による海水ボンブへの影響を防止するため、1号及び3中の流下による海水ボンゴーは最大の一下週上の当断に基づ当直線長の取水路防御ゲート別上の判断に基づ当を発展を防止するため、1号及び3中海が一下別上の判断に基づ当、1号及び2号が当直線長と3号及び4中海に多大が、1号及び2号が当直線長と3号の別へ1号にを1000日の別の間が高いが10号に発作(ブラント停止)、中央制御室からの取水路防衛ゲート閉止を実施する手順の記載
該当規定文書	・運転管理通達 ・原子分運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子が施設の保全のための 活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所 則 ・第二発電室 事故時操作所 則 ・第二発電室 事故時操作所
戦方針 記載の考え方	・要求事項及び法令等へ 適合する事項及び法令等へ に実施するために必要な事項は、保安に記載する。 、操作上の留意事項に する事項は、保安規定 に記載せず下部規定 に記載せず下部規定
原子炉施設保安規定記載方針 記載すべき内容	び取水路、放水路等の経路からの流入 (以下、敷地への端上、という。)な らびに水位の低下による海水ボンイへ の影響のある。湖位前面が 利いずれも 10 分以内に 0.5 m以上下 所すること、または 10 分以内に 0.5 m以上下 なりを担当する当直課長と3 号がお まび 4 号がの超にする当直課長の湖位 が別では (1)当直課長は、原則として 1 号が、2 号がを担当する当直課程を を (2)当直課長は、原則として 1 号が、2 号がを (3)当直課長は、原則として 1 号が、2 号がを (4)当直課長は、原則として 1 号が、2 号がを (5) と または 1 の 分以内に 0.5 m以上 (6) 当直課長は、原則として 1 号が、2 号がを (7) と 1 号がの循環が、2 号が、3 号が、2 号がを (8) 当直課長は、原則として 1 号が、2 号が、3 号が、5 号が、5 号が、5 号が、5 号が、5 号が、5 号が、5 号が、5
設置変更許可申請書【添付書類】 2020.12.2許可	また、漫水対策の実施により、特定した流入経路からの津波の流入防止が可能であることを確認した結果を発展しておいる。 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響的止() 海水ボンブの取水性 基準液による水位の低下に伴う取水路等の特性 基準速波による水位の低下に伴う取水路等の特性 多名ため、油液がデコンで一つコンにあいて管路のがにあることをはかいて、一部がボンブを停止にある。 また、その際、取水口が高速が大力を開発をあっまた。 その際、取水口が高速が大力を高速が大力を高速が大に高いて摩擦損を考慮した 計算結果に対位のバラッキの加算や安全側に評価を用いる等、計算結果の不確実性を考慮した 計算結果に対位のバラッキの加算や安全側に評価を用いる等、計算結果の不確実性を考慮した 計算結果に対位のバラッキの加算や安全側に評価を用いる等、計算結果の不確実性を考慮して取水が必要が対して海水ボンブが機能を用いる等、計算結果の不確実性を考慮して取水路の対域との低下に対して海水ボンブ室に対して海水ボンブを停止に対して海水ボンブが機能を持ちまして取水路が増加が大力を停止にガランが機能保持できるが位の低下に対して海水ボンブの取水量を確保するため、規則、循環水ボンブを停止(ブラント停止)に、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備できるものの、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備できるものの、取水路防湖ゲートを閉止する手順を整備を高い、日本路防湖ゲートを閉止する手順を整備する。
設置変更許可申請書【本文】 2020.12.2許可	d.水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。そのため、海水ボンプについては、基準洋波による水位の低下に対して、建波防護施設を設置し、海水ボンブが機能保持できる設計とする。末た、基準波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して非常用海水路及び海水ボンブ室の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ボンブが機能保持できる設計とする。

社内規定文書	記載内容の概要							
	該当規定文書							
(方針	記載の考え方							
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	(以下、敷地への遡上」という。)ならびた水位の低下による海水ボンゴへの影響のおそれがある湖位の変動を観測し、その後、湖位観測システム(防護用)のうち、2 台の湖位計の観測湖位用)のうち、2 台の湖位計の銀測湖位に上昇すること。」を1号からよび、2 号ゆを担当する当直課長の湖位は3 大び号体を担当する当直課長の湖位は3 大び号体を担当する当直課長の湖位は3 大び号体を相当する当直課長の湖位により、5 一下の割上判断基準等を確認」という。保安電話(規制)、保安電話(国定)および運転指令機調」、保安電話(国定)は大道転指令表響の可以がある用いた連携による確認を含む。以下、同じ。)						
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可				(2) 津波の二次的な影響による海水ポンブの機能保持確認 基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、非常用海水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。	また、毎年半波による水位役割に件つ浮型が寺の混入に対して海水ボンブは機能保持できる設計とする。砂移動・堆積の影響 取水口は、非常用海水路呑み口底面が1.P5.0m	であり、取水口底版T.P6.2mより約1.2m高1/位置にある。また、非常用海水路の高さは約2.0m、幅は約2.0m、海水ポンプ軍は、海水ポンプ下端から床面まで約5.95mとなっている。	砂移動に関する数値シミュレーションを実施した 結果、基準津波による砂移動に伴う砂堆積量は、非常 用海水路呑み口において約0.02m、海水ボンブ室にお いて約0.24mであり、砂の堆積に伴って、非常用海水 路呑み口から海水ボンブ下端までの海水取水経路が 閉塞することはない。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可		津波防護施設及び浸水防止設備について よ、入力津波(施設の津波に対する設計を行 うために、津波の伝播特性及び浸水経路等 5億して、それぞれの施設に対して設定する 50をいう。以下同じ。)に対して決済防 業能及び浸水防止機能が保持できる設計と 75。また、津波監視能が保持できる設計と 算波に対して津波監視機能が保持できる設計 十とする。	 1. 津汲仍護施設、浸水仍に設備及び津波監視 設備の設計に当たっては、地震による敷地の 整起・沈降、地震(本震及び赤震)による影響、津波の繰返しの曝来による影響、推波に よる二次的な影響(洗掘、砂移動及び漂流物等)及び自然条件(積雪、風荷重等)を考慮 する。 	3. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視 設備の設計並びに海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に 対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮	位役割、新位のゆらさ寺についても適切に評価と考慮する。また、地震により陸域の陸起又は沈降が想にされる場合、想定される地震の震源モナルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。		

社内規定文書	記載内容の概要	構内輸送・荷役作業時に地震又は津波が発生した場合の対応について記載。
	該当規定文書	・原子力発電所使用済燃料輸送要縮 ・原子力発電所放射線・化学 管理業務要綱 ・原子燃料管理業務所則 ・成射線管理業務所則 ・設計基準事象時における原子が配設の保全のための 活動に関する所達
戴方針	記載の考え方	・要求事項及び法令等へ適合する事項及び法令等へ同議をする。 日実施するため 確実 に記載するため 確実 に記載する。
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準(第18条、第18条の2、類単8条の2の2 3 3 1 3 2 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3
設置变更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	b. 海水ボンブへの浮遊砂の影響 海水ボンブ和水時に浮遊砂の一部が軸受潤滑水と してボンブ軸受に混入したとしても、海水ボンゴの 地受に設けられた製のがに着から指出される構造 とする。また、仮に砂が混入した場合においても、 連次・対して、発電所周辺の砂の平均粒径は約 のかった、対征数ミリの砂は浮遊し難いものであること したでは、対征数ミリの砂は浮遊し難いものであること たること、大きな超径の砂に間とんと記入 (a) 漂流物の知水性への影響 第1.4.6図を変更する。第1.4.6図以外は変更前の 「(a) 漂流物の知水性への影響 (b) 油油はかに湯流物となる可能性のある施設・設 権の影響確認 基準速波の遡上解析結果によると、取水口付近に ついては取水路防潮ゲートまで、放水口物湯洋壁付 近については取水路防潮ゲートまで、放水口物湯洋壁付 近については取水路防潮ゲートまで、放水口物湯洋壁付 近については取水路防潮ゲートまで、放水口物湯洋壁付 近については取水路防潮ゲートまで、放水口物湯洋壁付 がたないに上をを確認する。 この結果・設権が海水ボンブの取水確保へ影響 を及ぼさないと、上での設置位置及び海湖をする。 このおり、発電所構内で漂流する可能性があるも なる、発電所構内で漂流する可能性があるも のとして、放水口側の筋力会社事務所等があるが、放 か口側防潮堤及び防潮電で防護されるため、取水 なる、発電所構内で漂流する可能性があるも のとして、放水口側の筋力会社 はのを指し、また、これらの設置位置及び津波の 流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かなにより が向を考慮すると漂流物に取る他の が向を考慮すると漂流物に取ぶしては かり、荷役中に発電所構外にて津波を超正される かり、荷役中に発電所構外にて津波を超正される 前が不能にならない。一方、連波警報等が表表を 随びないが、物場岸壁への係留が維持できること、物 湯神壁にならない。一方、連波警線が発射を 随びならない。一方、は砂ケ電原のを 随により前行不能にならないことを確認しており、 漂流物とはならない。一方、は砂ケ道にならない。 第急通路でくても物積岸壁への係留が維持できること、物 場岸壁に乗り上がらないこと及び着底や座 随により前行不能にならないことを確認してあり。 整心をは、また、荷役中に数では砂がである 高により前行不能にならないことを確認してあり。 第金値路との位置関係を踏まえ、津波防護施設との位置関係を踏まえ、津波防護施設のの影響を及ぼさないに重なしまたが行不能にならないにとを確認してありに 整心がありにならないにとを確認してをしまがの 重応をしまた、海場岸壁に乗り上がらないに上を確認としまた。 整心をしまた、海道が直旋をしまれるが、 がは一方のがが、連びが直旋をしまれるが がは一方のがが、連びが直旋をしまが がは一方のがにはかが、地域を をのがに、また、荷径の底型が維持できること、物 地域にならないが、水板等 ががが ががが ががが ががが ががが ががを ががが ががは がが がが がが がが がが がが がが
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	h. a. 及びd. の方針において、津波警報等が 発表されない場合の基準津波に対する耐津 波設計は、構内の観測潮位による水位変動に より津波線米を確認した場合に、津波防護施 設により、郷上波の地上部からの流入』に 及び取水路、放水路等の経路からの流入』に以 下「敷地への遡上」という。)並び成立の 低下による海水がソイへの影響を防止する 設計とする。この設計に当たって、津波警報 等が発表されない場合の基準達成は、敷地へ の遡上及び水位の低下による海水がソイへ の割上及び水位の低下による海水がソイへ の割上及び水位の低下による海水がソイへ の影響のおそれがある津波を網羅する必要 があることから、水位の値下による海水がソイへ の影響のおそれがある津波を網羅する必要 があることから、水位の個下にまる海水がソイへ の影響のおそれがある津波を網羅する必要 があることが、変更前の図に同じ。)

設置変更許可申請書【本文】 2020.12.2許可	設置变更許可申請書【添付書類】 2020.12.2許可	原子炉施設保安規定記載方針記載の計算の計算を表現で記載を表現を	方針記し老え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	があるものとして、 、海船が挙げらして、 、放光口側は放火口 となっため、 田水口側は放火口 とは、放水口側は放火口 とは、放水口側の をからして、 田水路に沿 が、万一、 田水路の沿 はがい。 なお、 田藤弥 なの通水機能に影響 はない。 なお、 田藤の はない。 なお、 田藤の はが物の のと を及ぼすしては、 神 は、 は、 は	中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退職に関する指置を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。 加り機管理課長は、燃料等輸送船が荷谷中の場合、市役作業を中断し、陸側作業員よびに漂流物化防止対策を実施するともに、係留強化する船側と情報運移を行う。なお、荷役作業中が一部を開発を実施するともに、係留強化する船側と情報を行う。なお、荷役作業中の場別を実施する。 は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸する船側と退避状況に関する 情報連絡を行う。			NAME OF THE PARTY
)重大事故等対処施設に対する耐津波設計	1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計 1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方				
1 一花上泉典 集耳	本 一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十				

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方象	記載すべき内容	
設置变更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるもそれがない設計とする。基準準波の定義位置を第5.10図に、時刻歴波形を第5.11図に示す。また、重大事故等対処施設、可搬型電大事故等が必能。 また、重大事故等対処施設、可搬型電大事故等、可搬工設備及び津波監視設備の津波がら防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。 構及び非常用取水設備を除く。)を内包する 確定及び区画の設置された敷地において、基準建設による測上波を地上部から到達及び 流入させない設計とあ過上波を地上部から到達及び が入させない設計とする。また、取水路及び が水路等の経路から流入させない設計とす。 が水路等の経路から流入させない設計とする。また、取水路及び が水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
記載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	(5) 津波監視設備については、人力津波に対して津 波監視機能が保持できる設計とする。 以上の基本方針のうち、(1)に関して、製地への 場上を防止する設計とするため、外郭防護として 取水路に取水路防瀬ケート、放水口側に放水口側 を放水化・中た 1号及び2号が放水ビット止 な水化、中央制御室並びに3号及び2号が放水ビット止 なが、中央制御室並びに3号及び3号機能への影響 電に潮位観測シスラム(防護用)を設置する。 (2)に関して、漏水による重要な安全機能への影響を防止する設計とするため、外郭防護として海 水ボンゴエリアに海水がンブ室浸水防止蓋を設置する。 (3)に関して、漏水による重要な安全機能への影響を防止する設計とするため、内 事を防止する設計とするため、外郭防護として海 水ボンゴエリアに海水がンゴ室浸水防止蓋を設置する。 (3)に関して、温水酸腫の医のについては、津波 による影響等から隔離可能な設計とするため、内 専設機を内のする建屋及び区画については、津波 による影響等が上の局離一に発展を設置し、中間建 国が開化で、3大の施護に水できる設計とするため、成 は関して、3大の機能に対でできる設計とするため、成 中間建屋及び街側建屋として、2大の機能に対して 海水ボンゴが機能保持できる設計とするため、現 を配に取水路防瀬ゲート、中央制御室並びに3号 (4)に関して、3大の機能は投計とするため、現 水路に取水路防瀬ゲート、中央制御室並びに3号 を随職的に把握するため、津波監視設備として、3号 を修職的に関係を軽減するため、津波監視設備として、3号 を随職的に把握するため、津波監視設備として、3号 をの原子が大ツブ室及びまま は用発電装置、空冷式非常用発電装置用総油ボン (5)に関して、3条が最、電源車に緊急時対策所建国内、マッダ、大容量ボルンブ、大容量ボンブ(対水が相)とか は用発電装置、空冷式非常用発電装置用砂水が用)と対は は用発電装置、空冷式非常用発電装置用砂水が用)とがままに、製造的対策所非常用空気浄化フィン、次水を開発を受けない位置 に設置されてもり、新たな津波防護対策に必要な 所非常用空気浄化フィルタコニット及び音 に設置されてもり、新たな津波防護対策に必要な 所非常用空気浄化フィルタコンシ、緊急時対策所 (3系統目)の医画は津波の影響を受けない位置 に設置されてもり、新たな津波防護対策に必要を 所非常用空気浄化フィルタコント、緊急時対策所 (3系統目)の医画は津波の影響を受けない位置 に設置されてもり、新たな津波防護切 所非常用空気浄化フィルタコント、2次は接続 所非常用空流を洗り影をを受けない位置 に設置されてもり、新たな津波防護の を発してい、第末に、敷地の特性に応じた津波防護の を発してい、当、数性のの浸水防止(外野防護り 1.4.2.3 敷地への浸水防止(外野防護り
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	306

設置变更許可申請書【本文】 設置変更許可申請書【添付書類】 2020.12.2許可	原子炉施設保安規定記載方針 記載すべき内容	載方針 記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書記載内容の概要	
(1) 遡上波の地上部からの到達・流入の防止 重大事故等が処施設の津波防護対象設備(津波防 護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水 設備を除く。)を内包する建屋及び区画並びに海水ボ シブ室が設置 されている 周辺敷地高さはT.P.+ 3.5m、復水タンクについてはT.P.+5.2mに設置され ており、取水路、放水路から津波による遡上波が地上 部から到達・流入する可能性があるため、津波防護施 設、浸水防止設備を設置する。 適上波の地上部からの到達防止に当たっての検討 は、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を 適用する。 (2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 取水路、は水路等の経路から、津波が流入する 可能性のある経路(扉、閉口部及び賃通口等)を特定 し、必要に応じて実施する浸水対策については 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を 可能性のある経路(扉、閉口部及び賃通口等)を特定 し、必要に応じて実施する浸水対策については					
1.4.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2) 取水・放水設備及び地下部等において、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。					
1.4.2.b 小仏送到に平つ以外に低いによる量入事の 等に対処するために必要な機能への影響的に (1) 重大事故時に使用するポンプの取水性 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対 処するために必要な機能への影響を防止する設計と する。そのため、海水ボンブについては、「1.4.1 設 計基準対象施設の耐津波設計方針」を適用する。 また、重大事故等に使用する大容量ポンブ及び送 水車は投込み井であり、水位郊動に対する追従権が					
小車は投込のないであり、小型を動に対するには正かるるため、取水性に影響はない。 あるため、取水性に影響はない。 (2) 津波の二次的な影響による海水ボンブの機能保 持確認 基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆 積及び漂流物に対して、非常用海水路、海水ボンブ室 の通水性が確保できる設計とする。 また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の 混入に対して海水ボンブ、大容量ボンブ及び送水車 は機能保持できる設計とする。具体的には、1・4・1 は機能保持できる設計とする。具体的には、1・4・1					
-X33%/JBBXXXXIII/XEXXII CLIBIT3 Y O.					

設置変更許可申請書【本文】 2020-12 2許可	設置変更許可申請書【添付書類】 2020 12 2許可	原子炉施設保安規定記載方針		- 中心甲光光	社内規定文書
+-	[-1873].OZO7	記載9へぎ凶谷	記載の考え力	谈当税冼义 書	記載内谷の概要
特定里へ事め寺が処心設にがりる剛津波 中略) 基準津波のうち、津波警報等が発表され ない可能性のあるものに対する3.の規定 に関する設計について()設計基準 に関する設計について、()設計基準	1.4.3 特定里入事改等対処施設の剛洋波設訂 (中略)				
	10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備 10.6.1 津波に対する損傷防止 10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.1 機要 原子が施設の強速設計については、「設計基準対 象施設は、施設の供用中に極めてまれではあるが発 それがある津波(以下「基準津波」という。)に対し て、その安全機能が損なわれるあそれがないもので なければならない」ことを目的として、津波の敷地へ の流入防止、漏水による安全機能への影響防止、津波 防臓の多量化及び水位低下による安全機能への影響 防止を考慮した津波的護地は、クラス1、クラス2設備 津波から防護する設備は、クラス1、クラス2設備 津波の敷地への流入防止に、設計基準 がの原議が多設備(津波の護地に設計基準 連波の敷地への流入防止は、設計基準 連波の敷地への流入防止は、設計基準対象施設の 津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施設の 津波の敷地への流入防止は、設計基準対象施設の 東波防護が最終はイ津波の護施は、浸水防止設備、 海波の敷地への流入防止は、設計基準対象施設の 東波防護が最近なが半常用が設備を除く。)を内包する 建成の敷地への流入防止は、設計基準対象施設の 東次防護対象は備(津波的護施路、浸水防止設備、 近よる過上波の地上部からの到達、流入の防止対策を講じる。 調水による安全機能への影響防止は、現水・放水施 設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏 水による資本範囲を限定して、重要な安全機能への 影響を防止する対策を講じる。 東坡防護の多量化として、上記2つの対策の語が 護を方とことにより津波による影響等から隔離する 対策を講じる。 水位低下による壁を機能への影響防止は、水位変 動に伴う即水性低下による重要な安全機能への影響 を防止する対策を講じる。				

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
記載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	10.6.1.1.2 設計方針 設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能 が損なわれるおそれがない設計とする。 耐速設計に関係、建波防護対象設備(津波防 運動を除く。)を内的工設備を移足の非常用取 を移及び放水路等の経路から流入させない設計とする。 4. 23 具体的方設計内容を以下に示す。 3. 最計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防 市上影から到達及び流入させない設計とする。また、取 水路及び放水路等の経路から流入させない設計と する。具体的方設計内容を以下に示す。 3. 最計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設及び非常用取水 24 を入りを内包する建屋及び区画並びに海 が設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設及び海 施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水 設備を除く。)を内包する建屋及び区画並びに海 がから到達及び流入させない設計とする。 b. 上記ュの選上波については、敷地及び敷地周辺の 地下及びその精高、河川等の存在並びに地震による が防止路備を対慮としては、敷地及び敷地周辺の 地下及びその精高、河川等の存在並びに地震による 本防は設備をも適いの選上の可能性を検討する。また、 地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗 掘・推積により地形又は海域を与慮して、遡上波の回り込 みを含め敷地への遡上経路に入間等とまる 施設する。 13 数域との適上経路に及ぼす影響を 検討する。 5 取水路又は放水路等の経路かる、津波が流入する 可能性について検討した上で、流入の可能性のあ
設置変更許可申請書【本文】		(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設) 個数 8 (1号及び2号炉放水ピット止水板 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設) 個数 2 (1号、2号、3号及び4号炉共用、研設) (1号、2号、3号及び4号炉共用、一部既設) 個数 14 (1号及び2号炉共用) (「津波に対する防護設備」及び「内部溢水に対する防護設備」と兼用) 個数 5 (1号及び2号炉共用) (「津波に対する防護設備」と兼用) 個数 2 (1号及び2号炉共用) (「津波に対する防護設備」と兼用) の数 2 (1号及び2号炉共用) (「津波に対する防護設備」と兼用) の数 2 (1号及び2号炉共用) (「津波に対する防護設備」と兼用) の数 2 (1号及び2号炉共用) (「津波に対する防護設備」と兼用) の数 2 (1号及び2号炉共用) (「津波に対する防護設備」と兼用) の 数 一式 (1号波に対する防護設備」と兼用) の 数 一式

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
3載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置变更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	る経路(庫、開口部及び貫通口等)を特定し、必要 に応じ浸水対策を施すことにより、津波の流入を 防止する設計とす。 する。具体的な設計内容を以下に示す。 する。具体的な設計内容を以下に示す。 1、取水・放水砂糖の及び地下部等にあけて、取 水・放水施設及び地下部等にあける湯水砂間性 を検討した上で、漏水が緩続することによる浸水 部面を想定(以下「漫水銀定範囲」という。)する とともに、同範囲の境界にあけて湯水の可能性 を検討した上で、漏水が緩続することによる浸水 範囲を視立(以下「漫水銀定範囲」という。)する とともに、同範囲の境界におけて浸水の可能性 を検討した上で、漏水が緩続することにより浸水 範囲を限定する設計とする。 も定し、浸水防止設備を設置することにより浸水 範囲を限定する設計とする。 も定ともに、必要に応じ港大設備を設置する。 とともに、必要に応じ非決設備を設置する。 を発音に、必要に応じ非大設備を除べる。 を発音に、必要に応じ非大設備を除べる。 を持定し、浸水防止設度を関する。 こ、浸水想定範囲における長期間の冠水が建定される場合は、必要に応じ非決設構を終入。 こ、浸水想定範囲における長期間の冠水が建定される場合は、必要に応じ非決設備を終く。)を 方してにより津波による影響がの高層する。 の海波防護対象設備(海波防護施設、浸水防止設 備、津波底視影が高力を表面した上で、浸水防護重点化範囲 かのかの可能性のある経路及び浸水に「庫、関口部及び貫通口等、を表したしては、全水の確保で下に、 がソイにりに付は、基準準波による電要な安全機 能への影響を防止する設計とする。 (4) 水位変動に伴う取外性低下による重要な安全機 能への影響を防止する設計とする。 が分水が立りに供い、それらに対して必要に がが低速砂点が高が表が音像でもあ設 計とする。また、基準速による。また、準波防護権については、 から砂砂温入に対して海水がが循係できる がかれ、対型の温水性が確保でき、かり取水口 から砂砂温入に対して海水がが循係できる があれが、対型が高速を設置がよる。また、準波防衛機能が保いできる は、入力準波防護権能及び浸水熔路等を考慮して、それぞ がの施設に対して海水路等等を制定しまで、それぞ がの施設に対して海水路等を表慮して、こ、 は、入力準波防護権能及び浸水熔路等を考慮して、それぞ がの施設に対して海水路等をもにう。以下同じ は、入力準波防護施設のは、は、取水路防御は、下に示す のが潮底、防熱筋に対して海水路が増水できる 2011年まる。具体的な透光をあるとに、 2011年まる。具体的な設別研究ででありに、可以 のが類に対して海水路が増加でをも が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ を設防・ を対防・ を対防・ を対防・ を対防・ が対し、 が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対し、 が対防・ が対し、 が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対防・ が対し、 が対防・ が対し、
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
記載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	び2号が放水ビット止水板並びに潮位種割システム(防護用)とする。浸水防止設備。1は、海水ボンブ室浸水防止益、中間建屋水密原及が防止的、1分互浸水防止益、中間建屋水砂原及、1度、1分を浸水防止量、中間建屋水砂。1度、1分を10分とする。1度、1分を10分とする。1度、1分を10分とする。1年、1年、1分を10分とする。1年、1年、1分を10分とする。1年、1年、1分を10分とする。1年、1年、1分を10分とする。1年、1年、1分を10分とする。1年、1年、1分を10分を10分を10分を10分を10分を10分を10分を10分を10分を1
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定記載方針			社内規定文書
2020.12.2許可	2020.12.2許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備				
	の設計に当たっては、地震による敷地の降起・沈				
	一位、10歳(4歳) ひの子で ことの影響、洋波の梁返し 6番 サートを影響を実みます。				
	この後大にものが音次で手返にもの一人であず者 「沖茄・砂袋町でご運送物金、でごは母くを仕げ番目				
	く//vmm、アウヺジズン //www.lrv.dr //xv ロ //www.lrv.dr //www.lr				
	(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備				
	の設計並びに海水ポンプの取水性の評価に当たっ				
	ては、人力津波による水位変動に対して朔望平均				
	潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、そ				
	の他の要因による潮位変動、潮位のゆらぎ等につ				
	いても適切に評価し考慮する。また、地震により陸				
	域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される				
	地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変				
	動量を考慮して安全側の評価を実施する。				
	(8) (1)及び(4)の方針において、基準津波3及び基				
	準津波4に対する耐津波設計は、取水路防潮ゲー				
	トの閉止判断基準を確認した場合に、取水路防潮				
	ゲートを開けするアノアより動物への激ト及パメ				
	く ・ ではよく うつここの こが 利工人の がんの 作 トレトス 海火ポンプへの 影響を 防 トセス 勢				
	コンコン による分がパンプ ことが書き 1711年9日次 コンドー コンドー 日本 コンドー コンドー コージャー コージャー コージュー コンド コージュー コンド コージュー コンド コージュー コンド コード・コンド コード・コンド コンド・コンド・コンド・コンド・コンド・コンド・コンド・コンド・コンド・コンド・				
	三て9の。この設計に当たって、毎年洋放う及び母業等は、1十一軒は、6巻にながみののに下によっ				
	年津波413、敷地への遡上及び水址の低トによる				
	海水ボンブへの影響のおそれがある津波を網羅す				
	る必要があることから、水位変動に影響する波源				
	の特性値を固定せずに策定する。				
	10.6.1.1.3 主要設備				
	(1) 取水路防潮ゲート(1号, 2号, 3号及7/4号炉				
	í				
	製造人の 製造人の 製造人の 製作人の が 大位の 体に よる は よい よい よい よい に は の に は に は に は に は に に に に に に に に に に に に に				
	・ ハンジではのというには、CVTTVのでは、CVTTVのでは、CVTTVのでは、CVTTVのでは、このでは、このでは、このでは、CVTTVのでは、CVTTvvtvoでは、CVTTVのでは、CVTTvvtvoでは、CVTTvvtvoでは、CVTTvvtvoでは、CVTtvvtvoでは、CVTtvvtvovでは、CVTtvvtvovでは、CVTtvvtvovでは、CVTtvvtvovでは、CVTtvvtvovでは、CVTtvvtvovでは、CVTtvvtvovでは、CVTtvvtvovでは、CVTtvvtvovでは、CVTtvvtvovで				
	りが重り03~467.80~年次7.88~0~8日1~1年次(特末・台灣「ちょうぶらはトニェッド・ナル)				
	の数词への割上及の水位の低下による海水小ノへの野道・特に、野猫は食は無法をはまる神の神の神の神の神の神の神の神の				
	の影響を防止し、防護対象設備が機能喪失すること				
	のない設計とするため、取水路防潮ゲートを設置す				
	る(第10.6.1.1.1図) 取水路防潮ゲートは、防潮壁、				
	ート扉体等で構成され、敷地への遡上 <u>及び水位の低</u>				
	下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に				
	至る前に遠隔閉止することにより津波の敷地への遡				
	上及び水位の低下による海水ボンブへの影響を防止				
	9 6、津波仍護施設かつ重要安全施設(MS-1)で 				
	収水路防潮ケートは、基準地震動による地震力に				
	対して津波防護機能が十分に保持できるよう設計す				
	ひにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流して、エニュー・コー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	時の耐性にも配慮した上で、人力津波に対する津波				
	防護機能が十分に保持できるように設計する。設計				
	に当たっては、漂流物による荷重及び目然条件(積 == 四共手笠、 44 == 45 == 12 == 25 ==				
	一当、風句里や 人 心底(氷液)との組合でを適切にも一番ギュ				
	思ッの。 四水段氏油ゲートは - 塩作光がや駐セス由中制御				

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
3載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置变更許可申請書【添付書類】		信号により、ゲート落下機構の機械式又は電磁式グラッチを解放し、ゲート海下機構の機械式又は電磁式グラッチを解放し、ゲート庫体を目重落下させる設計とする。3号が204号や共用とし、共用に当たっては、それぞれの号かではなく、1号炉及202号炉の安全性が同して多設計とする。 14円に、確実に関比に号を発信することで、津波の曝来時において関比に号を発信することで、津波の曝来時において関比に号を発信することで、津波の曝来時において関比に号を発信することで、津波の農株時間の三十方を設計とする。 14円に対して東波の機総時間は短期間であることから多量化の必要に無い、ゲート落下機構に関する電源系は、無停電電源装置を用いることで外部電源最失時にもゲート自重落下が可能であり、単一效層に対して津波防護機能を失わない設計とする。また、何らかの外部により、ゲート落下機構の動物をことにより、ゲート音が機構が動作することにより、ゲート音が機構が動作することにより、ゲート音が機構が動作することにより、大田に対する信頼性を確保する。なり、現水路防潮ゲート間上時にも海水ボンブは、非常用海水路からの取水により取水可能な設計とする。なお、取水路防潮ゲート間上時にも海水ボンブは、非常用海水路からの取水により取水可能な設計とする。なお、取水路防潮ゲート間上時にも海水ボンブは、非常用海水路からの取水により取水可能な設計とする。なお、取水路防潮ゲート電源構成機の図を第10.6.1.1.2図に示す。 (第10.6.1.1.1図は、変更前の図に同じ。) なお、取水路防潮接(1号、2号、3号及び4号が共用、既設)の記載に同じ。 (3) 防湖庫(1号、2号、3号及び4号が共用、既設)の記載に同じ。 (4) 屋外排水路逆流防止設構(1号、2号、3号及び4号が共用、既設)、変更前ののに同じ。 (5) 1号及び2号や放水ビット止水板(1号、2号、3号及び4号が共用、既設)、変更前ののに割に同じ。 (5) 1号及び2号や放水ビット止水板(1号、2号、3号及び4号が共用、既設)、変更前のの(6) 1号及び2号や放水ビット止水板(1号、2号、3号及び4号が共用、既設)、変更前のの(6) 1号及び2号や放射、1号、2号、3号なが2号が24号が共用、既設)、変更前のの(6) 1号及び2号や放射、2号、3号なが2号が24号が大用、100000位に当かが水が24号が大用、100000位に当かが35分に対しが35分に対しが35分に対しが35分に対しが35分に対しが35分に対しが35分に対しが35分に対しが35分に対しが35分に対し2000位は200位は200位は200位は200位は200位は200位は200
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
]載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	 止蓋を設置する。海水ボンブ室浸水防止蓋の設計に 上機能が十分に保持できるよう設計する。また、透水 市の流圧等に対する耐性を評価し、人力達波に対する。 を設計に対する耐性を評価し、人力達波に対する。 を設計に対する耐性を評価し、人力達波に対する。 を設計に対しては、自然条件(積電、風荷重等) 地震(糸震)との組合性を適切に考慮する。 (7)循環水ボンブ室浸水防止蓋 (8)中間建屋水密庫(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)循環水ボンブ室浸水防止蓋 (9)中間建屋水密庫(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積通部止水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積通部止水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積通部止水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積通部上水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積通部止水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積通部止水処置(1号及び2号炉共用) (11)消位額測システム(防護用)と 変更前の「(10)積通部止水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積通部止水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積通部上水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積通部上水処置(1号及び2号炉共用) 変更前の「(10)積速部上水位電低下による海水ボンブへの影響を防止する電変を高限でであっまた。 変態のあそれがる溶液が緩胀を必要なが低間に、定めである。 影響を防止するために、類位額別システム(防護用)は、 整整を防止する電要安全施設(であるの)を がとからに、類位額割システム(防護用)は、 が路防潮ゲート(10)等である。 がは砂型サート(10)等によいと同等)である。 潮位額割システム(防護用)が上下降、又は最高潮位か をいたがいがいのかい上下降、又は最高潮位が をいたいといい上下降に下降、又は最高潮位が をいたいといい上が機能を関すにあいて をいたがは関連を関すに、一般制御室にあい上が、 を設計とする。また、日安及び2号炉当直線長と3号 と5の。 2号炉:1、2のかと1号炉:1、1・1・1・2・1の前に対したのがい上下降、及び4号炉は上層にある。 当の前に対して20分が内にの5m以上系で20分が上層で20分が上層で20分が上層で20分が上層で20分が上層で20分が上層で20分が上層で20分が上層が上層で20分が上層で20分が上層で20分が上層が上層で20分が上層で20分が上層が上層が上層が上層が上層が上層が上層が上層が上層が上層が上層が上層が上層が
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
己載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	確認できる設計とする。なお、潮位計は4倍設置し、このうち1台を予備とし、衛星電話(津波防護用)は中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に設置する衛星電話(津波防護用)は一般制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に設置する高星電話(津波防護用)は、超過超過室上分で2台上の施護用)は、観測場所を海水ボンブ室、2号炉海水がノブ室及び3.4号炉海水ボンブ室、2号炉海水がノブ室及び3.4号炉海水ボンブ室、2号が海水がノブ室及び3.4号炉海水ボンブ室、2号が海水がノブ室及び3.4号炉海水ボンブ室、2号が海水がインゴを及び3.4号炉海水ボンブ室、2号が海水がインゴを及び3.4号炉海水ボンブ室に1の中央制御室に設置がに1号、2号、3号及び4号炉では用することで取びに1号、2号、3号及び4号炉では用することで取びに1号、2号、3号及び4号炉では開かます。動的機器である潮位検出器、電源組、演算装置、監算の機器である潮位検出器、電源組、演算装置、監視を電でするとが可能であり、1年を配置である単位計、衛星電電(12人)、19回に対して13の電源系は、非常用所内電源が上でもに、原子炉の運転中又は停止中に潮位観測シケールが観測システム(防護用)の配線をしたする。上が低の直接を確認することが可能を登りに対して1.18回に、連接の海域上域を構定を指する。上がはである材料が強性域内には、上水後の再位用性、津波後の再位用性、津波後の有りを指数・20倍にする。とを基本とする。上がはの面を踏まえることが可能を全体を維持を表して、質通部止水処置については、地震後、連波後の自じ評価して入力連波が有する数値計算上の不確かさの音通に当たっては、各施設・設備等の機能積傷モードに対応した可重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当たっては、人力津波が有する数値計算上の不確かさの考慮に当たっては、人力津波の荷重因子である浸水高、速度、津波波力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮している条格の程度を検討する。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	215

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	建波波力の算定においては、国土交通省の暫定指 計等波波力の算定においる海流が、 現を踏むるで、十分な余格を考慮する。 漂波物の電気による衝突速度の設定における不確実性を考慮しては、洋波について十分な余格を考慮する。 建波の電流速による衝突速度の設定における不確実性を考慮した。 連波の議施設・浸水が止設備及び津波監視設備の設計において、 2011年分分余格を考慮する。 連波の運施が、浸水が止設備及び津波監視設備の設計において、 2011年分分を発格を属する。 2011年分分を発格を属する。 2011年分分を発格を属する。 2011年分分を発格を属する。 2011年分の活動に伴い発生する可能性がある系震(地震)についてよる方理を設定する。 2011年をの活動に伴い発生するを理なする条震による荷重を設定する。 2011年の大の手を設定は、2012年後約1時間後については、基準津波の経続時間のうち 2013年後約1時間後、長柱する時間特(基準津波の経続時間のうち 2013年後約1時間後、上地震発生後10~20分後)を踏まえ過去の地震データを抽出・整理すること 2013年後別の影響を表にしているの発展規模からを発展が展光を策定している理性設計用地震動の中から設定する。 2013年間が一般などの配合性も必要に応じて検討する。 2013年間が一般などの配合性も必要に応じて検討する。 2013年が高重とは必要に応じて検討する。 2013年が高重とは必要に応じて検討する。 2013年が高重として津波荷重と組み合わせる。なみ、入り津波が高度を考慮し、連準地震動が作用した場合設。 2013年間が固め出合せも必要に応じて検討する。 2013年は必要にならい、 2013年が行できるように設計する。 2013年間が出たまりで表にはいまを表しては、 2013年間が出たなりでは、 2013年間が出たまりに設計は、 2013年間が出たなり、 2013年間が開かるといかには、 2013年間が出たまり、 2013年間が開かるといかには、 2013年間が出たまりに設計を表しては、 2013年間が出たまりに設計する。 2013年間が出たまりに認ける。 2013年間が出たまりに設計を表しては、 2013年間が出たまりに対しては、 2013年間が出たまりに設計を表しました。 2013年間が出たまりに対しては、 2013年間が出たまりに設計を表しました。 2013年間が出たまりに設計を表しました。 2013年間が出たました。 2013年間が出たました。 2013年間が出たまりに対しては、 2013年間が出たまりに対しては、 2013年間が出たまりに対しては、 2013年間が出たまりに対しては、 2013年間が出たまりによっては、 2013年間が出たまりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりにより
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

1.	社内規定文書	記載内容の概要	発電所含む地域に大津波警報等が発表され た場合又は震源の位置、取水ピット水位によ り、津波の敷地への選上及び水位の低下によ る海水ポンプへの影響を防止するための循環 水ポンプ(ブラント)を停止する操作手順の 記載。	地震加速度高により原子やトリップし、か つ発電所を含む地域に津波警報等が発表され た場合に、水位の低下による海水ポンプへの 影響を防止するための循環水ポンプを停止する操作手順の記載。 日よる海水ポンプへの影響を防止するため、 1号及び2号や当直課長の取水路防潮ゲート 閉止の判断に基づき、1号及び2号が当直課長の取水路防潮ゲート 野上の判断に基づき、1号及び2号が当直課長の現水路防潮が一ト フム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用) を用いた連携により、1~4号が循環水ポンプーは連携により、1~4号が循環水ポンプラが
(2) 地震加速度高により場子が介土の子の影響を (3) 4 手順節の整備で表現が使用を (4) 大津波響能が発売された場合に達送の影地への ・ 発電所を含む地域に大津波響能が発 悪力が化の位形による流水がブランの影響を 表された場合の地域、大津波響能が発 悪力が化の位形による流水がブランの影響を 表された場合の対の 関係とうる及び4 年か当重素の連続に、		該当規定文書	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための 活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所 則 ・第二発電室 事故時操作所 則	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための ・第一発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 ・順転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・原子力運転業務要綱 ・第一発電室 事故時操作所 ・第一発電室 事故時操作所 ・第一発電室 事故時操作所 ・第一発電室 事故時操作所 ・第一発電室 事故時操作所 ・第一発電室 事故時操作所
は	犹方針	記載の考え方		
設置変更許可申請書 (添付書類) 2020.12.2許可 10.6.1.1.6 手順等 2020.12.2許可 10.6.1.1.6 手順等 (1) 大津波響報が発表された場合に津波の敷地への影響とかが1号及び2号が当直線長の取水部の協力1号及び2号を当直線長の取水路が3分割に第7名。1号及び2号が当直線長の連線により、1~4号が循環水がンプへの取場整を防止するため、1号及び2号が当直線長の連線によりで3号を防止するため、1号及び2号が当直線長の連接により、1・4号が循環水がンプへの影響を防止するため、1号及び2号が当直線長の連接により、1・4号が循環水がンプへの影響を防止するため、1号及び2号が当直線長の連接により、1・4号が循環水がンプへの影響を防止するため、1号及び2号が当直線長を3号及び4号がが大りでは第一十号が電影ががから低下による海水がンプへの影響を防止するため、1号及び2号が当直線長と1・1・1・4号が通数がインプへの影響を防止するため、1号及び2号が当直線長で3号及び4号がががンプへの影響を防止するため、1号及び2号が当直線長で3号及び4号がががンプへの影響を防止するため、1号及び3号を防止を実施する手順を整備し、的確に実施する手順を整備し、的確に実施する。	原子炉施設保安規定記載	記載すべき内容	5.4 手順書の整備 (1) e. 発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応 (a)当直線長は、原則として1号が、2号が、3号かおよび4号炉の循環水ボンプを停止(ブラント停止)する。また、A 中央側御室から取水路防潮ゲートを閉止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。 ただし、以下の場合はその限りではない。 ただし、以下の場合はその限りではない。 ア 大津波警報が誤報であった場合 イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波響報が誤りました地震には、到ま渡をあった場合	 1. 地震加速度高により原子やがトリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応ラ中が、3号がもよび4号かの循環水が、2号が43号が24号がの循環水が、3号が43号が24号が24号が24号が25号が25号が25号が25号が25号が25号が25号が25号が25号が25
設置変更許可申請書【本文】 2020, 12. 2計可	設置変更許可申請書【添付書類】		10.6.1.1.6 手順等 (1) 大津波警報が <u>発表</u> された場合に <u>津波の</u> 敷地への <u>遡上及び水位の低下による海水ボンブへの影響を</u> <u>防止するため、1号及び2号仲当直課長の取水路</u> 防瀬ゲート閉止の判断に基づき、1号及び2号仲当重課長と3号及び4号仲当直課長の連携により、1・4号か循環水ボンブ停止操作(ブラント停止)、1号及び2号仲中央制御室からの取水路防瀬ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確に実施する。	(2) 地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ 津波警報等が発表された場合には、水位の低下に よる海水ポンプへの影響を防止するため、1号及 び2号炉当直課長の1~4号炉循環水ポンプ停止 判断に基づき、1号及び2号炉当直課長と3号及 び4号炉当直課長の連携により、1~4号炉循環 水ポンプ停止を実施する手順を整備し、的確に実 施する。 (3) 取水路防潮ゲートの開止判断基準を確認した 場合に津波の敷地への遡上及び水位の低下による 海水ポンプへの影響を防止するため、1号及び2 号炉当直課長の取水路防潮ゲート閉止の判断に基 づき、1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉 当直課長の潮位観測システム(防護用)のうち衛星 電話(津波防護別システム(防護用)のうち衛星 電話(津波防護別シストル(防護用)のうち衛星 電話(連波防護別シストル(防護用)のうち衛星 電話(連波防護別シストル(防護用)のうち衛星 電話(連波防護別・大・14号 が循環水ポンプ停止操作(ブラント停止)、中央制 御室からの取水路防瀬ゲート閉止を実施する手順 を整備し、的確に実施する。
	設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可		

社内規定文書	記載内容の概要	「発電所構外において、敷地への遡上及び 水位の低下による海水ボンブへの影響のおそれがある海位の変換を観測し、その後、潮位 観測システム(防護用)のうち、2台の湖位計 の観測湖位がいずれも10分以内に0.5m以上下 降すること、又は10分以内に0.5m以上上昇す ること。」を1号及び2号が当直課長と3号 及び4号が当直課長の潮位観測システム(防 護捕りのうち衛星電話(津波防護用)を用い た連携により確認した場合は、1~4号が循 場水がちの取水路防剤ゲート時止)、1・4号が循 場がちの取水路防剤ゲート時止)、中央 制御室からの取水路防剤ゲート時止)、中央 制御室がらの取水路防剤ゲート時止)、1・4号が循 深電所構外において、津波と想定される剤 位の変動を観測した場合の対応について記載 位の変動を観測した場合の対応について記載
	該当規定文書	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事務時の付る原子が施設の保全の存金の ・第一発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所
成方針	記載の考え方	・要求事項及び法令等へ 適合する事項を確実 に記載するためで必 に記載する。 ・操作上の留意事項に関 する事項は、保安規定 に記載 はず下部組定 に記載 はず下部組定
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	制し、その後、潮位観測シス上(防護用)のつち、2 台の湖位計の観測湖位がは1711年19年20日で 3 日の湖位計の観測湖位が1711年19年20日で 3 日の湖位計の観測湖位が1711年19年20日で 3 日の海内の沿地位 3 日の海内の沿地位 3 日の海内の沿地位 3 日の海内の地位 3 日の海内の地域 4 日の海内の地域 4 日の海内の地域 4 日の海内の地域 4 日の海内の地域 4 日の海内の地域 4 日の海内 5 年 4 日の海内 6 日の海内 7 日の湖位計の数割が 6 日の海内 6 日の湖内 7 日の湖位計の数割が 6 日の湖内 6 日の湖内 7 日の河内 7 日の日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	(4) (3) にて整備する手順により、津波の敷地への 遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を 防止するが、これに加え、可能な限り早期に滞緩 対応するための手順を整備する。具体的には、発 電所構外において、敷地への遡上及び水位の低下 による海水ボンブへの影響のおそれがある潮位の 変動を観測し、全の後、湖位観測システム(防護用) のうち、全台の湖位観測が位がいずれも10分以 内にり5m以上下降すること、又は10分以内にり5m以上上昇すること、又は10分以内に0.5m以上上昇すること。本1号及び2号位当直課長と 当号及び4号炉当直課長の潮位観測とステム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いた近野間にあり 直より確認した場合は、1・4号炉循環水がンプ 停止操作「フシト停止)、中央制御室からの取水 路防潮ゲート閉止を実施する手順を整備し、的確 に実施する。 また、発電所構外において、津波と想定される 湖位の変動を観測した場合は、ゲート落下機構の 建認等を行う手順を整備し、的確に実施する。 確認等を行う手順を整備し、的確に実施する。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	318

社内規定文書	記載内容の概要		防潮扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び 閉止されていない状態が確認された場合の閉 止を実施する手順を整備する	水密庫については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止を実施する手順を整備する。	構内輸送・荷役作業時に地震又は津波が発生した場合の対応について記載。	構内輸送・荷役作業時の津波警報等が発表
	該当規定文書		・運転管理通達 原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための 活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 リ第二発電室・事故時操作所	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための 活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所 則 ・第二発電室 事故時操作所 則 ・第二発電室 事故時操作所 則	・原子力発電所使用済燃料輸送要縮 ・原子力発電所放射線・化学管理業務要網 ・原子放料管理業務所則 ・成射線管理業務所則 ・放射線管理業務所則 ・設計基準事象時における原子が施設の保全のための 活動に関する所達 ・一般防災業務所達	
戴方針	記載の考え方		・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。	・要求事項及び法令等へ 適合する事項を確実 に実施するために必 要な事項は、保安規定 に記載する。	・要求事項及び法令等へ 適合する事項を確実 に実施するために必 要な事項は、保安規定 に記載する。	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	とを確認する。 イ 当直課長は、津波監視カメラによる津 がの襲来状況の監視を実施する。 ウ 土水建築課長は、取水路防潮ケート保 守作業の中断に係る措置を行う。 エ 安全・防災室長は、発電所構内の放水 口側防潮堤および取水路防潮ゲートの 外側に存在し、かつ溝流物になるおそれのある車両について津波の影響を受 けない場所へ退避することにより漂流 物とならない措置を実施する。	C・防潮扉の閉止状態の管理 防潮扉については、原則閉止運用とし、 当直課長は、中央制御室において防潮扉 の閉止状態の確認を行う。また、各譲、室) 長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作お よび閉止されていない状態が確認された 場合の閉止操作を行う。	a. 水密庫の開止状態の管理 1号かおよび2号かについて、当直課 長は、A中央制御室において水密庫監視 設備の警報監視により、水密庫の閉止状 態の確認および閉止されていない状態が 確認された場合の閉止操作を行う。 3号かおよび場により、水密庫の閉止状態が 極の警報監視により、水密庫の閉止状態が確認された場合の閉止操作を行う。 たた、各時によれていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 また、各環により、水密庫の閉止状態が確認された場合の閉止操作を行う。 また、各環に多り長は、水密庫開放後の確実方はは、多長は、水密庫開放後の確実が確認された場合の閉止操作を行う。		表された場合の対応
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可		(<u>5</u>) 防潮庫については、原則閉運用とするが、開放後の確実な閉止操作、3号及び4号炉中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順に基づき、的確に実施する。	(6) 水密庫については、開放後の確実な閉止操作、 中央制御室における閉止状態の確認及び閉止され ていない状態が確認された場合の閉止を実施する 手順を整備し、的確に実施する。	(Z) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された 場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び 輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側 と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備 し、的確に実施する。一方、津波警報等が発表され す、かつ、荷役中に発電所構かにて、津波と想定さ れる潮位の変動を観測した場合において、荷役作 業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させる とともに、係留強化する船側と情報連絡を行う手 順を整備し、的確に実施する船側と情報連絡を行う手 順を整備し、的確に実施する船側と情報連絡を行う手 原を整備し、内確に実施する船側と情報連絡を行う手 原を整備し、内確に実施する船側と情報連絡を 別した場合において、緊急離岸する船側と退避状 辺に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に 実施する。	
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可					

社内規定文書	記載内容の概要	されない可能性のある津波への対応について記載。	津波摩来時に津波監視カメラ及び潮位計による状況監視の手順の記載。	津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備、津波影響軽減施設に対して施設管理、点 検の実施及び補修の実施の記載。	教育・訓練を実施する旨を記載 ・津波防護の運用管理および津波発生時にお ける車両退避に関する教育訓練を定期的に
	該当規定文書		・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための 活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所 ・第二発電室 事故時操作所 リ ・第二発電室 事故時操作所 リ	・運転管理通達 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための 活動に関する所達 ・保修業務所則 ・土木建築業務所則	・運転管理通達 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための
	記載の考え方		・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。	・要求事項及び法令等へ 適合する事項を確実 に実施するために必 要な事項は、保安規定 に記載する。	・要求事項及び法令等へ 適合する事項を確実 に実施するために必
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	(b) <u>原子燃料課長および放射線管理課長</u> は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 ト・津災警報等が発表されない可能性のある津波への対応 た。 (b) 発電所構外において津波と想定される 連所構外の観測潮位た場合または発電所構外の観測なるとして、係留強化する船間を 車所構外の観測潮位が次測した場合の 対応 は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置 を実施するとともに、係留強化する船側 間と情報連絡を行う。 かは、一部に漂流物の迅速に関する措置 を実施するとともに、係留強化する船間 に業員および輸送物の退避に関する措置 をともに、係留強化する船側と情報 ことともに、係留強化する船間 またともに、係留強化が有後車は、 るとともに、係留強化が有後車は、 は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合。 また。 高点を行う。なお、荷役作業中は、発電 所構外における潮位の観測を実施する。 高点を行う。なお、荷役作業中間、発電 またされた。荷径作業中間、発電 またまし、統留強化は、域間で 高点を行う。なお、荷役作業中間、発電 またもが高速がの退避に関する指 電からがに漂流物の退避に関する指 電からがに漂流を実施する。 高端単する船側と退避状況に関する 情報連絡を行う。	 ●・発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応 (●) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 B、発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応表された場合の対応減値計による津波の襲来状況の監視を実施する。 ト・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応ある津波への対応ある津波への対応が高した場合の対応を高速した場合の対応する。 (a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合の対応する。 (す) 重は課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の観光状況の監視を確認した場合の対応 (本) 重課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の観来状況の監視を確する。 	j・施設管理、点検 <u>台課(室)長</u> は、津波防護施設、浸水防 止設備、津波監視設備および津波影響軽 減施設の要求機能を維持するため、施設 管理計画に基づき適切に施設管理、点検 を実施するとともに、必要に応じ補修を	リン。 5.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、 津波防護の運用管理に関する教育訓練
設置变更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可		(g) 津波監視カメラ及び潮位計による津波の襲来状況の監視に係る運用手順を整備し、的確に実施する。	(9) 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及 び津波影響軽減施設については、各施設及び設備 に要求される機能を維持するため、適切な施設管 理を行うとともに、故障時においては補修を行う。	(10) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津波 防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影 響軽減施設の施設管理に関する教育を定期的に実
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	320			

社内規定文書	記載内容の概要	実施することを記載、 ・ 建波防護に係る手順に関する教育並びに津 が防護施設、 及び津波影響軽減施設の施設管理に関する 教育を定期的に実施することにより、適切 な対応を行えるように努める。 な対応を行えるように努める。
	該当規定文書	活動に関うる所
	記載の考え方	要な事項は、保安規定に記載する。
原子炉施設保安規定記載方針		を定期的に実施する。また、安全・功労 「古ける車両退避等の訓練を記期的に 実施する。 (2) 発電名は、運転員に対して、津波発井時 では、各議員に対して、津波野 を定期的に実施する。 (3) 各課(室)長は、各議員に対して、 津波防護施設、浸水防止設備、津波監 して基準達波高さを一定程度超える はを推ちした津波高さを考慮した水密 性を維持するための設備の施設管理、 方林に関する教育訓練を定期的に実施 する。
設置变更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	施する。 10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等 対処施設は、基準滞波に対して、重大事故等に対処する をし必要な機能が損なわれるおそれがないもの ではければならない」ことを目的として、 が、位低下による重大事故等に対処するために必要 が、位低下による重大事故等に対処するために必要 が、位低下による重大事故等に対処するために必要 を を を を を が、位低下による重大事故等に対処するために必要 が、位低下による重大事故等に対処するために必要 を は、の影響防止を考慮した津波防護が落を講じる。 海水による運上がの地上部からの到達、流入の防止及 がのか路、放水路等の経路から流入の防止対策を講 じる。 源水の可能性を考慮のに、漏水による漫水範囲を 関定して、重大事故等に対処するために必要な機能 の影響防止は、取水・放水施設、地下部等においる がのの影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、 高水の上する対策を講じる。 津波防護の多重化として、上記2つめ対策の目か、 建液防護の多重化として、上記2つの対策の目か、 重大事故等対処施設の津波防護対象設備(津波防護 施設、浸水防止致極、清波による。 津波防護の多重化として、上記2つの対策の目が、 重大事故等対処施設の洋波が護力なるために必要な機能 への影響等かにする対策を講じる。 ま液的にする対策を講じる。 まなのにする対策を講じる。 まなのにする対策を講じる。 まなのにする対策を講じる。 まなのにする対策を講じる。 はんに下による重大事故等に対処するために必要な機能 かが低下による重大事故等に対処するために必要な機能への 影響をから同離する対策を講じる。 まならによる重大事故等に対処するために必要な機能でして。 を が等の対処への機能が損なわれるおそれがない設計 とする。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	204

社内規定文書	記載内容の概要	
	該当規定文書	
己載方針	記載の考え方	
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	
設置变更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	#漢から防護する設備は、量大事故等対処施設。可 #波のも防護する設備は、重大事故等対処施設の 構及び津波監視設備、以下「重大事故等対処施設の津 施及び津波監視設備、上いう。とする。 耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。 耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。 耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。 耐速波設計に当たっては、以下の方針とする。 においた製地において、基準津波による遡上波を地 上部から到達及び流入させない設計とする。また。 和水路及び放水酸等の経路から流入させない設計とする。 本が入り至、優水タンクについては基準津波による 水が入り室、優水タンクについては基準津波による 水が入り室、優水タンクについては基準津液による がが設備を除く。)を内包する建屋及び医画並びに海 水が力室、優水タンクについては基準津液による が成り運動をし、多内包する建屋及び医画並びに海 水が力室、優水タンクについては基準達液による が成り運動と変しによりに可は が成り運動をし、多内包する建屋及び医画並びに海 水がの11。設計基準対象施設」を適用する。 し、必要に応じて実施する液体が展については、 「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。 に、必要に応じて実施する液水対策については、 設計基準対象施設が建りを適用する。 (2) 即水・放水施設及が地下部等にわいて 20 即水・放水施設及が地下部等にわいて、 21 即水・放水施設及が地下部等においては、 22 即水路に対して実施する海水対策については、 23 でのため、漫水防護を協し、通水はシをとと を内包する建屋及び区画については、漫水対策を 行うことにより津波による機等から隔離を でのため、浸水防護重点化範囲の明確化すると また、大容量が大変にこいでは、漫水対策については、 また、大容量が大変による影響等から隔離を でし、1.1 設計基準対象施設」を適用する。 そのため、浸水防護重点が砂に対して、強水対策を が対するために必要な機能への影響を防止です。 (4) 水位の変動に対して、対が大を重対、 が対するために必要な機能への影響を防止です。 また、大容量が大びを地に下よる重大事数が はとする。そのため、海水がメンプについては、 また、大容量が大が必要が表して、対がとで、 (5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備 の機能の保持については、「0.6.1.1 設計基準対 を はたしるのの記入に対して、1.1 設計基準対 を はたしるの砂の混入に対して、1.1 設計基準対 を はたしるののに、カルが大を 1.1 設計基準対 を はたしるの砂の混入に対して、1.1 設計基準対 を はないは、 1.1 設計基準対のの混入に対して、1.1 設計基準対 また、大容量が大位の変動に対して、1.1 設計基準対 また、大容量が大がのが高が高が減り、多が防止を また、大容量が大がのの混入に対して、1.1 設計基準対 また、大容量が大がのの混入に対して、1.1 設計基準対 また、大容量が大位の変動は、浸水防止設備及び津波域 また、大容量が大力のの混入に対して、1.1 設計基準対 また、大容量が大力のの混入に対して、1.1 設計基準対 また、大容量が大力のの混入に対して、1.1 設計基準対 また、大容量が大力のの混入に対して、1.1 設計基準対 また、大容量が大力のの混入に対して、1.1 設計基準対 また、大容量が大力のの混入に対して、1.1 設計基準対 また、大容しののにがよりをありにありに対します。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

社内規定文書	記載内容の概要					発電所含む地域に大津波警報等が発表され た場合又は震源の位置、取水ピット水位によ リ、津波の敷地への遡上及び水位の低下によ る海水ポンプへの影響を防止するための循環 水ポンプ(ブラント)を停止する操作手順の 記載。		地震加速度高により原子かトリップし、か つ発電所を含む地域に津波警報等が発表され た場合に、水位の低下による海水ポンプへの 影響を防止するための循環水ポンプを停止す る操作手順の記載。
	該当規定文書					## ## ## ~ NO	·第二発電室 事故時操作所 則 ·一般防災業務所達	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・第一発電室 事故時操作所 則 ・第二発電室 事故時操作所 ・設計基準事象時における原子が施設の保全のための
戴方針	記載の考え方					•		・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実 に実施するために必要な事項は、保安規定 に記載する。 ・操作上の留意事項に関する事項は、保安規定 する事項は、保安規定
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容					5.4 手順書の整備 (1) e. 発電所を含む地域に大津波警報が 飛 表された場合の対応 (a)当直課長は、原則として1号が、2号 か、3号炉および4号炉の循環水ポン ブを停止(ブラント停止)する。また、	A中央制御室から取水路防潮ゲートを 閉止するとともに、原子炉の冷却操作 を実施する。 ただし、以下の場合はその限りではない。 ル。 ア 大津波警報が誤報であった場合 イ 遠方で発生した地震に伴う津波 であって、発電所を含む地域に、到 達するまでの時間経過で、対岸波 警報が見直された場合	f・地震加速度高により原子やがトリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応 報等が発表された場合の対応 19 当直課長は、原則として1号が、2 19 中、3号かおよび4号かの循環水ボンブを停止する。 (b) 当直課長は、津波監視カメラおよび 潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。
設置変更許可申請書【添付書類】		る入力津波の評価に当たっては、「10.6.1.1 設計 基準対象施設」に対する耐津波設計を適用する。 (7) (1)及び(4)の方針において、基準津波3及び基 準津波4に対する耐津波設計は、「10.6.1.1 設計 基準対象施設」を適用する。	10.6.1.2.3 主要設備 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。 10.6.1.2.4 主要仕様 第10.6.1.1.1表を変更する。第10.6.1.1.1表以外 1 第10.6.1.1.1表を変更する。第10.6.1.1.1表以外 1 第10.6.1.1.1表を変更する。第10.6.1.1.1表以外	10.6.1.2.5 試験検査 [10.6.1.2.5 試験検査 [10.6.1.2.5 計験検査 [10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。 [10.6.1.2.6 手順等 [10.6.1.2.6 手順等	10.6.1.3 特定重大事故等対処施設 10.6.1.3.2 設計方針 (中略) (7) (1)及び(3)の方針において、基準津波3及び基 準津波4に対する耐津波設計は、「10.6.1.1 設計	基準対象施設」を適用する。 10.6.1.3.6 手順等 10.6.1.3.8 手順等 30.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.		(2) 地震加速度高により原子やがトリップし、かつ 津波警報等が発表された場合には、水位の低下に よる海水ポンプへの影響を防止するため、1号及 び2号炉当直誤長の1~4号炉循環水ポンプ停止 判断に基づき、1号及び2号炉当直誤長23号及 び4号炉当直誤長の連携により、1~4号炉循環 水ポンプ停止を実施する手順を整備し、的確に実 施する。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可							

社内規定文書記載内容の概要		「発電所権外において、敷地への遡上及び 水位の低下による海水ボンブへの影響のおそ 税かるる瀬位の変動を観測し、その後、湖位 観測システム(防護用)のうち、2台の瀬位計 の観測湖位がいずれも10分以内に0.5m以上下 降すること、又は10分以内に0.5m以上下 なこと。」を1号及び2号仲当直課長と3号 及び4号仲当直課長の潮位観測システム(防 護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用い た連携により確認した場合は、1~4号炉循 温水ボンブ停止操作(ブラント停止)、中央 削御室からの取水路防潮ゲート閉止を実施す
該当規定文書	・ 一般のC別する所達 ・ 運転管理通達 ・ 原本管理通達 ・ 第一発電室 等故時操作所 ・ 第二発電室 事故時操作所 ・ 設計基準事象時における原 ・ 子か施設の保全のための ・ 活動に関する所達 ・ 一般防災業務所達 ・ 一般防災業務所達	・ 連転管理通道 ・ 原子力運転業務要綱 ・ 第一発電室 事故時操作所 ・ 第二発電室 事故時操作所 ・ 規計基準事象時における原 ・ 子炉施設の保全のための ・ 活動に関する所達 ・ 一般防災業務所達
机力針 記載の考え方		・要求事項及び法令等へ 適合する事項を確実 に実施するために必 要な事項は、保安規定 に記載する。 ・操作上の留意事項に関 する事項は、保安規定 に記載せず下部規定 に記載
原子炉施設保安規定記載方針 記載すべき内容	b・津波警報等が発表されない可能性のある海海のの対応 a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等 を確認 した場合の対応 ア 当真規長は、1中が、2号が、3号や みよび 4号がの循環水ボンプ停止に (プラント停止)する。また、A中体制 の室から取水路防潮ゲートを閉止する とともに、原子体の冷却操作を実施する。 で、最低潮位計の観測潮位がいずれまし、その 後、最低潮位から 10 分以内に 0.5 m以上下降し、その を、最低潮位から 10 分以内に 0.5 m以上下降し、その が、最低潮位から 10 分以内に 0.5 m以上上昇すること、または 10 分以 内に 0.5 m以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5 m以上上昇で 2 の後の 10 分以内に 0.5 m以上下降し、その を、最低潮位から 10 分以内に 0.5 m以上 上という。)ならびに水位の低下による海水ボンブへの影響のおそれがある ある前位の変動を観測し、その後、 場位観測システム(防護用)のうち、 において、遡上波の北上部かの選別 上という。)ならびに水位の低下による は、流入および取水路、放水路等の をあ水ボンゴへの影響のおそれがある ある海水がンブへの影響のおそれがある ある海水がンプへの影響のおそれが あた朝間ののがにがの低下によっている。加以上下海 は、または 10 分以内に 0.5 m以上下海 は、または 10 分以内に 0.5 m以上下海 は、または 10 分以内に 0.5 m以上下海 ますること。」を1号がおよび2 号がを担当する当直課長と3号がおまたび により確認(この条件の成立確認を により確認(この条件の成立確認を により確認(この条件の成立確認を により確認(この条件の成立はする により確認(この条件の成立を 電のいずれかを用いた連携による確 部のいずれかを用いた連携による確 認るから、以下、同じ。)	h : 津波響戦争が発表されない可能性の を 3 章波次への対応 を確認 した場合の対応 ア 当直課長は、1号が、2号が、3号か および 4 号やの循環水がングを停止 (ブラント停止)する。また、4 中央制 (御室から取水路の強が一トを開止する とともに、原子やの冷却操作を実施する。 2 台の潮位計の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5 m以上下降し、その 10 分との 10 かりに 1
設置変更許可申請書【添付書類】 2020.12.2許可	医療権を確認したの低下によるが か、1号及び2を 別比の判断による 1号及び4号が3号及び4号が 1号のうち衛星 1号のうち衛星 1号にか 1 ~ 4号を 1号にか 1 ~ 4号を 1号を 1号を 1号を 1号を 1号を 1号を 1号を 1号を 1号を 1	(4) (3) にて整備する手順により、津波の敷地への 遡上及び水位の低下による海水ボンブへの影響を 防止するが、これに加え、可能な限り早期に津波に 対応するための手順を整備する。具体的には、「発 電所構外において、敷地への遡上及び水位の低下 による海水ボンブへの影響のおそれがある潮位の 変動を観測し、その後、潮位観測システム(防護用) のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以 内に0.5m以上下降すること、又は10分以内に0.5m 以上上昇すること。」を1号及び2号が当直課長と 3号及び4号か当直課長の潮位観測システム(防 護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いた連携
設置変更許可申請書【本文】 2020.12.2許可	224	

社内規定文書	記載内容の概要	る手順の記載 発電所構外において、津波と想定される潮 位の変動を観測した場合の対応について記載	防潮扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び 閉止されていない状態が確認された場合の閉止を実施する手順を整備する	水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室における閉止状態の確認及び 閉止されていない状態が確認された場合の閉
	該当規定文書		・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための 活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所 則 ・第二発電室 事故時操作所 則	・運転管理通達 ・原子力運転業務要網 ・設計基準事象時における原
	記載の考え方		・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実 に実施するために必要な事項は、保安規定 に記載する。	・要求事項及び法令等へ 適合する事項を確実 に実施するために必
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	後、最低潮位から 10 分以内に 0.5 m 以上上昇すること、または 10 分以内 に 0.5 m以上上昇すること、または 10 分以内 位から 10 分以内に 0.5 m以上下降す ること、ならびに発電所構外にあいて、 3 m 上部からの到達、流入およ び取水路、放水路等の経路からの流入 (以下、「敷地への遡上」という。)な らびに水位の低下による海水ポンプへ の影響のカそれがある潮位の変動を観 測し、その後、潮位観測とステム(防護 用)のうち、2 台の潮位計の観測潮位 がいずれも 10 分以内に 0.5 m以上下 解すること、または 10 分以内に 0.5 m以上土昇する上。2 を1号枠おび よびも中枠を担当する当直課長と3 号炉および を超いずれと 10 分以内に 0.5 m以上下 解すること、または 10 分以内に 0.5 m以上上昇すること。1を1号体および 2 号炉を担当する当直課長と3 号炉および たびに水位の低下による海水ポンプへ (国定)力よび時に)の当の第電電 電影(津波防護用)の当ち衛星電 電影(上いう。保安電話 (国定)力よび適転指令装置のいずれ かを用いた連携による確認を含む。以 下、同じ。) という。保安電話(携帯)、保安電話 (国定)力よび適転指令装置のいずれ かを用いた連携による確認を含む。以 下、同じ。) が選が上は側による確認を含む。以 下、同じ。) が 電所構みの観測剤位が欠測した場合の 対応 環のの電源系および制御系に異常がないこ と確認する。 はの際果状状の監視を裏間がない。 とを確認する。 当直課長は、速やかにゲート落下機構 の電源系および制御系に異常がないこ とを確認する。 はの露来状況の監視を主施する。 はの確認するとがなら長は、 来電所構みの放出して海上、 減の 水路防剤が一トの外側に存在し、かつ 漂流物になるかそれのある車両につい で津波の影響を受けない場雷を ま施する。	C.防潮扉の閉止状態の管理 防潮扉については、原則閉止運用とし、 当直謀長は、中央制御室において防潮扉 の閉止状態の確認を行う。また、台瀬 室) 長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作お よび閉止されていない状態が確認された 場合の閉止操作を行う。	a.水密扉の閉止状態の管理 1号炉および2号炉について、当直課 長は、A中央制御室において水密扉監視
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	(1 - 4 号が循環水ボンブ (上) 中央制御室からの取水 施する手順を整備し、的確 おいて、津波と稳定される 場合は、ゲート落下機構の 備し、的確に実施する。	(5) 防潮庫については、原則閉運用とするが、開放後の確実な閉止操作、3号及び4号炉中央制御室における閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順に基づき、的確に実施する。	(<u>6</u>) 水密扉については、開放後の確実な閉止操作、 中央制御室における閉止状態の確認及び閉止され ていない状態が確認された場合の閉止を実施する
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	325		

社内規定文書	記載内容の概要	止を実施する手順を整備する。	構内輸送・荷役作業時に地震又は津波が発生した場合の対応について記載。	構内輸送・荷役作業時の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応について 記載。
	該当規定文書	子炉施設の保全のための 活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所 則 ・第二発電室 事故時操作所 則 ・一般防災業務所達	・原子力発電所使用済燃料輸送要網 ・原子力発電所放射線・化学 管理業務要網 ・原子燃料管理業務所則 ・原子燃料管理業務所則 ・放射基準軍業時にあける原 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための 活動に関する所達	
(方針	記載の考え方	要な事項は、保安規定に記載する	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実 に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。	
原子炉施設保安規定記載方針		設備の警報監視により、水密庫の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。3号がおよび4号がこいて、当直譲長、8中央制御室において水密庫監視設備の警報監視により、水密庫の閉止状態の確認さよび閉止操作を行う。また、各課(室)長は、水密庫開放後の確実体制上操作を行う。また、各課(室)長は、水密庫開放後の確実体制に操作あまび閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	e・飛電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応 (b) 原子燃料課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する指置を実施する。 (c) 放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、連波警報等が発表された場合、 可し、連波警報等が発表された場合、 有役作業を中断し、陸側作業員および 商役作業を中断し、陸側作業員および 高後がの迅速に関する指置ならがに場合、	(4) 原子燃料課長および放射線管理課長 は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 第電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応 (b) 原子燃料課長および放射線管理課長 は、緊急離岸する船側と退避状況に関する 高級連絡を行う。 1 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応 あったいて津波と想定される別値を開発の対応 す 原子燃料課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する指置を実施するとともに、係留強化する船側と情報運移を行う。 なが 荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する船側と情報運移を行う。 なか、荷役作業中財、発電電をしてに、係留強化する船側と情報運移を行う。 なか、荷役作業中財、発電電からびに漂流物化防止対策を実施するとともに、係留強化する船側と情報運移を行う。 なか、荷役作業中間、陸側作業制は、松料等輸送船が荷名とともに、係留強化する船側と情報運移を行う。 なか、荷役作業中間、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施対の出りがの場合、緊急離岸を行う。なか、荷役作業を中断し、特別等電温を行う。なか、荷役作業やの観測を実施する。 本科等輸送船が荷役中以外の場合、緊急離岸を行う。 なが、荷役中は大力を制度を運動し情報、連絡を行う。なか、荷役作業中間、発電所構外における潮位の観測を実施する。
設置変更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	手順を整備し、的確に実施する。	(了) 燃料等輪送船に関し、津波警報等が発表された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輪送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。一方、津波警報等が発表されず、かつ、荷役中に発電所構外にて、溝波と想定される潮位の変動を観り、一般間作業員及び輸送物を退避させるともに、係留強化する船側と情報連絡を行う手順を整備し、係留強化する船側と情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。また、荷役中以外に、発電所構外にて津波と視定される潮位の変動を観	測した場合において、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を整備し、的確に実施する。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可			326

社内規定文書	記載内容の概要	津波襲来時に津波監視カメラ及び潮位計による状況監視の手順の記載。	津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備、津波影響軽減施設に対して施設管理、点 (備、津波影響軽減施設に対して施設管理、点 検の実施及び補修の実施の記載。	教育・訓練を実施する旨を記載・津波防護の運用管理および津波発生時における車両退避に関する教育訓練を定期的に実施することを記載。・津波防護に係る手順に関する教育並びに津波防護に係る手順に関する教育を定期的に実施することを記載。教育を定期的に実施することを記載。
	該当規定文書	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原子が施設の保全のための 活動に関する所達 ・第一発電室 事故時操作所 則 則 ・第二発電室 事故時操作所 則	・運転管理通達 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための 活動に関する所達 ・保修業務所則 ・土木建築業務所則	・運転管理通達 ・原子力運転業務要綱 ・設計基準事象時における原 子炉施設の保全のための 活動に関する所達
方針	記載の考え方	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項に変要な事項は、保安規定に記載する。	・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実 に実施するために必要な事項は、保安規定 に記載する。
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	 ・・発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応 (申) 当直課長は、津波監視カメラおよび 期位計による津波の襲来状況の監視を表された場合の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	j・施設管理、点検 台課(室)長は、津波的護施設、浸水防 上設備、津波監視設備および津波影響軽 減施設の要求機能を維持するため、施設 管理計画に基づき適切に施設管理、点検 を実施するとともに、必要に応じ補修を	5.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、 津波防護の運用管理に関する教育訓練 を定期的に実施する。また、 <mark>安全・防災 室長は、全所員に対して、津波報生時 における車両退避等の訓練を定期的に 実施する。 発生時の運転操作等に関する教育訓練 を定期的に実施する。 発生時の運転操作等に関する教育訓練 を定期的に実施する。 (3) 各課(室)長は、各課員に対して、津波監 私設防護施設、浸水防止設備、津淡監 根設储および特重施設の代替設備に対 して基準津波高さを一定程度超える津 波を想定した津波高さを一定程度超える津 波を想定した津波高さを一定程度超える津 波を想定した津波高さを一度程度超える津 法を組持するための設備の施設管理、 点検に関する教育訓練を定期的に実施 する。</mark>
設置变更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	(8) 津波監視カメラ及び潮位計による津波の襲来状況の監視に係る運用手順を整備し、的確に実施する。	(g) 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及 び津波影響軽減施設並びに基準津波を一定程度超 える津波に対する浸水対策については、各施設及 び設備に要求される機能を維持するため、適切な 施設管理を行うとともに、故障時においては補修 を行う。	(10) 津波防護に係る手順に関する教育並びに津波 防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影 響軽減施設並びに基準津波を一定程度超える津波 に対する浸水対策の施設管理に関する教育を定期 的に実施する。
設置変更許可申請書【本文】 2020.12.2許可				

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文+添付書類八) 【1.7 竜巻防護に関する基本方針】

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文+添付書類八) 【1.7 竜巻防護に関する基本方針】

社内規定文書	記載内容の概要	竜巻発生後の対応について、排気筒の損傷時の対応について、排気筒の損傷時の対応について記載。
社内共	該当規定文書	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
記載方針	記載の考え方	・ 要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	f . 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の 処置 (a) 当直課長は、3号かおよび4号が格納容器 対出のたが1ばすみやかに放出を停止する。 (b) 原子が振りをからなり4号が格納容器 か容器排気筒に損傷を発見した場合、50急補 修を行う。 (c) 当直課長は、3号がおよび4号が格納容器 非気筒の補修が困難な場合、ブラント停止操 作を行う。 (d) 土木建築課長は、取水路防潮ゲートに損傷 を発見した場合、安全機能回復の応急処置を 行う。 (e) 電気保修課長のよび計数保修課長は、潮位 観測システム(防護用)に損傷を発見した場合 (f) 当直課長は、取水路防潮ゲートに損傷 合は、安全機能回復の応急処置を行う。 (f) 当直課長は、取水路防湖ゲートに損傷 合は、安全機能回復の応急処置を行う。 (f) 当直課長は、取水路防湖ゲートまたは潮位 観測システム(防護用)に損傷を発見した場合 (f) 当直課長は、取水路防湖ゲートまたは適位 軽加ラステム(防護用)の安全機能回復が困 難な場合、ブラント停止操作を行う。
設置变更許可申請書【添付書類】	2020.12.2許可	1.7.2 手順等 10) 着きの曝来後、取水路的潮ゲート又は潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合の指置について、取水路的潮ゲートの駆動機構及は潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合、安全機能回復の応急処置を行う手順等を整備し、的確に実施する。また、応急処置が困難と判断された場合にはブラントを停止する手順等を整備し、的確に実施する。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容(本文 十号 + 添付書類 十) 【5.1重大事故等対策】

社内規定文書	記載内容の概要	・大津波警報が発令された場合、原則として取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止および冷却操作を行う手順 子津波警報が発令された場合、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による連波の継続監視を行う手順 ・ 原子炉の停止および冷却操作を行う手順、 原子炉の停止および冷却操作を行う手順、 よび水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、所員の高白への避難および水密扇側指を行い、津波監防湖が一トの閉止判断基準等を確認した場合、所員の高白への避難および水密南側間にを行い、津波監視カメラ水を配剛側計を行い、津波監視カメラオを印刷の間上を行い、津波監視カメラボの手順
	該当規定文書	· 運転管理通達 · 原子光通數 · 第一発電室 事故時操 作所則 · 第二発電室 事故時操 · 所則 · S A 所達
5金十	記載の考え方	・設置変更許可本文記載 事項は、保安規定に記 載
原子炉施設保安規定記載方針	記載すべき内容	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に 係る実施基準(第18条の5および第18 %の6関連) 本「実施基準」は、重大事故等務性時末た は大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持 る。また、重大事故等の形について成め を、また、重大事故等のの発生時よびが入のの に必要な措置の運用手順等を、表・1から 表・19に、APC等による大規模損壊発生 時にが要な措置の運用手順等を、表・1から 表・19に、APC等による大規模損壊発生 時にが要な措置の運用手順等を、表・1から 表・19に、APC等による大規模損壊発生 時にかりる。また、重大事故等の発生のでのが 事になりる。 の詳細を使用した運用手順および運 の詳細な内容等については、社内標準 にある。 を3か、重大事故を引き起こす可能性が あるかを考慮して、設備の安全機能の維持 ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ 横弾に定める すらびに事故の未然防止対策をあらかじめ 横弾に定める を3か、部、事象を確認した時点で のまの対ができる体制なよび第をあらかじめ 構造に定める ま前の対応ができる体制なよび第子やの冷却操 ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ を3かを考慮して、設備の安全機能の維持 ならびに事故の未然防止対策をあらかでめ は準に定める まずいが密慮の閉止をよび第子やの冷却操 を行う手順、また、所員の高台への避難 また、所員の高台になる。 ただ、以下の場合はその限りてはない。 ただ、以下の場合はその限りてはない。 ただ、以下の場合はその限りてはない。 ただし、以下の場合はその限りてはない。 なよび然密師の閉止を行い、洋波監視 の時間経過で、大津波警報が見直された場 の時間経過で、大津波警報が見直された場 の時間経過で、大津波警報が見直をよび第合体に対象であった場合 の時間経過で、大津波警報が見直をなった場合 の時間経過で、大津波警報が見上をの事とが係 をの冷却操作を行う手順、また、所員の高合 の冷却操作を行う手順、また、所員の高 の冷却操作を行う手順、また、所員の高 の冷却操作を行う手順、また、所員の高 の冷却操作を行う手順、また、所員の高 の冷却操作を行う手順、また、所員の高 の冷却操作を行う手順、また、所員の高 の冷却操作を行う手順、また、所見の高 の冷却操作を行う手順を社内標準に定める。
設置変更許可申請書【添付書類十】	2020.12.2許可	5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置 を実施するために必要な技術的能力 5.14 手順書の整備 (4) 手順書の整備 (1) 手順書の整備 (2) 手順書の整備 (3) 大津波警報が発表された場合、原則として循 環水ボンブを停止、原子やの冷却操作を行う 護用)のうち、2台の潮位計の観測潮位が11ずれ も10分以内に0.5m以上上解すること、又は 位から10分以内に0.5m以上上解すること、又は 位から10分以内に0.5m以上上解すること、又は 位から10分以内に0.5m以上上解すること、这付 (2) 以内に0.5m以上上解すること、並びに 整備有る。また、「潮位観測システム(防 護用)のうち、2台の潮位計の観測潮位が11ずれ も10分以内に0.5m以上上解すること、並びに 整電所構かにあいて、過上波の地上部のの が成計の観測を入まる、の多供成立の確認を をのあそれがある潮位の変動を観測し、その 後、潮位観測システム(防護用)を用いた 関立にが住の低下による海水ボンゴへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その (2) は下降すること、又は10分以内に0.5m以上上解す等を確認し、 基準機により確認(以下、この条件成立の確認を 「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、所 連携により確認(以下、この条件成立の確認を 「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、所 通ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、所 資の高台への避難及び水密扉の閉止を行い、津 波監視カメラ及び潮位計による津波の継続監 利を行う手順を整備する。
設置変更許可申請書【本文】	2020.12.2許可	ハ・重大事故に至るおそれがある事故(運転時の 異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は 事大調を過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は 事故に対処するために必要な施設及び体制並 びに発生すると想定される事故の程度及び影響 の評価を行うために設定した条件及びその評価 の辞価を行うために設定した条件及びその評価 の評価を行うために設定した条件及びその評価 の事価を行うために必要な技術的能力 (1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置 を実施するために必要な技術的能力 の整備 (a-6) 前兆事象として把握ができるか、重大事故 を引き起こす可能性があるかを考慮して、設 備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策 をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認 した時点で事前の対応ができる体制及び手順 をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認 した時点で事前の対応ができる体制及び手順 をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認 した時点で事前の対応ができる体制及び手順 をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認 した時点で事前の対応ができるが、重大事故 の争止及び冷却操作を行う手順を整備する。

上流文書(設計及び工事計画)から保安規定への記載方針 【津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応】

関西電力株式会社

基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理

1.本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。

2. 運用要求事項の抽出方法及びその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び説明書をそれぞれに対して以下のステップで実施した。

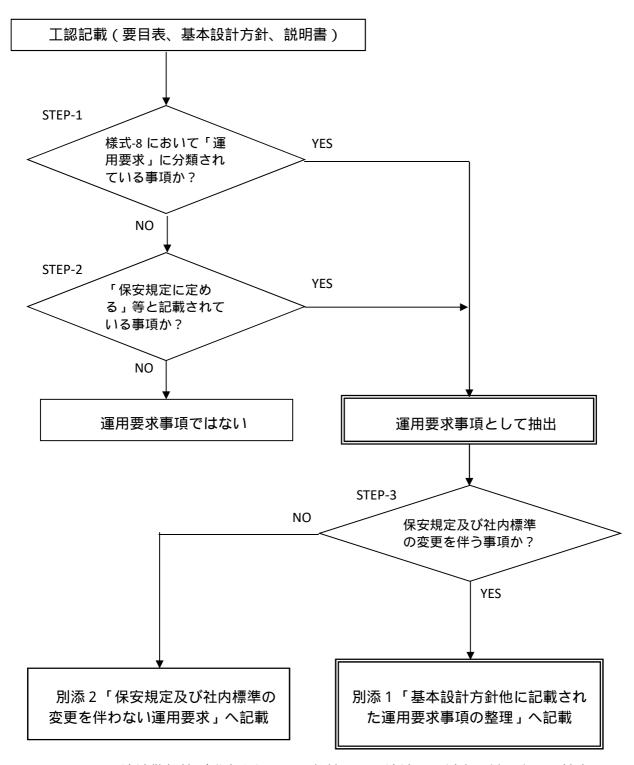
(1)運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び説明書における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図1に示す。

- Step1 ¹:基本設計方針について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に規定する「様式 8」 ²にて逐条的に整理された基本設計方針を要求種別「運用要求」「機能要求」「設置要求」「評価要求」「定義」「冒頭宣言」に分類し、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。
- Step2 ¹: Step1 にて抽出の対象とならなかった、要目表及び説明書において「保安規定に定める」「管理する」「運用する」と記載され、かつ設計所管が運用と定める事項であると判断した箇所の抽出を行う。
- Step3 : 今回の変更(補正含む)申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更(補正含む)申請の前後で、保安規定及び社内標準の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。
 - 1 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更を抽出
 - 2 様式 8:基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、社内標準 名及び社内標準の具体的記載案を整理した。

結果については、別添1「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」にまとめた。なお、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応として、別添2「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」に整理するものはない。



津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更を抽出。

図1 運用要求事項抽出フロー

3.「基本設計方針他に記載された運用要求事項の整理」フォーマットの説明

項目	記載内容
基本設計方針	「 <u>青字(青下線)</u> 」により、定めるべき運用事項の内容について保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。「 <u>緑字(緑下線)</u> 」により、定めるべき運用事項の内容について関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。「様式条文」にて様式-8における技術基準規則条文を示す。「施設区分」にて工事計画変更認可申請書における「施設区分」を示す。
説明書	「青字(青下線)」により、定めるべき運用事項の内容について保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 「緑字(緑下線)」により、定めるべき運用事項の内容について関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 説明書番号/記載ページにて工事計画変更認可申請書(説明書)における説明書番号及び記載ページを示す。
保安規定(内容)	「 <u>黒字(赤下線</u>)」により、本申請での変更箇所を明確にする。
保安規定 (備考)	「保安規定(内容)」の補足説明を記載する。
社内標準	該当する社内規定文書名(2 次文書等)を記載する。
社内標準における具体的 記載案	社内標準における具体的記載案を記載する。

	社内標準における具体的記載案	(18) 事業等等時における原子が施設の保全のための活 第2 編 設計基準事象時における原子が施設の保全のた 第2 編 設計基準事象時における原子が施設の保全のた 2 を
241	3次 文書 発電所大	設事も子のと動る策争となった。 第章機計 第章機 計事を 一番を 一番を 一番を 一番を 二番を 二番 一番 日本
社内標準	33次(海營費)	
	2 文	御 授 編 授
	華	
保安規定記載方針		が然んで 5 薄淡 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
***************************************	說明書記載	2.1. 例表現的中の基本方針 の影響時間 つい影響時間 つい影響性の過速が成化(外野的 に対数性への過水の間) と、カンは対象等の経路からの津波の流 スクの間をはないの間がは大変 関連対象がませたがの間がは大変 関連対象がませたが、対象等等が経過で の場があった。 のの海流の可能性のある経路につなかる海水が の間の等の構造に基づく許容準波形とに設整 のからの海流高さを比較するにしまり、洋波 のの海流高さを比較するにしまり、洋波 のの海流高さを比較するにしまり、洋波 のは、対象のの海流高さを比較するにしまり、洋波 のは、対象の海流によって、中で海域が高速 のの海流の海流によって、対象のが正対 は、大きなの音楽になって、一部がの流入の可能性の有無を評価する。、第2人の可能性の対象に対して、一部が10年間が10年に対する。 対象の流入の可能性に対すが、大きの関係に対する。 対象の対象が20年では、一部のの海流の流入の可能性の有無を呼ばある。 一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一
	説明書番号//	今 9 1-6
「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」 基本設計方針	基本设計方針	
別添1	施設区分	8 6 8 6 6 6 7 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	樣式条文	無 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

	社内標準における具体的記載楽	護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いた連携に 重り収水路防滑ケートの開出断鼻棒等を構認する。 原子を手動トリップさせる。 8年分を手動トリップさせる。 8年次を手動トリップさせる。 8年次制御室から3・4 6機のコニット停止および循環状状ンプの中上を確認する。 可の収水路防潮ケート機械式用(電磁式用)遠隔操作館で全 可の水路防潮ケート機械式用(電磁式用)遠隔操作館で全 可の水路防潮ケート機械式用(電磁式用)遠隔操作館で全 可の水路防潮ケート機械式用(電磁式用)遠隔操作館で全 可の水路防潮ケート機械式用(電磁式用)違隔操作館で全 可の水路防潮ケート機械式用(電磁式用)違隔操作館で全 での水路防湖ケートが開止したことを8中央制御室に連 第する。 原子かの冷却操作を実施する。 1、第二発電室 事故時操作所則1人4.5 地震・津波) A 中央制御室に迎水路防湖ケートの間隔を 所子をの今地操作を実施する。 1、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4	(第一発電室 事故時操作所則1(A-5 地震・連波) の1747かに大準液響の光光とする地震により、福井県との地域 の1747かに大準液機の光線形は大地の中 通転している循環水ボソブを停止する。 1 号機あよび 2 号機 A・8 循環水ボソブの中 1 号機 B・2 で 2 と を B と B と B と B と B と B と B と B と B と
	3次 女職 (無間形)		张客 十十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
操製 区	3次 大学		原過% 下需要 上業 業 新 新 朝 新
,	公司 次十二年 (金)		連 (基) (基) (基) (基)
			275 189
	備老		
保安摄定配戴方針	ネスペルと こうがん 大谷谷		5 津波 5 ・ 4 年間書の整備 5 ・ 4 年間書の整備 5 ・ 4 年間書の整備 5 ・ 4 年間書の整備を 7 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 2 ・ 3 ・ 3 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 4 ・ 4
	条籍文号		液火部火糧然 4年万 4日の全事条系条の1のよーの20分割が近山等 次 4番 8 の 1 乗 9 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
# = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	说明書記載		2.15 入力達成記書的要本方針 2.15 人力達成による津液防護対象に 2.15 人力達成による津液防護対象に (4) 水位数目に付出なれて入び津減の二 事故等的工名。 影響的工名。 影響的工名。 影響的工名。 一定会別が大力等の別が性 海水ボンブについては、海水ボンブ盤の入 力達波の下降間を形成が、海水ボンブの現が可 能水位を上口ることにより、取水糖能が保持 できる設計とする。 大連波響板が発表された場合、当党場時に あける海水ボンブの現水庫を確保するため。 に即な路防滅ケートを関止する範囲を保 利定に定めて管理する。また、現水路防滅安 地震的上期極極に対する。また、現水路防瀬安 地震が成か上の月の子がドルップし、 の、観光が防滅が一トを関止する範囲を保 は電波がボンブの現水庫を確保するため。 における海水ボンブの現水庫を確保する。 は、 施園がボンブの現水庫を確保する。 は、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の
	説明書番号		% - 1 - 8 - 1 - 8 - 2 - 2 - 2 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3
「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」 ************************************	基本設計方針		1・5・違波防護対策 は、大位整動に行動が進入の重大事故等に対処するため に必要な機能のび重大事故等に対してよる 海水ガンブ等の取水性 海水ガンブ等の取水性 (a)海水ガン、海水ボンブ室前の入力津波の 下解晶がなが、海水ボンブの取水間を上のること により、即水機形が保持できる設計とする。そのため、 流防護施設として、即水路防湖ゲート及び湖位観湖シス が防護がとして、即水路防湖ゲート及び湖位観湖シス ・の護期 トを設置する設計とする。 ・の護期 トを設置する設計とする。 ・の護期 トを設置する設計に定りを直接をしているため、 ・の護期 トを関連する。 ・の護期 トを関連を発表すれた場合。 高湖水ボンブ室及び海水ボンブの取水量を確保するため、 原場における海水ボンブの取水量を確保するため、 原場における海水ボンブの取水量を確保するため、 海水ボンブと停止(フラント停止)、取水路防湖ゲートの駅上半断基準を確認した場合。 海水ボンブと停止(フラント停止)、取水路防湖ゲートの駅上半断基準を確認した場合。 海水ボンブについては、消液による海水ボンブ室的の状立を可能を変動に対してが、トリッブ、かつ津液整 を 法時における海水ボンゴの取水量を確保するため、 財とする。 本株表に送りに対しては、引きな時における海水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する の取水量を確保するため、原則、循環水が、 の取水量を確保するため、原則、循環水が、 の取水量を確保するため、原則、循環水が、 の取水量を確保するため、原則、循環水が、 の取水量を確保するため、原則、循環水体である を通路を存扱に正めて高速度を対しまする。 の取水量を確保するため、原則、循環水ボンブを停止する
別添1	施設区分		8-8- 招 澎灣 光
}	様式条文		総 98 (後鮮)
	藜		out C

	社内標準における 具体的記載案	A 中央制御室へユニット停止および循環水ボンブ停止 房子の連絡を行う。 高子の連絡を行う。 (第一発電空が到療作を実施する。 (第一発電室 事故時操作所則 ((A-5 地震・準波) (第二接電室 事故時操作所則 ((A-5 地震・準波) 地震加速度高により原子がトリップし、かつ発電所を含む域に津波警報等が発表された場合に循環水ボン 含む地域に津波警報等が発表された場合に循環水ボン 方を停止する操作手順の記載。	(設計 基準事務時における原子が施設の保全のための活動に関する所護 1 編集 全級事項 1 編集、対応設備の確保及び定期的な評 1 海流機 4 線 4 が 対応設備の確保及び定期的な評 1 (1 / 1 / 1) 東波酸 4 線 4 線 4 線 4 線 4 線 4 線 4 線 4 線 4 線 4	「投影者等等時における原子が施設の保全のための第2編。投計基準事態時における原子が施設の保全のための活動であるが活動である。 東京 東京教生時における発電用原子が施設の保全のための活動 (1) 彩電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応手順 高・当直課長は、原引がを停止させ、中央制御室から取水路が割ケーを割止するととに、原子がのがありがある。また、原子がを停止するととに、原子がのがありません。中には、原子がのが水路が割ケートを割止するととに、原子がのが水路が割ケートを割止するととに、原子がのが水路が割ケートを割止するととに、原子がのが水路が割ケートを割出するととに、原子がのが水路が割ケートを割出するととに、原子がのが水路が割ケートを割出するととに、原子がのが水路が割ケートを割出するととに、原子がのが、水路が割ケートを割出するととに、原子がの。
	3次 文書 (発電所大)		設事お子のた動る計場は存保なほかに所有条件の施全の関係と 事時で施定の領法の 準に原設の活す	設事中七子のた動る 第室時間 第室時間 第二十八十分では割る 第三十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八
サム 標準	3次人 文章 (要繼續)		原運移 子虎歌 七業館	原運統 子虛蝦 七業館
	2 文册		迎 州 場	御
	備老			
保安規定記載方針	为容	観視システム(的護用)のうち衛星電話(津 遊防護用)を用いた連携により確認(この 条件の成立確認を「取水館防御ケーローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	5 . 準数 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波 等の重加有管理に割する数量制線を定期的 (1) を取り (1) を取り (2) 本 ・	5 津級 (1) 各課(室) 長(当直環長を除く。)は、津 (3) 各課(室) 長(当直環長を除く。)は、津 (3) 海根における第ラケ船的の発金のため の活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準 に定める。 (1) 一直選馬は、原則として「号炉、2号炉、3号がおよび4号炉の循環水ボンブを停止 (ブラント停止)です。また、A中央制御室 (ブラント停止)です。また、A中央側側室 (ブラント停止)です。また、A中央側側室 (ブラント停止)です。また、A中央側側室 (ブラント停止)です。また、A中央側側室 (ブラント停止)です。また、A中央側側室 (ブラント停止)で、東京の冷却線化を実施する。 ただし、以下の場合はその限りではない。 ア 大津波警報が接続するかに場合 イ 遠方で発生した地震には、到達するよって、 時間経過で、入津波警報が見直された場合 時間経過で、大津波警報が見直された場合
	条籍文号		※火部火糧	深火部火響然お有ス時応る基1第条第条の1件災益」等災よ毒発のに実準8m~2~次13~3~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
# 日 20	1.6.9月書記載		翼科2、2、1 耐津液設計の基本方針 の影響評価 の影響評価 (4) 水位数制に付きの準数的護数者 が対立影響による重要な安全機能のの影響 政時数との工業的な影響による通数の工 が開放の工業の主要な機能のの影響 政権時に対して、取水口が回動には、 利用が、対して、取水口が回動には、 が開放して、取水口が回動には、かいのの をする。水位変動に伴うめの移動・推 利用が、対して、取水口が回動には、かいのがなく がは海水が、イエの通水性が確保できる設計 とする。 大空量が、イエンの通水性が確保できる設計 によるものを用いる設計とで、海水水が フルインは、即水時に浮数砂が軸受に混入 した場合にあいても、路水が、プロ軸吸で部 に、海球のコルイムでの 関係が対しては、海球の流入に対して、西水水が フルインを が対しては、海球の流入に対して取り 海流物になりには、海水が、 が、対しては、海球の流入に対して取り、 海流物に対しては、海球の流入に対して、海水水が が、対しては、海球の流入に対して取り、 海球がある。可能性のある間に、 が、対しては、海球が高い、 海球が流がしては、海球の指して、 海球ががに対しては、海球が出り、 が物である可能性のある間に、 が物である可能性のある間に、 が物がが、プロの問事が生に、第2水が水がく 海水が、プロの問事が生に、第2水が水が を3の形が流がには、第2が形が を4のを 11、2012年を 2018年の 2018年 第3次が10、2018年を 2018年の 2018年 第3次が10、2018年を 2018年の 2018年 第3次が10、2018年 第4次が、プロの問事が生に、第2次が水準に を4のを 3と 2018年の 2018年の 2018年 を50、2018年 を50、2018年 第4次が、プロの問事が生に、第二次が大のが を50、2018年 第4次が、プロの問事が生に、第二次が大の対象を 第4次が、プロの関連が生に、第二次が大の対象を を50、2018年 を50、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30、30	2.1.5 人力達成日本 2.1 同様 2.2 1 同様 2.2 2 1 回 2.2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	説明書番号 / リアリア / シア 記載ページ		- 1-9 1-9	游 2-2- 1-6
「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」 基本設計方針	基本設計方針		- は て水ン 合る量砂計 るなブボ室な	1.5 清波防護(1) (4) 明防護(1) (b) 町水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(中路) (中) 町水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(中路) (中部) (中) 町水路、放水路等の経路からの海波の流入防止(中部) (中) 町水路、流入する可能性のある経路がある場合は、海波防護と構成の大地が開放が関係を除った。では回する津屋又は区面並びに海水がンブ室及び海水タンタの、津渡防線を開放して一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
別添1	施設区分		8-8-25-25-25-25-25-25-25-25-25-25-25-25-25-	8-5 演 水巧醇 所配
	樣式条文		«₩ (<u>%</u> »ж ()	84 25 (

	社内標準における 具体的記載案	
	3次 文職 (報輯所大)	
4 基 型	3次 文章 (要細類)	
	2次本	
	備考	
保安規定記載方針	松	11
	条番文号	の4-0 である である である である である である である である である である
和田袋	說明書記載	藤する。 「
	説明書番号 / / / / / / / / / / / ジョン・	
「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」 基本設計方針	基本设計方針	高。 3 (も)において、外郭防護として設置する津波 防護施設及び海水防止設備については、台地売の入力弾 波に対し、設計上の裕度を考慮する。
別添1	施設区分	
	様式条文	

_			
	社内標準における具体的記載案	係者に連絡することを記録。 ・ (海底地すべいによる連級発生を検知した場合 > 1 号かおよび、2号かを担当する当直環長の3号が動制ンテム(防 題用 りのうち衛星電話(連続の海ば用)を用いた連続により取水路防瀬ケートの開止判断基準等を確認する。 原子がを手助トリップを停止する。 原子がを手助トリップを停止する。 原子がを手助トリップを停止する。 原子がを手助トリップを停止する。 原子がを手助トリップを停止する。 原子がを手助トリップを停止する。 原子がを手助トリップを停止する。 原子がを手助トリップを停止する。 原子が経防滅がポンプ停止を確認する。 A 中央制御室へコニット停止および循環水ボンブ停止 完了の建路を行う。	活動に関する所達します。 (18年) 日本のの活動に関する所達します。 (18年) 日本のの活動に関する所達します。 (18年) 日本のの活動の保護と関するのでは、 (18年) 日本のの活動によりする発電用原子や施設の保全のための活動をのがある。 (18年) 日本のの活動によりませい。 (18年) 日本のの活動によりませい。 (18年) 日本ののでは、 (18年) 日本ののがに、 (18年) 日本ののがに、 (18年) 日本ののがに、 (18年) 日本ののがに、 (18年) 日本のでは、 (18年) 日本ののがに、 (18年) 日本のでは、
	3次 文書 (発電所大)		説事お子のた動る第室時間第室所計象庁が内閣・計場は、「理解の発生所」を発生に、「理解」に関係は、「注解」に関係を施全の関連、発事件、主義、発表は、表現は、表現は、表現は、表現は、表現は、表現は、表現は、
社内標準	3次 文章 要網類) (3		原温器 子花翻 大花翻 大花画 で 変 回 正 の で 回 で で で で で で で で で で で で で で で で で
	2次 大学 (環)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			and the
	備考		
保安規定記載方針	内容		5 津級 5 ・
	条番女品		郊火部火響然お有ス時応る基1第条第条の1のよーの2付対 仏
前明書	3.8.9.9 書記書		2.2 7 3 2 4 2 4 2 2 4 3 2 2 4 3 2 3 2 4 3 3 2 3 3 3 3
	説明書番号 / 記載ページ		· 5.2- 1-8
「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」 基本設計方針	基本82計方針 税		1・5 海波防癌対策 「よる重要な安全機能及の量がは 「による重要な安全機能及の量がは 「こよる重要な安全機能及の量がは 「こよの重要な安全機能及の量がは 「あ来がソン等の町がは 海水ボンブについては、海水ボンブ室前の入力達液の 下級機能が保持できる設計とす。 電場がボンブを取る設計とす。 「高級が大ンブを及び一部が成立可能で ・ 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
別添 1	施設区分		8-5 蘭 音 音 音 音
	様式条文		無 50 () () ()

B 中央制御室から循環水ボンブ停止完了の連絡があれ ば、取水路口防熱ゲートを開止するよう指示する。 全での取水路口防熱ゲートを開止するよう指示する。 事な路防湖ゲートを開止するよう指示する。 取水路防湖ゲートを開止する。 取水路防湖ゲートが開止たことをB中央制御室に連 熱する。 原子かの冷却操作を実施する。 (海底地すべりによる溝炭海柱本体和した場合。 が高度地すべりによる溝炭海柱本体和した場合。 (海底地すべりによる溝炭海柱本体和した場合。 (海底地すべりによる溝炭海柱本体和した場合。 は日本かまび2号かを担当する当直្課長と3号かおよび4号かを担当する当直課長と3号かおよび2号かを担当する当直課長のが配置が3分かよび4号かかまして4号かなない。 原子かを担当する当直課長の第位語別シブトの 原子がを手動下り、プラインを停止する。 原子がを手動下り、プラインを停止する。 高速している循環水ボンブを停止する。 の対応は変かが3十の一位ではである。 の対応はかまする。 原子がを手動下り、プラインを停止する。 原子がを手動下り、プラインを停止する。 原本を手動下り、プラインを停止する。 原本のを主動下が3十の場上が3上が循 現水がスプ停止定了の連絡があれば、取水路防湖ゲートを開止するよう指示する。 取水路が路が第ゲートを開止する。 取水路が路が第ゲートを開止する。 取水路路が第ゲートを開止する。 取水路防端が一トを関止したことをB中央制御室に連 取水路防端が一上を開上する。 (第二発電室 事故時操作所則1(4-5 地震・津波) A 中央制御室に加水路防湖サーの遮隔離にする別 止を依頼するとともに、別止されたことを確認する。 また CW P を停止するとともに原子がを手動ドリップ する。即水路の湖中・門町前に誤鏡と判印した場合 は操作を中止する目を記載。 - 海底はすく以したる海波解生体和した場合と は様にないした。海波解生体和した場合と は様にすべいした。海波解生体和した場合と は P 中かを担当する当直課長と3号かおよ び 4号がを担当する当直課長の類位観測システム(防 題用)のつち衛星館は「津の海原用)を用いた連携に は、10取水路的部グートの関比判断基準等を確認する。 通転している幅数・ボンプを停止する。 循環水ボンブの停止を確認する。 循環水ボンブの停止を確認する。 6個級水ボンブの停止を確認する。 6個級水ボンブの停止を確認する。 6個級水ボンゴの単上を開発を確認する。 6個級水がといいませた。 6個級水がといいませた。 6個級水がといいませた。 6個級水がといいませた。 6個級水がといいませた。 6個級水がといいませた。 6個級水がとから単しを確認する。 6個級水がとの停止を確認する。 6個級水ボンゴの停止を確認する。 6個級水がとから単独にを表現する。 【第一発電室 事故時操作所則】(4-5 地震・津波) 「第二条電室 事故時操作所則】(4-5 地震・津波) 地震加速度高により原子やトリップし、かつ影電所を 合む地域に海波艦報等が発表された場合「循環水水ン 才を停止する機能・再節の記載。 第一部電空 事故時操作所同【4-5 地震・洋波) 第一部電空 事故時操作所同【4-5 地震・洋波) のいずれかに大津波響報が発表された場合> 温底している魔器水が入び存馬はある コニットがトリップしていることを確認する。 1-機および2-5機A・8循環がガンの停止を確認 絡する。 原子炉の冷却操作を実施する。 第二発電室 事故時操作所 第一発電 室 事故 時操作所 則 原子力 運転業 務要綱 運転管 理通達 2分子 備考 保安規定記載方象 公谷 重大事故等対策 ・3 手順書の整備 $\Xi \nu$ 添重故よ規壊に実準(85び86付大等び模対係施 第条お第条関事お大損応る基 1のよ1の(説明書記載 说明書 説明書番号 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理 基本設計方針 別添1 施設区分 様式条文

_			
	社内標準における具体的記載楽	関水路防潮グートが閉止したことを8中央制御室に連 原子を0冷却操作を実施する。 津波監視カメラおよび潮位計による違波の機続監視を 行う。 海や10分割操作を実施するよう所内一斉ページングを 行う。 が火口が立めた第長に対し車両に乗車し高所に避難するようがのよりでよび10分でよりでよりでは、10分でより指示する。 水路電監視設備の警線整する。より指示する。 水路電影視影構のを展送機です。 水路によりによる準波発生を検知した場合。 メ路底地すへりによる準波発生を検知した場合。 1号がおよびよりを自動機を100条を超過する。 1号がおよびよりを対象を加速する。 1号がおよびよりを担当を当直課長の難化器のより 1号がおよびよりを対象を推議の第一を関してある。 第二務電車 種故時操作所則(A-5 地震・連数) (4 号がおよびよりを作を担当する当直線長と3号がおよ 10 号がおよびよりを作を担当を当主を 10 号がおよびよりがとはでは、10 大の手により 10 号がおよびよりが全を 10 号がおよびよりを担当を当 10 号がおよびよりを 10 手がまびからが関係を 10 手がまでの冷却を 10 手がある 10 手がの冷却を 10 手がの冷却を 10 手がの冷却を 10 手がの冷却を 10 手がの冷却を 10 手がの冷却を 10 手がの冷却を 10 手がの冷却を 10 手がの冷却を 10 手があるよりが 10 手があるよりが 10 手があるまとが 10 手があるよりが 10 手があるを 10 手がある。 10 手があると 10 手がある 10	「提計基準事務時における原子炉施設の保全のための 活動に関する所達 1 第 1 編 全級事項 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	3次十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		設事事なす方でのと書書書書を与かけなりのと言うを決めらと自動をの関ビ所を担任の日間と明治を改造を明らなる。
· 根型	T		
**	30000000000000000000000000000000000000		衛 題 原 衛
	2文		海
	備考		
保安相定的數方針	内容	の課権なよび米価値の関ルを行い、津波監 <u>初カメラおよび州位計による津波の総約監</u> 被を行う手順を社内標準に定める。	5. 津波 (1) 安全・防災屋長に、全所員に対して、津波 的に裏施する。また、安全・防災屋長は を所員に対して、津波発生時における車両 10 台線(室)の整備を取りて、津波発生時における車両 (1) 台線(室) 長・道環機を発体(。)は、津 高速機等の影響を正明の原金のため の活動を手がこの形成製の保全のため の活動を手がこの形成製の下とを社内標準 (1) 石線(室) 長・近線電作構力の放水口 単立・防災室長は、発電所構力の放水口 単立・防災室長は、発電所構力の放水口 単立・防災室長は、発電所構力の放水口 (1) 安全・防災変長は、発電所構力の放水口 単立・防災室長は、発電所構力の放水口 (1) 安全・防災変長は、発電所構力の放水口 (1) 京金・防災変長は、発電所構力の放水口 (1) 京金・防災変長は、発電所構力の放水口 (1) 企会・防災変長は、発電所構力の放水口 に存在し、かつ漂流物影をあをそれのある 車両について海波の影響を受けない場所へ は必要動を観測した場合の対応 なっ・防災を展別、大きのかり間 でからが関係を受けない場所へ 可について海波をしまるをものある では、発動性も同等の対応をあをものの影響を でなっり、大きに、発展が構力を与ないが を が関係を受けない場所へ では、発展が関力をとならない措 では、発展が関力を含まれる では、発展が関力を含まれる では、表質が関本をとならない措 を では、表質が関本をとならない に、かつ、 に、かつ、 に、かつ、 は、 を は、かのと を は、かのと を は、かのと を は、かのと を は、かのと は、かのと を は、かのと は、がのと は、が、が、が、が、が、が、が、が、が は、かのと は、かのと は、が、が、が、が、が、が は、かのと は、かのと は、が、が、が、が、が は、かのと は、が、が、が、が は、かのと は、が、が、が、が は、が は、かのと は、が は、が は、が は、が は、が は、が は、が は、が
	条籍文号		深火部火響然お有ス時応る基-第条第条の1のよ1の2付災途山等災よ毒発のに実準60円実業60円に対した、水の1の2、83び83間2大。影上重2の大生な行所第、8、82第条左第条のつ
# 88.54	說用書記載		資料2・2・1 耐津減配料の基本方針 の影響形面 の影響形面 の影響形面 の影響形面 が成立変配による重要な安全機能及が電火 放立な影響による重要な安全機能のの影響 数等時に対して、関が口影響による海水がノブ等 の機能保持確認 基準減による水位変動に供う砂の影動・推 利用剤水路(1・2号機共用(以下同じ。)) 及び海水がノブラの製作に違うし。) 以海水がノブは、取水口が関離することがなく非 利用剤水路(1・2号機共用(以下同じ。)) 及び海水がノブを設計して、関が口が関離することがなく非 を表現が、フェールでは、海水が、大力を設計した。)) 及び海水がノブを設定がなく非 の大海水がノブは、取水時に浮数砂が輸型に混入 した場合においても、形が水がソブの軸吸密の は水が、フェールでは、海水がブンの は水が、フェールでは、海水がブンの は水が、対象の一次がは、海水がブン には、海球が、フェールでは、海水がブン が対しては、発電がある。 にはなれて、海球の高人に対して取水機能が 深端をなる可能性がある施設・ に、海水がスプへの 第清物に対しては、発電所構ら及び端水準に が地となる可能性のある施理 の、海水がソブへの 第次数が明ないの問塞が生じるこれな、 海水がソブの取水性確保証がに非常用海水路 及び海水が、ソブの取水性確保証がに非常用海水路 及び海水が、ソブの取水性確保証がに非常用海水路 及び海水が、ソブの取水性確保証がに非常用海水路 及び海水が、ソブの取水性確保証がに非常用海水路 をする。また、灌洗粉化させな、原本を設計 とする。また、灌洗粉化させる・原本 車両等にフいては、源流粉化が耳の画用を限 東面音に定めて管理する。
	説明書番号/		/
「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」 ************************************	基本設計方針		1・5 海波防癌なび重大事故等に立文的な影響 「よる重要な安全機能及び重大事故等に立文的な影響 による重要な安全機能及び重大事故等に対して による重要な安全機能及び重大事故等に対して ・ 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3
別添 1	施設区分		8-5 董 新 169
	樣式条文		網 12 8 8 8 (

別添 高浜発電所原子炉施設保安規定記載方針 (津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更箇所抜粋)

(津波防護施設)

- 第68条の2 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、津波防護施設は、表68の2-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 . 津波防護施設が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の 各号を実施する。
 - (1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1日に1回、ゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないこと、ならびに潮位観測システム(防護用)のうち潮位計(潮位検出器、監視 <u>モニタ(モニタ、電源箱、演算装置)を含む。以下、本条において「潮位計」という。)</u>が動作可能であることを確認する。
 - (2) 土木建築課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体 を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、開放している取水路防潮ゲートの外観 点検を行い、動作可能であることを確認する。
 - (3) 電気保修課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体 を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、潮位観測システム(防護用)のうち衛 星電話(津波防護用)(以下、本条において「衛星電話(津波防護用)」という。)の通 話確認を実施する。
- 3.土木建築課長<u>または電気保修課長</u>は、津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直課長に通知する。当直課長は、通知を受けた場合、または津波防護施設が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68の2-2の措置を講じるとともに照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表68の2-1

項目	運転上の制限
	(1) 取水路防潮ゲートが 2 系統 ¹ のゲート落下機構により動 作可能 ² であること
津波防護施設	(2) 潮位計3台が動作可能 3であること
	(3) 衛星電話(津波防護用) 4台 4 5 が動作可能であること

- 1:2系統とは機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート落下機構をいう。
- 2:動作可能とは、遠隔閉止信号により、ゲートが落下できることをいう(外部電源喪失時も含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす(以下、本条において同じ)。
- 3:動作可能とは、監視モニタにて潮位変化量の表示および警報の発信ができることを いう(以下、本条において同じ)。
- 4: 衛星電話(津波防護用)4台とは、A中央制御室およびB中央制御室の各々2台を いう。また、衛星電話(津波防護用)には、衛星電話(固定)と兼用するものをA 中央制御室およびB中央制御室で各々1台含めることができる。
- 5:衛星電話(津波防護用)と兼用する衛星電話(固定)が動作不能時は、第85条 (表85-20)の運転上の制限も確認する。

表68の2-2

A7 14	エキン 10 ラ 1# 四	⇔ ¬□+□□
条件	要求される措置	完了時間
A. 取水路防潮ゲート が2系統未満のゲ	A.1 当直課長は、取水路防潮ゲートを2系統の ゲート落下機構により動作可能な状態に	10日
ート落下機構により動作可能である	復旧する。 および	4.04.00
場合 	A.2 当直課長は、残りの系統のゲート落下機構 の電源系および制御系に異常がないこと を確認する。	4時間 その後 8 時 間に 1 回
B. モード1、2、3 および4において	B.1 当直課長は、モード3にする。 および	1 2 時間
条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B.2 当直課長は、モード5にする。	5 6 時間
C. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵	C.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合 は、照射済燃料の移動を中止する。 および	速やかに
している期間にお いて条件Aの措置 を完了時間内に達	C.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が 低下する操作を全て中止する。 および	速やかに
成できない場合	C.3 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに

表68の2-2(続き)

条 件	要求される措置	完了時間
D. 2 台の潮位計が動作	D.1 当直課長は、3台のうち動作不能となって	速やかに
可能である場合	いる潮位計1台にて取水路防潮ゲートの閉	
	<u>止判断基準に係る潮位変動 ⁶を確認したと</u>	
	<u>みなす。</u>	
	<u>および</u>	
	D.2 当直課長は、動作不能となっている潮位計	<u>速やかに</u>
	を動作可能な状態に復旧する措置を開始す	
	<u>る。</u>	
<u>E. モード1、2、3</u>	E.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計	速やかに
および4において	を動作可能な状態に復旧する措置を開始す	
2台未満の潮位計	<u>3.</u>	
が動作可能である	および	4 0 0 + 00
<u>場合</u>	<u>E.2 当直課長は、モード3にする。</u>	12時間
	<u>および</u>	5 C D+88
	E.3 当直課長は、モード5にする。 サトガ	56時間
		油かかに
	E.4 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止する。	<u>速やかに</u>
	<u>ードを閉止する。</u> および	
	<u>のより </u> E.5 当直課長は、E.2 から E.4 の措置を実施中に	速やかに
	おいて、発電所構外で津波と想定される潮位	<u>Æ 1971 C</u>
	の変動を観測した場合または発電所構外の	
	観測潮位が欠測した場合は、取水路防潮ゲー	
	トを閉止する。	
F. モード5、6およ	F.1 当直課長は、動作不能となっている潮位計	速やかに
び使用済燃料ピッ	を動作可能な状態に復旧する措置を開始す	<u> </u>
トに燃料体を貯蔵	<u> </u>	
している期間にお	およ <u>び</u>	
いて2台未満の潮	 F.2 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合	速やかに
位計が動作可能で	は、照射済燃料の移動を中止する。	
<u>ある場合</u>	<u>および</u>	
	F.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が	<u>速やかに</u>
	低下する操作を全て中止する。	
	<u>および</u>	
	F.4 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行	<u>速やかに</u>
	っている場合は、水抜きを中止する。	
	および	>+ 1) / · ·
	F.5 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止する。	<u>速やかに</u>

表68の2-2(続き)

条件	要求される措置	完了時間
G. モード1、2、3 および4において 4台未満の衛星電	G.1 電気保修課長は、動作不能となっている設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	<u>速やかに ⁷</u>
話(津波防護用) が動作可能である 場合	<u>および</u> G.2 電気保修課長は、代替手段 ⁸ を確保する。	<u>速やかに</u>
H. 条件Gの措置を完 了時間内に達成で きない場合	H.1 電気保修課長は、代替手段以外の通信手段 を確保する。 および	速やかに
	H.2 当直課長は、モード3にする。 および	12時間
	H.3 当直課長は、モード5にする。 および	5 6 時間
	H.4 当直課長は、モード5到達後、取水路防潮ゲートを閉止する。 および	速やかに
	H.5 当直課長は、H.2 から H.4 の措置を実施中に おいて、他方の当直課長と衛星電話(津波 防護用)代替手段および代替手段以外の通 信手段を用いた連携ができない場合は、取 水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに
- モード5、6およ び使用済燃料ピッ トに燃料体を貯蔵 している期間にお	1.1 電気保修課長は、動作不能となっている設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	<u>速やかに ⁷</u>
いて4台未満の衛 星電話(津波防護	1.2 電気保修課長は、代替手段 ⁸ を確保する。 および	速やかに
<u>宝宅間(戸旅内版</u> 用)が動作可能で ある場合	1.3 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合 は、照射済燃料の移動を中止する。 および	<u>速やかに</u>
	1.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が 低下する操作を全て中止する。 および	速やかに
	1.5 当直課長は、1次冷却系の水抜き操作を行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに
	1.6 当直課長は、取水路防潮ゲートを閉止する。	速やかに

- 6: 取水路防潮ゲートの閉止判断基準に係る潮位変動とは、潮位計の観測潮位が 10 分 以内に 0.5 m以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に 0.5 m以上上昇す ること、または 10 分以内に 0.5 m以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内 に 0.5 m以上下降することをいう。
- 7:原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等 により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除 外する。
- 8:保安電話(携帯) 保安電話(固定) 運転指令装置および衛星電話(固定)のいず れかによる通信手段を確保する。

- (予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)
- 第89条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室 室課長、所長室長、所長室課長(総務)技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課 長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」 という。本条において同じ。)を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施す るため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していな いと判断した場合に要求される措置 1を要求される完了時間の範囲内で実施する2。な お、運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。
- 2.各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置 ¹を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ²。
- 3.各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、表89-1で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置 ¹を実施する。
- 4 . 第 1 項、第 2 項および第 3 項の実施については、第 8 8 条第 1 項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。
- 5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項、第2項または第3項に基づく点 検・保修を行う場合、関係課(室)長と協議し実施する。
- 6.第1項、第2項および第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を 点検・保修に対する完了時間の起点とする。
- 7.第1項を実施する場合、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外に移行する前に、運転上の制限外に移行した段階で要求される措置 ³を順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。
- 8.第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第88条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。
- 9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項または第3項の場合において要求 される措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合または第2項の場 合において安全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと 判断する。
- 10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は当直課長に通知する。
- 11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第2項に基づく点検・保修および第3項において、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。
 - 1:措置を定めるにあたっては、確率論的リスク評価等を用いて、措置の有効性を検証する。

- 2:この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。
- 3:点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。

表89-1

関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第68条の2	・取水路防潮ゲート	<u>原子や1基以上がモード1、2、3および4</u> 以外	・発電所構外の観測潮位に <mark>通常の潮汐とは異なる潮位変動や故障を示す指示変動</mark> がないこと、現地の手動操作に必要な資機材が確保されていること、および現地の手動操作によりゲートを落下できる体制が確立されていることを確認する。	<u>点検前 5</u> その後の 8 時間に 1回
第7 0 条	・中央制御室非常用循環系	点検対象号炉の他号炉 4がモード1、2、3、 4および照射済燃料移 動中	・点検対象号炉の他号炉 4の当該系統が動作可能であることを確認する。	点検前 5 その後の10日に1回
第73条	・外部電源	モード1、2、3、4、5、6および使用 ※※※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。	点検前 ⁵ その後の1日に1回
		万然科とットに然料を を貯蔵している期間	・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認 6 する。	点検前 5 点検期間が完了時間 (30日)を超えて点検 を実施する場合は、そ の後の1ヶ月に1回
第85条	・アキュムレータ #F. カント	モード5および6	・余熱除去ポンプが動作可能であることを確認する。	点検前 5 8
(85 - 4 - 2) (85 - 4 - 2 0 2)	・自圧ダング		\(\delta\)	
第85条 (85-12-3)	・使用済燃料ピット水位(広域) ・使用済燃料ピット温度(AM用) ・使用済燃料ピットエリア監視カ メラ(使用済燃料ピットエリア 監視カメラ空冷装置を含む)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	 ・1号炉および2号炉については、使用済燃料ピットの水位が E +31.0 m以上および水温が 65 以下であることを確認する。 ・3号炉および4号炉については、使用済燃料ピットの水位が E +31.40 m以上および水温が 65 以下であることを確認する。 	点検前 5 その後の1週間に1回
第85条 (85-13-1) (85-13-1の2)	・大容量ポンプ(放水砲用)	モード1、2、3、 4、5および6以外	 ・1号炉および2号炉については、使用済燃料ピットの水位が E +31.0 m 以上および水温が 65 以下であることを確認する。 ・3号炉および4号炉については、使用済燃料ピットの水位が E L +31.40 m 以上および水温が 65 以下であることを確認する。 	点検前 5 その後の1週間に1回

点検前⁵ その後の1週間に1回 点検前 5 その後の1週間に1回 点検前 5 その後の1週間に1回 点検前 5 その後の1日に1回 実施頻度 点検前 電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 ・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の ・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認す ・所要の空冷式非常用発電装置が動作可能であることを確認 🤋 す ・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認 §する。 ・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。 ・所要のディーゼル発電機が動作可能であることを確認する。 点検時の措置 4 4 4 4 第89条適用時期 モード1、2、3、 5および6以外 モード1、2、3、 5および6以外 モード1、2、3、 5および6以外 モード1、2、3、 5および6以外 ń モード1、2、3 5 および6以外 ・代替所内電気設備分電盤 · 代替所内電気設備変圧器 空冷式非常用発電装置 点検対象設備 · 蓄電池 (3系統目 ・燃料油貯油そう ・電源車 (85 - 15 - 7) (85 - 15 - 7 Ø 2) (85 - 15 - 3 Ø 2) (85 - 15 - 1002) $(85 - 15 - 4 \Omega 2)$ $(85 - 15 - 6 \, \Omega) \, 2)$ 関連条文 (85 - 15 - 3)(85 - 15 - 1)(85 - 15 - 6)第85条 第85条 第85条 第85条 第85条

表89-1(続き)

表89-1(続き)

関連条文	点検対象設備	第89条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第85条 (85-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位	5시-글	・1号炉および2号炉については、以下の代替パラメータの計装設 備が動作可能であることを確認する。	点検前 5 その後の1日に1回
(85 - 16 - 1002)			<代替パラメータ >	
			・格納容器サンプB広域水位	
			<代替パラメータ >	
			・燃料取替用水タンク水位	
			・復水タンク水位	
			・内部スプレ流量積算	
			・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	
			・原子炉下部キャビティ注水ポンプ出口流量積算	
			・3号炉および4号炉については、以下の代替パラメータの計装設	
			備が動作可能であることを確認する。	
			<代替パラメータ >	
			・格納容器再循環サンプ広域水位	
			<代替パラメータ >	
			・燃料取替用水タンク水位	
			・復水タンク水位	
			・格納容器スプレイ流量積算	
			・恒設代替低圧注水ポンプ出口流量積算	

4:「他号炉」とは、<u>1号炉については2号炉、2号炉については1号炉を、</u>3号炉については4号炉、4号炉については3号炉をいう<u>(以下、本条において同じ</u>)。 5:運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で

完了したものとみなす。

6:「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基7を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第89条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵してい る期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。

7:モード1、2、3および4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。 8:運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 9:動作可能であることを確認」とは、空冷式非常用発電装置1台を起動し動作可能であることを確認する。ただし、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作 可能であることを確認する。

- 附 則(2020年3月30日 平成26原安管通達第3号-22) (施行期日)
- 第 1 条 この通達は、令和2年5月1日以降最初に3号炉または4号炉の発電用原子 炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の 15の検査(施設定期検査)を終了した日から施行する。
- 2. 令和2年4月1日以降、前項中の「第43条の3の15の検査(施設定期検査)」を 「第43条3の16第1項の検査(定期事業者検査)」とする。
- 附 則(2020年10月7日 平成26原安管通達第3号-26) (施行期日)
- 第 1 条 この通達は、2020年10月12日から施行する。
- 2.本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設に関連する規定および特重施設要員の確保に関連する規定(特重施設要員の有毒ガス防護に関連する規定を含む)については、 工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。
 - なお、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づく 使用の承認を受ける場合は当該の承認日以降に適用することとし、それまでの間は従前 の例による。
- 3.本規定施行の際、使用前検査対象の蓄電池(3系統目)に関連する規定については、 工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降 に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

<u>附 則(平成 年 月 日 平成26原安管通達第3号-)</u> (施行期日)

- 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。
- 2.本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定(第3項を除く。)については、原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(ただし、3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等)に係る使用前検査の対象となる規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日、かつ1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日(構外の観測潮位を用いた運用を含む)以降に適用することとし、それまでの間、なお、従前の例による。ただし、上記検査がない設備については構造、強度または漏えいに係る検査終了日以降に適用する。なお、第13条(運転員等の確保)については、2号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間のうち、1号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間のうち、1号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日よでは従前の例により、それ以降は別紙・1による。
- 3.第85条(重大事故等対処設備)のうち、原子炉下部キャビティ水位計に係る規定に ついては、原子炉の運転モード5の期間における使用前検査終了日以降に適用する。
- 4 . 第 3 0 条 (熱流束熱水路係数 ($F_0(Z)$)) における表 3 0 1 のうち 1 号炉および 2 号炉熱流束熱水路係数 $F_0(Z)$ および図 3 0 1 のうち 1 号炉および 2 号炉 K(Z)、第 3 1 条

5.本規定施行の際、使用前事業者検査対象の津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応に関連する規定については、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る全ての工事が完了した時の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日(構外の観測潮位を用いた運用を含む)または3号炉および4号炉の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等)に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日のいずれか遅い日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)

特重施設および特重施設要員に係る規定は、3号炉および4号炉を対象に適用する。

5 津 波

安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

5 . 1 要員の配置

- (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第 121条に定める必要な要員を配置する。

5.2 教育訓練の実施

- (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。<u>また、安全・防災室長は、全所員に対して、津波発生時における</u> 車両退避等の訓練を定期的に実施する。
- (2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。
- (3) 各課(室)長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備 および特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定し た津波高さを考慮した水密性を維持するための設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。

5.3 資機材の配備

各課(室)長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。

5.4 手順書の整備

- (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。
 - a . 水密扉の閉止状態の管理
 - 1号炉および2号炉について、当直課長は、A中央制御室において水密扉監 視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。
 - 3号炉および4号炉について、当直課長は、B中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

また、各課(室)長は、水密扉<u>開放</u>後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

b. 取水路防潮ゲートの管理

当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。

c . 防潮扉の閉止状態の管理

防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防 潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課(室)長は、防潮扉開放後の確実な 閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

d.車両の管理

安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの 外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について、漂流物とならな い管理を実施する。

- e . 発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合の対応
 - (a) 当直課長は、原則として<u>1号炉、2号炉、</u>3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止<u>(プラント停止)</u>する。<u>また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉</u>止するとともに、原子炉の冷却操作を実施する。

ただし、以下の場合はその限りではない。

- ア 大津波警報が誤報であった場合
- イ 遠方で発生した地震に伴う津波であって、発電所を含む地域に、到達する までの時間経過で、大津波警報が見直された場合
- (b) 原子燃料課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合、荷役 作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。
- (c) 放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合、荷 役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置ならびに漂流物 化防止対策を実施する。
- (d) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。
- (e) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。
- (f) 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲートの 外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を受け ない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。
- <u>f.地震加速度高により原子炉がトリップし、かつ発電所を含む地域に津波警報等</u>が発表された場合の対応
 - (a) 当直課長は、原則として1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。
 - (b) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。

- g. 発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合の対応
 - (a) 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。
 - (b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。
 - (c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。
- h.津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応
 - (a) 取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認 した場合の対応
 - ア 当直課長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止 (プラント停止)する。また、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止す るとともに、原子炉の冷却操作を実施する。
 - イ 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を 実施する。
 - :「潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降し、その後、最低潮位から10分以内に0.5m以上上昇すること、または10分以内に0.5m以上上昇し、その後、最高潮位から10分以内に0.5m以上下降すること、ならびに発電所構外において、遡上波の地上部からの到達、流入および取水路、放水路等の経路からの流入(以下、「敷地への遡上」という。)ならびに水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、潮位観測システム(防護用)のうち、2台の潮位計の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、または10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号炉および2号炉を担当する当直課長と3号炉および4号炉を担当する当直課長の潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)を用いた連携により確認(この条件の成立確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認」という。保安電話(携帯)、保安電話(固定)および運転指令装置のいずれかを用いた連携による確認を含む。以下、同じ。)
 - (b) 発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合の対応
 - <u>ア 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がない</u> <u>ことを確認する。</u>
 - イ 当直課長は、津波監視カメラによる津波の襲来状況の監視を実施する。
 - ウ 土木建築課長は、取水路防潮ゲート保守作業の中断に係る措置を行う。また、発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。
 - 工 安全・防災室長は、発電所構内の放水口側防潮堤および取水路防潮ゲート の外側に存在し、かつ漂流物になるおそれのある車両について津波の影響を 受けない場所へ退避することにより漂流物とならない措置を実施する。また、 発電所構外の観測潮位欠測時も同等の対応を実施する。

- オ 原子燃料課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側 作業員および輸送物の退避に関する措置を実施するとともに、係留強化する 船側と情報連絡を行う。
- 力 放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中の場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置ならびに漂流物化防止対策を実施するとともに、係留強化する船側と情報連絡を行う。なお、荷役作業中は、発電所構外における潮位の観測を実施する。
- <u>+ 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船が荷役中以外の場合、</u> 緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。
- (c) 動作可能な潮位計が2台未満となった場合の対応
 - ア 当直課長は、発電所構外の観測潮位による津波の襲来状況の監視を行う。 イ 安全・防災室長は、作業の中断、所員と車両の退避に係る措置を実施する。
- i.津波発生時の原子炉施設への影響確認

各課(室)長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合または取水 路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損 傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告す る。

j.施設管理、点検

各課(室)長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、ならびに特重施設の代替設備に対して基準津波高さを一定程度超える津波を想定した津波高さを考慮した水密性を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

なお、取水路防潮ゲートの遠隔閉止信号を停止する場合は、現地の手動操作により敷地への遡上および水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位に至る前にゲートを落下できるよう、発電所構外の観測潮位に通常の潮汐とは異なる潮位変動や故障を示す指示変動がないことを確認し、資機材を確保するとともに体制を確保し、維持する。

- k.津波評価条件の変更の要否確認
 - (a) 各課(室)長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を 行う。
 - (b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。

5.5 定期的な評価

- (1) 各課(室)長は、5.1項から5.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。
- (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。
- 5 . 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課(室)長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

5.7 その他関連する活動

- (1) 原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。
 - a.新たな知見の収集、反映

原子力技術部門統括(原子力技術)および原子力技術部門統括(土木建築)は、 定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に 関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。

6 竜 巻

安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

6.1 要員の配置

- (1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第 121条に定める必要な要員を配置する。

6.2 教育訓練の実施

- (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻発生時における 車両退避等の訓練を実施する。
- (2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。
- (3) 各課(室)長は、各課員に対して、竜巻対策設備の施設管理、点検に関する教育 訓練を定期的に実施する。

6.3 資機材の配備

各課(室)長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。

6.4 手順書の整備

(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

a . 飛来物管理の手順

- (a) 各課(室)長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材 1 よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。
- (b) 各課(室)長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。
- (c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。

1:設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。

飛来物の種類	鋼製材
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2
質量 (kg)	135

- b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応
 - (a) 安全・防災室長は、車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。
 - (b) 各課(室)長は、ディーゼル発電機建屋の水密扉の閉止状態の確認するととも に、換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。
 - (c) 原子燃料課長は、燃料取扱作業を中止する。
 - (d) 各課(室)長は、1号炉および2号炉の使用済燃料ピット上部を防護ネットで 覆う操作を実施する。
- c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等 各課(室)長は、竜巻飛来物防護対策設備の取付および取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。
- d. 代替設備または予備品確保

各課(室)長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備または予備品を確保する。

e . 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認

各課(室)長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

- f . 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置
 - (a) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。
 - (b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。
 - (c) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。
 - (d) 土木建築課長は、取水路防潮ゲートに損傷を発見した場合、安全機能回復の 応急処置を行う。
 - (e) 電気保修課長および計装保修課長は、潮位観測システム(防護用)に損傷を発見した場合は、安全機能回復の応急処置を行う。
 - (<u>f</u>) 当直課長は、取水路防潮ゲート<u>または潮位観測システム(防護用)</u>の安全機能回復が困難な場合、プラント停止操作を行う。
 - (g) 各課 (室) 長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。

g. 施設管理、点検

各課(室)長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

6.5 定期的な評価

- (1) 各課(室)長は、6.1項から6.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。
- (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。

6.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置

各課(室)長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

6.7 その他関連する活動

- (1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。
 - a.新たな知見の収集、反映

原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。

添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準

(第18条の5および第18条の6関連)

特重施設および特重施設要員に係る規定は、3号炉および4号炉を対象に適用する。

から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。

イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材 の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援 組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作 の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることがで きるように支援計画を策定する。

さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。

また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、 食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が 継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。

1.3 手順書の整備

(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。

また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容および重大 事故等対策に用いる特重施設に係る内容を社内標準に定める。

- ア 安全・防災室長および発電室長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または<u>1号炉、2号炉、</u>3号炉および4号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を社内標準に定める。
- イ 安全・防災室長および発電室長は、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を 社内標準に定める。

具体的には、表 - 15「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。

- ウ 安全・防災室長および発電室長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を社内標準に定める。
- (ア) 炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うこ

となく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準

- (1) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水 源が枯渇または使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるようにす る判断基準
- (ウ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準
- (I) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準
- (1) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作 については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手 の判断基準
- (カ) 重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、 重大事故等発生時には速やかに移行できる判断基準
- (キ) 重大事故等対策時において、特重施設の準備を並行して開始し、常設重大事故 等対処設備に期待できない場合、可搬型重大事故等対処設備よりも特重施設を優 先して事故対処を行うための判断基準
- エ 安全・防災室長および発電室長は、財産(設備等)保護よりも安全を優先すると いう社長の方針に基づき、以下の判断基準を社内標準に定める。
- (ア) 発電室長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を社内標準に定める。
- (1) 安全·防災室長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、 発電所の緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を 社内標準に定める。
- (ウ) 安全・防災室長および発電室長は、原子炉格納容器破損防止対策において、原子 炉格納容器内自然対流冷却操作を・・・(以下略)
- オ 安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故 の進展状況に応じて、実効的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支 援組織用の社内標準を定める。
- (P) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。
 - - 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用
 - b 事象の判別を行う事項 原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判 別および対応措置に使用
 - c 故障および設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化および設計基準事故の対応措置に使用
 - d 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使 用
 - e 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器の破損を防止

するために実施する対応措置に使用

- (イ) 支援組織用の社内標準に緊急時対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。
- (ウ) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間 を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。
 - a 故障および設計基準事故に対処する事項により事故判別ならびに初期対応を 行う。
 - b 多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項(事象ベース)に移行する。
 - c 事象の判別ならびに初期対応を行っている場合または事象ベースの事項にて 事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定めた適用 条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する 事項の、安全機能ベースの事項に移行する。
 - d 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対する事象ベースの事項を優先する。
 - e 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障および設計基準事故に対処する事項に戻り処置を行う。
 - f 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項による対応で、 事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対 処する事項に移行し対応処置を実施する。
- カ 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内標準に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。

具体的な手順については、表 - 15「事故時の計装に関する手順等」参照。

- (ア) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけること。
- (イ) 通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータに て当該パラメータを推定する方法に関すること。
- (ウ) 記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測 可能なパラメータをあらかじめ選定すること。
- (I) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。

また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、 社内標準に定める。

- キ 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ 挙動予測や影響評価のための判断情報を社内標準に定める。
- ク 各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。

(ア) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発表された場合、原則として <u>循環水ポンプを停止(プラント停止)し、</u>取水路防潮ゲートの閉止<u>および</u>原子炉 の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、 津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。

ただし、以下の場合はその限りではない。

- a 大津波警報が誤報であった場合
- b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、高浜発電所を含む地域に到達する までの時間経過で、大津波警報が見直された場合
- (1) 安全・防災室長および発電室長は、取水路防潮ゲートの閉止判断基準等を確認した場合、循環水ポンプを停止(プラント停止)し、取水路防潮ゲートの閉止および原子炉の冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。
- (ウ) 各課(室)長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。
- (<u>I</u>) 各課(<u>室</u>)長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の 強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。
- ケ 安全・防災室長および発電室長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の 指示・操作を行うことができるよう、運転員(当直員) 緊急時対策本部要員、緊急 安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための 判断基準値以下とするための手順および体制を社内標準に定める。
- (ア) 安全・防災室長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、 防液堤等の運用管理および防液堤等の施設管理の実施により、運転員(当直員) 緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員および特重施設要員の吸気中の有毒ガス 濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を社 内標準に定める。
- (1) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対して、運転員(当直員) 緊急時対策本部要員および特重施設要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室換気設備(1 号炉および2号炉) 中央制御室空調装置(3号炉および4号炉) 緊急時対策所換気設備および・・・(以下略)
- (ウ) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員) 緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員および特重施設要員に対して配備した防護具を着用することならびに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順および体制を社内標準に定める。
- (I) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員(当 直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信連絡設備により、発電所内の必要な要 員に有毒ガスの発生を周知する手順を社内標準に定める。
- (オ) 安全・防災室長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対

処設備(原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。)の接続を行う 地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1.2(1)項で配備する 薬品保護具を着用する手順を社内標準に定める。

コ 各課(室)長は、重大事故等対策における緊急時制御室の居住性に関する手順について、表 - 2 7 「緊急時制御室の居住性に関する手順」を参考に、必要な手順を 社内標準に定める。

(2) 重大事故等対処設備に係る事項

ア 切替えの容易性

各課(室)長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて、通常時の系統状態から弁操作または工具等の使用により切り替えられるよう当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を社内標準に定める。

イ 重大事故等発生後の中長期的な対応手順

安全・防災室長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等に備えて、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設系統の復旧手段、および、あらかじめ確保した部材を用いた仮設系統の構築手段について、手順を整備する。

1.4 定期的な評価

- (1) 各課(室)長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。
- (2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。
- (3) 原子力安全部門統括は、1.1項および1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。